

兒少及智能障礙性侵害案件詢問工作國際焦點團體（工作坊）

Workshop on the Forensic Interviewing of Children and People with Intellectual Disabilities in Sexual Abuse Cases - Using the NICHD Investigative Interview Protocol

壹、緣起(Background)

兒童及心智障礙性侵害被害人因其認知、記憶、語言等能力發展的限制，造成詢問案情與製作筆錄的困難，加上此類案件延遲報案機率高，跡證及現場採證相對困難，證據保全不易。若無其他外傷、DNA 等相關證據佐證，僅有兒童、身心障礙者證詞作為唯一證據時，往往使得被告獲無罪判決比例偏高。NICHD 訪談程序(The NICHD Investigative interview Protocol)是目前被廣為運用且具有實證基礎的訪談系統，該訪談程序分為七個階段：1.介紹(introduction)、2.建立關係(rapport-building)、3.敘說練習(narrative training)、4.取得指控階段(transitional phase)、5.真實問案階段(substantive phase)、6.通報的信息(disclosure)、7.結束(closing)，在這程序中關注兒童發展的議題，包含：語言能力、記憶、受暗示性、法庭需求、會談者的行為、創傷和壓力的影響...等，以提升與兒童的偵查會談品質。

衛生福利部為提升我國性侵害防治工作之國際視野，促進國際化交流及發展本土工作模式，強化科學辦案與行為證據之偵處知能，委託本會辦理『培力兒童、智能障礙者性侵害案件詢問人才資源計畫－兒少及智能障礙性侵害案件詢問工作國際研討會/國際焦點團體（工作坊）』，邀請 NICHD 訪談程序之國際權威專家學者透過課程講授、經驗分享，和討論演練，增進臺灣性侵害防治網絡專業人員實務操作能力。

貳、主辦單位(Host)：

衛生福利部 Ministry of Health and Welfare

參、承辦單位(Organizer)：

財團法人現代婦女教育基金會 Modern Women's Foundation

肆、協辦單位(Co-Organizers)：

國立臺灣大學中國信託慈善基金會兒少暨家庭研究中心 NTU Children and Family Research Center

高雄市政府 Kaohsiung City Government

臺北律師公會編輯委員會 Taipei Bar Association

兒童福利聯盟文教基金會 Child Welfare League Foundation

伍、會議時間 (Time)

2013 年 09 月 16 日 (一) 到 2013 年 09 月 17 日 (二)

陸、會議地點 (Location)

高雄市蓮潭國際會館 401 會議室

401Meeting Room, Garden Villa

國際焦點團體（工作坊）議程

第一天：2013/09/16（一）

時間	課程主題	講師
08:30~09:00	報到	工作人員
09:00~12:30	Pre-Interview Planning 訪談前的準備計劃	Dr. Makiko Naka, Professor, Department of Psychology, Hokkaido University Mr. Shingo Sasaki, Academic Fellow, Department of Psychology, Hokkaido University 國立臺灣大學心理學系暨研究所趙儀珊助理教授 現代婦女基金會林美薰副執行長
12:30~13:30	午餐	
13:30~17:00	Interview Guide 訪談綱要	Dr. Makiko Naka, Professor, Department of Psychology, Hokkaido University Mr. Shingo Sasaki, Academic Fellow, Department of Psychology, Hokkaido University 國立臺灣大學心理學系暨研究所趙儀珊助理教授 現代婦女基金會林美薰副執行長
17:00~	賦歸	

第二天：2013/09/17（二）

時間	課程主題	講師
08:30~09:00	報到	工作人員
09:00~12:30	Using forensic interview aids 輔具訊問道具的操作與應用	講師： Dr. Makiko Naka, Professor, Department of Psychology, Hokkaido University Mr. Shingo Sasaki, Academic Fellow, Department of Psychology, Hokkaido University 國立臺灣大學心理學系暨研究所趙儀珊助理教授 現代婦女基金會林美薰副執行長
12:30~13:30	午餐	
13:30~17:00	Role Play 分組實務演練	講師： Dr. Makiko Naka, Professor, Department of Psychology, Hokkaido University Mr. Shingo Sasaki, Academic Fellow, Department of Psychology, Hokkaido University 國立臺灣大學心理學系暨研究所趙儀珊助理教授 現代婦女基金會林美薰副執行長
17:00~	賦歸	

WORKSHOP ON THE FORENSIC INTERVIEWING OF CHILDREN AND PEOPLE WITH INTELLECTUAL DISABILITIES IN SEXUAL ABUSE CASES - USING THE NICHD INVESTIGATIVE INTERVIEW PROTOCOL

Kaohsiung Workshop

2013/09/16 (Mon.)

Time	Topic	Speaker/Assistant
08:30~09:00	Registration	
09:00~12:30	Pre-Interview Planning	Dr. Makiko Naka, Professor, Department of Psychology, Hokkaido University Mr. Shingo Sasaki, Assistant, Hokkaido University Dr. Yee-San Teoh, Assistant Professor, Department of Psychology, National Taiwan University Ms. Mei-Hsun Lin, Deputy Chief Executive Officer, Modern Women's Foundation
12:30~13:30	Lunch	
13:30~17:00	Interview Guide	Dr. Makiko Naka, Professor, Department of Psychology, Hokkaido University Mr. Shingo Sasaki, Assistant, Hokkaido University Dr. Yee-San Teoh, Assistant Professor, Department of Psychology, National Taiwan University Ms. Mei-Hsun Lin, Deputy Chief Executive Officer, Modern Women's Foundation
17:00~	Closing	

2013/09/17 (Tue.)

Time	Topic	Speaker/Assistant
08:30~09:00	Registration	
09:00~12:30	Using Forensic Interview Aids	<i>Dr. Makiko Naka</i> , Professor, Department of Psychology, Hokkaido University <i>Mr. Shingo Sasaki</i> , Assistant, Hokkaido University <i>Dr. Yee-San Teoh</i> , Assistant Professor, Department of Psychology, National Taiwan University <i>Ms. Mei-Hsun Lin</i> , Deputy Chief Executive Officer, Modern Women's Foundation
12:30~13:30	Lunch	
13:30~17:00	Role Play	<i>Dr. Makiko Naka</i> , Professor, Department of Psychology, Hokkaido University <i>Mr. Shingo Sasaki</i> , Assistant, Hokkaido University <i>Dr. Yee-San Teoh</i> , Assistant Professor, Department of Psychology, National Taiwan University <i>Ms. Mei-Hsun Lin</i> , Deputy Chief Executive Officer, Modern Women's Foundation
17:00~	Closing	

第一天：2013/09/16（一）

Day1 2013/09/16 (Mon.)

第二天：2013/09/17（二）

Day2 2013/09/17 (Tue.)

Pre-Interview Planning

訪談前的準備計劃

Interview Guide

訪談綱要

Using forensic interview aids

輔具訊問道具的操作與應用

Role Play

分組實務演練

Speaker 講師

Dr. Makiko Naka

學術專長 / Research Interests

認知心理學、發展心理學、心理學與法律、人類記憶、語言發展、目睹證詞、偵查訊問

Cognitive Psychology, Developmental Psychology, and Psychology and Law; Human Memory; Language Development; Eyewitness Testimony; Investigative Interviews

經歷 / Positions

現任 / Current Position

日本北海道大學教授

Professor, Hokkaido University

曾任 / Professional Experiences

日本御茶水女子大學研究助理、日本千葉大學助理教授、日本千葉大學副教授

Research Assistant, Ochanomizu University; Assistant professor, Chiba University; Associate professor, Chiba University; Associate professor, Tokyo Metropolitan University

學歷 / Education

日本御茶水女子大學心理學博士；日本御茶水女子大學心理學碩士；日本御茶水女子大學心理學學士

Psychology, Ph.D., Ochanomizu University, Tokyo, Japan; Psychology, MS, Ochanomizu University, Tokyo, Japan; Psychology, BA, Ochanomizu University, Tokyo, Japan

著作 / Publications

英文著作 / Publications in English

- Naka, M. (2006). Memory talk and testimony in children. In Mazuka et al (Eds.) Handbook of East Asian. Psycholinguistics. Pp. 123-129. Cambridge University Press.

- Naka, M. (1989). Memory of a conversation. *The Japanese Journal of Discourse Processes*, 1, 79-84.
- Naka, M., and Takizawa, M. (1990). Writing over and over? Does it work? Then why?. *千葉大学教育学部研究紀要*, 38(1), 31-36.
- Naka, M., and Minami, K. (1991). Memory psychophysics for areas: distortion in natural memory of a school campus. *Perceptual and Motor Skills*, 73, 995-1003.
- Naka, M., and Yasuda, H . (1995). Asymmetrical conversation between a Japanese native speaker and a foreigner. *千葉大学教育学部研究紀要*, 43(1), 1-6.
- Naka, M., and Naoi, H. (1995). The effect of repeated writing on memory. *Memory & Cognition*, 23(1), 201-212.
- Naka M., Itsukushima, Y., and Itoh, Y. (1996). Eyewitness testimony after three months: A field study on memory for an incident in everyday life. *Japanese Psychological Research*, 38(1), 14-24.
- Maki, Y., Janssen, S., Uemiya, A., & Naka, M. (2012). The phenomenology and temporal distributions of autobiographical memories elicited with emotional and neutral cue words. *Memory*.
- Naka, M. (in press). Psychology and Law in Japan: Recent Developments. *Japanese. The Annual Report of Educational Psychology*.

Speaker 講師

Mr. Shingo Sasaki

經歷 / Positions

現任 / Current Position

日本北海道大學人類科學系研究員

Assistant of the Training, Assistant of Symposiums and Colloquiums, Graduated School of Letter, Department of Human Science, Hokkaido University, Sapporo

曾任 / Professional Experiences

日本早鹽學園女子短期大學早期兒童教育學系研究助理

Assistant of the training, Assistance of Class Preparations, Research assistant, Liaison with Nurseries and Kindergartens, Department of Early Childhood Education, Koen Gakuen Women's Junior College, Sapporo

證照 / Boards

國小教師執照；中學日文教育教師執照；特殊教育教師執照

Teacher's Certificate of Elementary School; Teacher's Certificate of Junior High School (Japanese Education); Teacher's Certificate of Special Education School

學歷 / Education

北海道大學教育學院教育所教育學碩士；北海道大學人類發展學系博士班課程

Master of Pedagogy, Department of School Education, Graduated school of Education, Hokkaido University of Education, Sapporo; Hokkaido University, Sapporo, Department of Human Science (Doctoral Course), Graduated school of Letter

Speaker 講師

趙儀珊博士 Teoh, Yee-San, Ph. D.

學術專長 / Research Interests

發展法律心理學；兒童證人記憶、兒童司法訪談；兒童虐待和疏忽、家庭暴力

Forensic Developmental Psychology; Children's Eyewitness Memory, Forensic Interviewing of Children; Child Abuse and Neglect, Family Violence

經歷 / Positions

現任 / Current Positions

國立臺灣大學心理學系暨研究所助理教授；國立臺灣大學中國信託慈善基金會兒少暨家庭研究中心研究員；美國司法心理學會會員；美國心理學會第七部門會員；東部心理協會會員

Assistant Professor, Department of Psychology, National Taiwan University; Researcher, National Taiwan University Chinatrust Charitable Foundation Children & Family Research Center; Member, American Psychology-Law Society; Member, American Psychological Association Division 7; Member, Eastern Psychological Association.

曾任 / Professional Experiences

國立臺灣大學心理學系暨研究所客座助理教授；國立臺灣大學法律學院客座助理教授；紐約市立大學布魯克林學院心理學系兼任助理教授；紐約市立大學布魯克林學院心理學系博士後；英國劍橋大學社會及發展心理學系研究助理

Visiting Asst Professor, Department of Psychology, National Taiwan University; Visiting Asst Professor, Department of Law, National Taiwan University; Adjunct Assistant Professor, Department of Psychology, Brooklyn College, City University of New York; Postdoctoral Fellow, Department of Psychology, Brooklyn College, City University of New York; Research Assistant, Department of Social & Developmental Psychology, University of Cambridge.

學歷 / Education

英國劍橋大學社會與發展心理學博士；英國劍橋大學社會與發展心理學碩士；
英國德倫大學心理學學士

PhD. in Social & Developmental Psychology, University of Cambridge; MPhil in
Social & Developmental Psychology, University of Cambridge; BSc in Psychology,
University of Durham.

Speaker 講師

林美薰副執行長 Lin, Mei-Hsun, Deputy Chief Executive

專長興趣 / Area of Interests

婦女暴力：家庭暴力、性侵害、性騷擾、婦女權利、被害人權益、家庭司法正義；創傷與修復：被害人諮商、壓力管理、替代性創傷照護關懷

Violence against Women: Domestic Violence, Sexual Assault, Sexual Harassment, Women's Right, Victims' Right, Family Justice in Court; Trauma and recovery: Victims' Counseling, Stress Management, Vicarious Trauma of Helping Professions

經歷 / Positions

現任 / Current Position

現代婦女基金會副執行長；諮商心理師；北市家庭暴力暨性侵害防治委員會；女性權益促進委員會委員；新竹縣性騷擾防治委員會委員；桃園縣心理健康促進委員會委員

Deputy Chief Executive, Modern Women's Foundation; Counseling Psychologist; Member, Board of Domestic Violence and Sexual Assault Prevention, Taipei City; Member, Board of Sexual Harassment Prevention, Hsinchu County; Member, Board of Community Psychological Health Centers, Taoyuan County

曾任 / Previous position

現代婦女基金會輔導組長；台北縣及台北市家庭暴力及性侵害防治中心特約諮商心理師；警專講師；慈濟大學社工系兼任講師；士林地院調解委員；機構外聘督導

Counselor and Supervisor, Modern Women's Foundation; Counseling Psychologist, Taipei City and Taipei County Domestic Violence and Sexual Assault Prevention Center; Lecturer, Taiwan Police College and Tzu-chi University; Mediator, Shi-Lin District Court, Taipei City

證照 / Boards

諮商心理師合格

Counseling Psychologist, Taiwan

學歷 / Education

英國倫敦大學政經學院(LSE)社會心理學碩士;英國諾丁漢大學心理系文憑碩士

美國、加拿大遊戲治療與創傷治療進修

MSc. in Social Psychology, London School of Economics, University of London, UK; Dip. in Psychology, Nottingham University, UK

NICHDプロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き(2010.10)

北海道大学大学院文学研究科 仲真紀子

【導入】

1. 今日は _____ 年 _____ 月 _____ 日で、時刻は _____ 時 _____ 分です。私は _____ さん【被面接者】に、
_____ 【場所】で面接をします。

こんにちは、私の名前は _____ です。私の仕事は子どもからお話を聞くことです。この会話は録画します。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。他の人が見ることもありますが、○さんに迷惑がかかることはありません。

2. 面接を始める前にお約束があります。

- ① (本当) 今日、本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを話さなければなりません。
- ② (わからない) もしも私の質問が分からなかったら、『分からない』と言ってください。
- ③ (知らない) もしも私の質問の答えを知らなかったら、『知らない』と言ってください。
- ④ (間違い) もしも私が間違ったことを言ったら、間違ってるよと言ってください。
- ⑤ (その場にいない) 私はその場にいなかったの、何があったか分かりません。どんなことでも、あったことを話してください。

3. ラポール：○さんのことをもう少し知りたいので聞きます。○さんは何をするのが好きですか。

4. 出来事を思い出す練習：それでは前のことを思い出してお話する練習をしましょう。今日あったことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを全部話してください。

【自由報告】

5. それでは、こんどは○さんがどうして／ここにいるか／ここに来たか／、話してください。

(出てこなかったら次のような文言を行う)

- ① ○さんが[いつ、どこで]、[お医者さん、先生、児相の先生、その他の専門家]に話をしたと聞いています。その出来事について話してください。
- ② ○さんの _____ 【体の場所】に[跡、傷、あざ]があるけれど[あると聞いた]けれど、そのことについて、全部話してください。

【質問】

6. それは1回だけですか、それとも1回よりも多かったですか？⇒yesならば、それでは／一番最後について／一番最初について／一番よく覚えているときについて／話してください。

7. オープン質問

- ① 何があったか全部話してください。
- ② ○してから△までのことを _____、全部話してください。
- ③ さっき○○って言っていたけれど _____、そのことについてもっと話してください。
- ④ それから？ そして？ あとは？
- ⑤ エコーイング (子どもの言葉を繰り返すのみ)
- ⑥ ふん、ふん

8. WH質問

(裏に続く)

9. ブレイク

10. クローズド質問

11. 暗示質問・開示に関する質問・誘導質問

- ① その人は何か言いましたか／他に誰かいましたか。
- ② このことを知っている人は他に誰かいますか／その人はどうしてこのことを知っていますか。
- ③ ーされたことはありますか。

【クロージング】

12. たくさんのことを話してくれました。助けてくれて、どうもありがとうございます。

- ① (知っておいた方がよいこと) 他に、私が知っておいた方がよいことは、ありますか。
- ② (話しておきたいこと) 他に、○さんが私に話しておきたいことは、ありますか。
- ③ (質問) ○さんからは、何か質問はありますか。
- ④ (連絡先) また何か話したくなったら、この電話番号に電話をかけてください。

13. 今は[時, 分]です。これで面接を終わります。

本手続きはLamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. Child Abuse and Neglect, 31, 1201-1231. にもとづいている。

依據NICHHD訪談程序所規劃之司法訪談相關基本程序（2010.10）

北海道大學大學院文學研究科 仲真紀子

【前導】

1. 今天是 _____ 年 _____ 月 _____ 日，現在時刻 _____ 點 _____ 分。我在 _____ 【地點】進行 _____ 【受訪者】的訪談。

你好，我的名字叫 _____。我的工作負責向小朋友問一些問題。我們的對話會錄影下來。錄影是怕我會忘記你說過的話，如果忘記了我就會看影片想起來。其他的人也會觀看這段影片，但是不會造成○你的困擾。

2. 訪談開始前先答應我幾件事：

- ①（真正的事情） 今天最重要的是只能講真正的事情，一定只能講真的發生過的事情。
- ②（不懂） 如果你聽不懂我的問題，請你告訴我你「聽不懂」。
- ③（不知道） 如果你不知道我問你問題的答案，請你告訴我你「不知道」。
- ④（不對） 如果我說的內容不正確，請你告訴我我說的不對。
- ⑤（不在場） 因為我當時不在場，所以不知道發生了什麼事情。所以不管當時發生了什麼事情，都請你告訴我。

3. 建立關係：我想多了解○你的事情，所以想問你一些問題。○你喜歡做些什麼事情呢？

4. 練習回想發生過的事情：接下來，我們來練習回想發生過的事情，並且把事情說出來。請把你今天發生過的事情告訴我。請把你從今天早上起床後到現在，這段期間發生過的事情全部告訴我。

【自由闡述】

5. 接下來，請○你說一下，為什麼會在這裡／到這裡來／。

（若受訪者無法回答則採下列的提問方式）

- ① 我聽說○你[何時、何地]，跟[醫生、老師、兒童輔導機構的老師、其他專家]說過一些事情。請你也把那些事情告訴我。
- ② ○你的 _____ 【身體部位】上有[聽說有][疤痕、傷口、瘀青]，請把關於這些的事情全部告訴我。

【提問】

6. 這樣的事情你只遇過一次，還是已經發生過很多次？⇒如果答案是yes，請你告訴我最後一次／第一次／印象最深一次的情況。

7. 開放式提問

- ① 請你告訴我發生過的所有事情。
- ② 請你告訴我從○後到△為止，這段時間發生過的所有事情。
- ③ 剛剛你說有發生過○○○，請你再多告訴我一些相關的事情。
- ④ 然後呢？接著呢？之後呢？
- ⑤ 重複話語（僅重複受訪者所說過的話）
- ⑥ 嗯、嗯

8. WH-提問

(接續背面)

9. 休息時間

10. 封閉式提問

11. 暗示性提問、關於公開程度的提問、誘導性提問

- ① 那個人說了什麼嗎／當時還有其他人在嗎？
- ② 有其他人知道這件事嗎／那個人為什麼知道這件事？
- ③ 有遭受過～的事情嗎？

【結束】

12. 謝謝你告訴我這麼多事情，非常感謝你的協助。

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| ① (想讓我知道的事情) | 其他還有什麼想讓我知道的事情嗎？ |
| ② (想跟我說的話) | ○你，還有沒有其他想跟我說的事情呢？ |
| ③ (問題) | ○你，有什麼想問我的事情嗎？ |
| ④ (聯絡方式) | 如果你還有想到什麼事情要跟我說，請打這個號碼跟我聯絡。 |

13. 現在時刻[點，分]。訪談到此結束。

本程序安排主要依據Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. Child Abuse and Neglect, 31, 1201-1231。

SE3R(E. Shepherd)より

[illegible][illegible]

北大司法面接ガイドライン（仲真紀子）2010. 10

第1 子どもの供述の特徴と課題

1. 子どもの供述の問題

（1）はじめに

犯罪を解決し、将来の犯罪を予防するには子どもからでの事情聴取が重要である。しかし、子どもから情報を正確に聞き出すことは容易ではない。ここでは、子どもの供述の信用性を下げるいくつかの要因について説明する。一般的な認知発達、特に被暗示性等の子どもの側の問題、面接までの時間や面接者、質問の質などの大人の側の問題、そして面接の繰り返しという組織的問題について述べる。

（2）供述の信用性に関わる問題

ア 子どもの認知発達

正確な供述には、出来事を正確に知覚する力、記憶し保持する力、そして伝達する力が重要である。このいずれにおいても、幼児は児童より、児童や青年よりも劣っている。例えば、私たちは、知識がありよく知っているものであれば、よくよく知覚し記憶することができる。カフスが何をするもので、一般にどのような役目を果たすものか知識がある方が、ない場合よりも、カフスの存在を認め、カフスとして記憶することが容易であるだろう。子どもは生活年齢が短く知識が少ないため、知覚し記憶するための手がかりが少ない。そのために効率よく知覚し、記憶することができない。

伝達する力も年齢を追って向上する。幼児は1歳を過ぎたころから言葉を話すようになるが、出来事を報告するようになるのは3, 4歳である。しかし、4歳であってもファンタジーと現実が一緒になったり、別の出来事が一つになったりする（上原,）。また、一般に出来事は「いつ、どこで、誰が、何を、どうした」から成るが、これらの情報の理解や産出には発達的な順序がある。「何をした、どうした」という「活動」については4, 5歳児でもかなり産出することができる。「誰」「どこ」は、自発的には報告されにくい、質問すればある程度は報告することができる。しかし、「いつ」「なぜ」「どのように」は難しく、尋ねられても正確に答えられないことが多い。特に、「いつ」という時間情報が答えられるようになるのは7, 8歳以降である。大人であっても手帳やメモなどを見なければ正確な日付を思い出すのは困難であり、児童ではその傾向はさらに強い。

イ 被暗示性の問題

加えて、子どもの認知発達における大きな特徴として「被暗示性」がある。被暗示性は、他者・他所から得られた情報を自らの考え・体験であるかのように思いこんでしまう傾向性である。被暗示性が高い原因としては、①認知能力の発達が十分でなく、体験したことや目撃したことを正確に記憶にとどめておくことができない（エピソード記憶が確立していない）、②自己の発達が十分でないため、自分の体験に由来する情報と他者から与えられた情報の区別が付きにくい（情報源の混乱が生じやすい）、③常に大人の庇護のもとで生活しているため、大人の言うことはきくべきだ、あるいは大人を喜ばせたいという態度をとりがちである（迎合性がある）などが挙げられる（仲, 2005; 仲・上宮, 2005）。

幼児，児童の被暗示性が高いことを示す実験研究は数多く行われている。例えば，菊野（1993）は小学校 2 年生と 5 年生を対象に，チューリップが咲いている公園などの画像を提示した後，「ひまわりが咲いた公園は暖かそうでしたか」等の質問を行った。その後，記憶テストを行い，何を見たかを思い出してもらい，さらに「思い出したこと」は，画像で見たのか質問に含まれていたかという情報源の判断課題も行った。その結果，2 年生，5 年生の両方において情報源の混乱が認められた。

ウ 面接の質と子どもの供述の信用性

子どもの認知能力は大人に比べ低い，暗示の少ない問かけがなされれば，子どもからも正確な情報を引き出すことができる。古くは，知能テストを開発したビネーが，以下のような実験を行った（Ceci, 1995 の紹介による）。ビネーは，板にボタンを糊で貼りつけた装置を 10 秒間子どもに見せ，様々な質問を行った。ある条件の子どもにはボタンがどのようについてたか自由に報告してもらい（自由再生），別の条件の子どもには「ボタンはどのようにボードについていたか」，「糸でつけられていたのではないか」，「糸は何色だったか」などの質問を行った。その結果，子どもが最も正確に答えられるのは自由再生であり，質問が暗示的になるほど答えが不正確になること，答えの真偽によらず子どもは自信をもって答えること，質問によって記憶が変容し，修正がきかなくなること等を示している。

事情聴取に関して，子どもの供述の信用性に影響を及ぼす要因を以下に示す。

- ・ 出来事から事情聴取までの時間：記憶は，指数関数で減衰する。このことは，出来事があつてから 1 日に失われる情報の量は，出来事の 1 月後の 1 日に失われる量の数倍，数十倍にもなることを意味している。したがって，事情聴取はできるだけ早く行わなければならない。
- ・ 面接者：一般には，厳格で権威的な面接者よりも，柔和な面接者に対し，子どもはより多くの情報を提供できる（ミルン・ブル；Gudjonsson）。しかし，極度に親和的な面接者も子どもの迎合性を高め，誘導する可能性がある。例えば Bruck らは，親和的なパペットが誘導要因となることを示している（Bruck & Ceci, ）。。
- ・ 質問の種類：オープン質問（「話してください」「それから？」等），WH 質問（「いつ」「どこで」「何が」等）に対する報告は比較的正確である。これに対し，クローズ質問（選択肢型の質問等），付加疑問文（「一でしょう，一ですね」）は子どもの答えを誘導しやすい（Lepore & SESCO, 1994; Hershkowitz, 1999）。これは，クローズ質問に含まれる特定の情報「白でしたか，黒でしたか」に含まれる，白，黒といった情報が暗示情報となるからである。

また，文法的に複雑な長い質問，否定形が含まれる質問，指示名詞（それ，あれ，これ等）が含まれる質問，難しい言葉を用いての質問（被疑者，状況，現場等）は不適切な回答を促したり，迎合性を高めたりする（Perry, McAuliff, Tam, Claycomb, Dostal & Flanagan 1995）。例えばウォーターマンらは，「タンポポは机よりも親切ですか？」など，意味の通らない質問に対しても，子どもが答えてしまうことを示している（Waterman, Blades, & Spencer, 2000）。

- ・ 質問の繰り返し：質問を繰り返すことにより，子どもの供述は変遷しやすくなる。学校での会話に慣れている子どもは，質問が繰り返されると「前の答えは違っているのだ」と考え，答えを変えてしまう可能性がある（Seagal, ）。。
- ・ 言い換え：面接者による言い換え（「あたった」を「触った」，「ちんちん」を「性器」等）も誘導として

機能する。面接官は、語彙の少ない子どもを代弁し、助けるために言い換えたのかもしれないが、こういった言い換えが子どもの供述を不正確にする (Ackquil)。

- ・ 圧力・誘導：①仮説に沿った質問をし、仮説に合わない答えは無視する、②取引する（「話してくれたら遊んでもいいよ」）、③よい結果を述べる（「話してくれれば助けてあげられる」）、④悪い結果を述べる（「話してくれないと助けてあげられない」「話してくれないと大変なことになる」）、⑤矮小化する（「たいした事ではないから話してほしい」）、⑥被疑者のことを悪く言う（「あの人はそういうことやりそうだ」「悪い人は捕まえよう」）、⑦補強証拠に言及する（「みんなそう言ってるよ」「証拠がある」）、⑧対立する（「だったらこの怪我はどう説明するの」）、⑨子どもに対し否定的なことを言う（「ちゃんと話してくれないと」「もっとはっきり言って」）等は圧力・誘導として機能する (Ceci, Siegal, Hershkowitz)。

エ 面接の繰り返し

子どもが被害をほのめかす言動をとると、周囲の大人は心配や不安を駆り立てられ、あれこれと質問する。例えば、学校で教師に被害をほのめかした児童に対し、担任の教員が尋ね、校長が尋ね、カウンセラーや養護教諭が尋ね、さらに母親が尋ね、父親が尋ねるといったことも一般的である。事件化されれば、警察官が数回にわたって事情聴取を行い、検事や裁判官も質問を行うだろう。こういった過程は下記のような問題をはらんでいる。

- ・ 供述の変遷：子どもの記憶は減衰しやすく、また子どもは誘導を受けやすい。よって面接を繰り返すほど、記憶が汚染されたり、誘導が生じる可能性は高くなる。
- ・ 精神的二次被害：つらい出来事についての情報を繰り返し求められることにより、精神的被害が悪化したり、身体的不調を訴えるようになる。

こういった問題を避けるためには、面接の回数を最小限（原則として 1 回）とし、これを客観的方法で記録しておく（録画する）ことが望ましい。2010 年 6 月、国連子どもの権利委員会は、司法手続きにおける子どもの面接の繰り返しを懸念し、日本に対し、ビデオ録画を取り入れるようを勧告している。

オ 事情聴取と精神的サポート

日本では、被害者に対する面接を行う際は、被害者の心理に寄り添い、共感しながら事情を聞くというのが一般的であるかもしれない。しかし、精神的外傷の回復を目指す心理的サポートと、侵入的でもある事実確認では目指す方向が明らかに異なり、これらを同一の人が同時に行うことは不適切である。これらを同一の人が行おうとすると、被害者にとっては「共感してくれる人に、話したくない話をするよう求められ、苦しい」ということになり、面接官にとっては「事件を解決するためには詳しく聞きたい、しかし詳しく聞こうとするほど被害者は苦しむ」ことになる。

そのため、事実確認と精神的サポートとは分離させ、異なる人物が行うことが望ましい。また、事実確認は、精神的サポートと明確に区別し、両者を混同しないという認識をもつことが重要である(表 1 を参照のこと)。

表 1：司法面接とカウンセリングの違い (APSAC による資料を参考にした)

項目	司法面接	カウンセリング、一般の面接
目的	事実確認、調査、捜査	カウンセリング

時間	できるだけ初期に	被面接者の準備ができたときに
面接室	暖かいが、簡素。おもちゃ等のディスプレイ（注意をそらすもの）がない	暖かく、心をなごませる。おもちゃなども可。
面接者	司法面接の訓練を受けた人。心理司、福祉司	カウンセラー，臨床心理士
面接者に必要な背景知識	認知心理学，発達心理学（記憶，言語，知覚の発達），福祉，法	臨床心理学，福祉
面接者と被面接者の関係性	暖かいが，中立，たんとんと	親密で，時に濃厚，受容的
面接者の声，姿勢	中立，たんとんと，姿勢を変えずに行う	トーンを合わせる，身をのりだすことも
面接者の表情	中立，たんとんと	親密，受容的，共感的，感情を表出することも
面接者のうなずき	しない	大きくうなずくこともある
面接の方法	手続きが決まっている	自由度が高い
質問や言葉かけ	情報を与えない，誘導しない，オープン質問を主体に，プロトコルで決められた質問を用いる	情報提供や誘導も可能，子どもの言葉を代弁したり，話しかけたり，好ましい方に誘導することも
扱う情報	事実が重要	主観的な体験が重要
ファンタジー	扱わない。事実のみに焦点化	ファンタジーも受け入れる。「ふり」や「つもり」を取り入れることも
ドール，フィギュア，おもちゃ，箱庭等	使用しない	使用することもある
イメージ	イメージではなく，事実が重要	イメージも重要
面接回数	原則として1回	数回～多数回
記録方法	面接をすべて録画，録音	面接終了後，筆記するのも可。
報告書	書き起こし資料，事件があった可能性の査定	簡潔な報告書の場合もある。心が傷ついているかどうかの査定

2. 司法面接の概要

上記の理由に鑑みれば，子どもから情報を得るには，できるだけ初期に誘導のかからない方法で聴取し，録音，録画しておくことが望ましい。そのために考案されたのが司法面接であり，アメリカ，イギリス，イスラエル，カナダ，ドイツなどに加え（アルドリッジ・ウッド，2004；ボークほか，2003；英国内務省，2007；法と心理学会，2005；Poole & Lamb，1998；Lamb, et al. 2007；仲，2001a, 2001b, 2009），韓国，ノルウェーなどでも，司法面接が子どもの被害者・目撃者から情報を得るための標準的な方法となっている。

この面接法は「特定の出来事」，「事実」を聞き取る事に焦点を当てている。そのため，臨床的な面接とは明確に異なる。また，誘導を極力排するために，面接者は暖かいがたんとんとした態度で臨み，以下のようなコミュニケーションパターンを守る（表1を参照のこと）。

- ・ 面接者からは極力情報を出さずに，子どもの話を聞く。
- ・ コメントをしない。
- ・ クローズド質問をしない。
- ・ 安易な応答をしたり，子どもの答えを言い換えたりしない。
- ・ 表情，態度を中立（ニュートラル）に保つ。

具体的な面接手続きは，次節において述べる。

第 2. 被害を受けた子どもからの事情聴取の手続き

1. 客観的聴取技法の概要

司法面接では、体験をできるだけ初期に、誘導のかからない方法（オープン質問や WH 質問）で一度だけ聴取し、録画する。そうすることで正確な情報を確保するとともに、子どもが何度も面接を受けなくてもすむように図る。

面接は、静かな部屋で、面接官と子どもが一对一で行う。面接は原則としてビデオと IC レコーダで記録する。面接手続きは、①導入（自己紹介、グラウンドルール（面接の約束事）、ラポール、出来事を思い出す練習）、②自由報告、③質問（オープン質問、WH 質問、クローズ質問、暗示質問）と進み、④クロージングで終結する。以下、まず聴取準備について延べ、次に面接の過程について述べる。

2. 聴取準備

（1）面接時期

ア 面接の時期

出来事の記憶は、体験直後から指数関数で減衰する。そのために、できるだけ早く効果的な面接を行うことが必要である。

原則としては、通告より 3 日以内に、面接体制を組み、面接計画を立て、1 週間以内に面接を行うことが望ましい。ただし、被面接者の身体的・精神的状況により、遅延が生じることもやむを得ない。基本は、子どもに最大限の利益があるように考える、ということである。

イ 他の措置とのタイミング

事案によっては、医療、福祉、心理療法等が関わることがある。司法面接は、原則として、福祉と協働しつつ、医療的検診の後、心理療法の前に行うことが望ましい。医療的証拠は失われることが多いため、最優先で行う。心理療法は、精神的回復のために、誘導的技法を用いることも多いため、司法面接より先に行うべきではない。

ウ 面接の回数

司法面接の目的は、子どもの記憶の変遷を防ぎ、また複数回の取り調べによる精神的二次被害を防ぐことである。したがって、面接は原則として 1 回とし、複数回行う場合も 2 回以内に抑える。面接の間隔は長くても 1 週間とする。

エ 面接時間

子どもが注意を集中できる時間は、経験的に 5 分×年齢と言われる。したがって、面接時間の目安は以下のようになるだろう。

- ・ 4, 5 歳 : 20-25 分
- ・ 6, 7 歳 : 30-35 分
- ・ 8, 9 歳 : 40-45 分

・10, 11 歳：50-60 分

中学生以上になれば 1 時間半でも可能かもしれないが、長くても 1 時間半で終了するように計画を立てておく必要がある。いずれにせよ、子どもの様子を見て、極端な疲労、解離（あくび、居眠りなどに現れる）などが生じないように実施しなければならない。

（3）面接の場所

ア 施設

子どもの被害確認ができる別個の施設があることが望ましい。出入り口に配慮する、出入り口に近い、しかし静かな目立たない部屋を選ぶ等、子どもが静穏な気持ちで来られるように工夫する。

イ 面接室

面接には、静かで心地よい小部屋を用いるのがよい。ワンウェイミラーを介して隣室から観察ができる部屋を用いることもあるが、そのままでは声が聞き取りにくい。また、マイクで広い、隣室で拡大すると、その声が、面接室に聞こえてしまうことがある。そのため、図のような面接室とモニター室（一般の部屋をしつらえるのでよい）を設け、ビデオ機材を用いて、別室に映像を送り、そこでモニターすることが望ましい。面接室の詳細は、以下の通りである。

- ・部屋の広さ：7.5 畳程度の部屋でよい。広すぎると、子どもが歩き回ったり、走り回ったりすることとなる。
- ・照度：適度な照度の部屋を用いるのがよい。コンビニエンスストアのように明るすぎても落ち着かず、薄暗くては気持ちが落ち込んでしまう。
- ・壁・窓：できればクリーム色の壁で、窓はないか、ワンウェイミラーが備えられているのがよい。窓があると、外の様子が気になるからである。
- ・調度：ソファ二つと小さいテーブルのみとするのがよい。おもちゃ、時計、カレンダーなどは子どもの注意をそらすことになるので置かない。また、キュッキュッ、カタカタなどの音がする調度は、録音の妨げになるので用いない。
- ・その他：靴をはいたまま入る部屋か、靴をぬいで入る部屋とする。スリッパは「おもちゃ」となり得るので使わない。
- ・子どもが泣いてしまった場合のために、ティッシュの箱を用意しておくことは差し支えない。

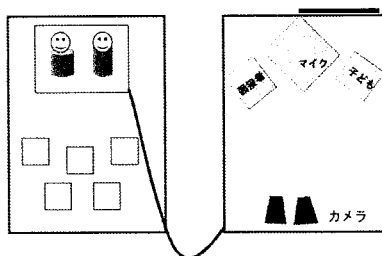


図 1：面接室

（4）実施体制・面接者

ア 実施体制

子どもへの司法面接と子どもの心理的ケアは分離する必要がある。したがって、司法面接は、面接官（A）が行い、モニター（またはスーパーバイザー）（B）がこれを助ける。また、別の職員（C）が子どもの心理的なサポートに当たるのがよい。

A は、司法面接の訓練を受けた者になる。A は種々の事件の司法面接だけを行う専門職員であることが望ましい。

B、C は、事件ごとの担当者が務めるのがよい。やむを得ない場合は、B が C を兼ねることも可能である。ただし、心理的なサポートをしている人がモニターをしていることを知ると、子どもが B の期待に応えようとしたり、逆に恥ずかしがって話さなくなることもあるので、注意が必要である。

イ 面接者

資質：面接は、司法面接の訓練を受けた人が行う。原則としては、十分な訓練があれば、子どもが特に要請をしたり、あるいは、拒否したりする事がない限り、男性であっても女性であってもよい。しかし、子どもへの負担を軽減するため、できれば被疑者の性と重ならないようにする、被疑者と似た人物は避ける等の配慮を行うのが望ましい。以下、個別の配慮を示す。

- ・ 服装：形式張らない、明るい色（クリーム色、薄い水色、薄い緑色など）の私服で面接を行うのがよい。また、イニシャル、キャラクターない、また、目立つアクセサリなどのない服装をすることが必要である。子どもはこういったものに反応し、注意がそがれてしまうことがあるからである。

ウ 立ち会いの可否

立ち会いは認めない。複数の大人が面接室に入ること、子どもの注意がそがれたり、一方の人に話したことを、別の人はどう思っているのだろうか等の、複雑な心理過程が生じたりする可能性があるからである。ただし、幼児（概ね 4 歳程度）までの子どもで、極度の不安、多動等の理由により、一人で話しができない場合は、中立の立場にあって、子どもが信頼をおいている人を、同室させることもやむをえない。この場合は、中立の人物は、中立の表情をたもち、子どもの背後にいて、動いたり声を発したりすることのないようにしてもらう。被害児童の親や親族などは「中立な立場」の人とはみなせないで、立ち会わせない。

（5）記録

ア 記録

子どもは言葉のみでなく、表情や動作で多くのことを語ってくれる。これらをすべてノートで記録することは困難である（ノートでとれる情報は 4-5 割程度であるという研究もある）（Lamb, Orbach, Sternberg, Hershkowitz, & Horowitz, 2000）。録画を見直すことで、面接中には聞き取れなかった情報を拾いだせることも稀ではない。したがって、可能である場合には、面接を録画により記録しておくことが有用である。その場合は、機材のところで説明した通り、無線ないし有線のマイク、ならびに IC レコーダを併用するとよい。

イ 機材

原則として、ビデオカメラを用いる。2 台あれば、1 台は近景（子どもないし、子どもと面接官を中心に）、

もう 1 台は遠景（部屋全体が入るように）撮影する。ビデオカメラは部屋に設置されていればよいが、なければ三脚に載せて用いる。近景の録画をモニター室に有線で送る。

ビデオカメラだけでは声を記録しにくいので、無線のマイク等を用いる。また IC レコーダーも併用するのがよい参考となる構成は、以下の通りである。

- ・ SONY ビデオカメラ
- ・ SONY ワイヤレスマイク（別売）
- ・ 三脚
- ・ 有線ケーブル
- ・ モニター（モニター室用）
- ・ IC レコーダー

モニター室が面接室に隣接している場合等、モニター室の声が面接室に漏れる場合がある。これを防ぐためには、ヘッドフォンをモニターにつける。

ウ ノート・メモ

ノートはモニターがとり、面接官は原則としてとらない。面接官の注意が分散してしまう可能性があり、また、子どもは面接者が書き留めたことを「重要だ」と思うかもしれないからである。ただし、子どもが告げた氏名がたくさんあるなどの場合は、「たくさん名前がでてきたから、忘れないように、ここにメモしておくね」などと言って、メモをすることは差し支えない。

エ 録音・録画資料の保存

録音、録画は同時に 2 枚のテープないし DVD/CD に焼き、一枚は封印し、鍵のかかる場所に保存する。これは、改ざん等が問題になったときに、改ざんの有無について検証できるようにするためである。改ざん等が問題に成った場合は、封印した資料を法廷で開封し、検証する。もう一枚は、ワーキング用として、使用する。

（6）面接の計画と補強証拠

ア 面接の計画

面接に当たっては、面接の計画を作成しなければならない。面接に含まれる内容としては、

- ・ 日時、場所の計画（子どもの都合を最優先とする）
- ・ ラポールの取り方
- ・ 出来事を思い出す練習の仕方
- ・ 自由報告を求める文言
- ・ 子どもが協力的でない場合の対処法

また、疑われる事件の構成要件を書き出し、何についてどこまでの情報を得るか、得られない場合はどうするかを決めておく。（付録 3：強姦（強制わいせつ）被害者供述調書作成のポイントを参照のこと）。

イ 補強証拠

子どもの供述だけでは十分な証拠とは言えない。子どもからできるだけ多くの情報を得るとともに、以下のような情報により補強することが重要である。

- ・ 医療的証拠：ただし、性被害は治癒が早く、また性器については個人差も大きいので、医療的な証拠はあまり多くは得られないことを留意しておく。医療検査は、むしろ「性病にかかっていない」「妊娠していない」「性器には異常がない」「将来、無事に赤ちゃんを生むことができますよ」という安心を与えるためのものだと考えておく。
- ・ 被疑者からの情報：被疑者が（もしも犯人であれば）証拠を隠滅することのないように、できるだけ初期に情報を得る。自白がなくとも、その他の点で子どもの供述を補強できるかもしれない。
- ・ 生物学的・物理証拠：精液、体毛等。
- ・ 中立な目撃者による情報：子どもの様子、状況等。
- ・ （虐待の場合）非加害親からの情報：子どもの様子、被疑者が非加害親にとる行動等。
- ・ 状況的な証拠：学校の成績（特定の時期から落ち込んでいるかもしれない）、出欠、病院の受診歴（説明のつかない腹痛などにより、通院しているかもしれない）、日記、携帯電話、メール等、徘徊・非行歴（家にいるのが嫌で、徘徊を始めた可能性がある）。
- ・ 性化行動：服装、性的行動・性的働きかけ。

3. 事情聴取の手続きと留意点¹

司法面接の手続きは、①導入（自己紹介、グラウンドルール（面接の約束事）、ラポール、出来事を思い出す練習）、②自由報告、③質問（オープン質問、WH 質問、クローズ質問、暗示質問）と進み、④クロージングから成る。以下、標準的な手続きについて述べる。

（1）導入

ア 目的

会話は、二人の話者による双方向の共同作業であり、一人だけが話すことはない。また、会話の多くは互いが共有しているテーマ（学校、勉強、友人）に関するものであり、両者に一定の知識があるのが普通である。また、大人と子どもの会話の多くは、子どもの行動を管理したり（「勉強したの？」）、知識を確認したり（「今日は体育の授業、あったんでしょ？」）するために行われる。

司法面接は日常生活における会話とは大きく異なる。その目的は、大人の知らないことを、子どもに話してもらう、ということである。そのため、面接での会話は日常での会話ではないこと、特定のルールに則って行われること、大人が質問するのではなく子どもが話さなければならないことを理解してもらう必要がある。

¹ 本ガイドラインで用いるプロトコルは Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.の末尾にあるプロトコルを、Lamb 氏の承諾のもとに、仲真紀子（北海道大学）が翻訳したものにもとづいている。翻訳したものを、北大での司法面接研修で使い、より使いやすいと思われるかたちに改変した。なお、これらの作業にあたっては、JST 研究プロジェクト「子どもを犯罪から守る私法面接法の開発と訓練」（代表：仲真紀子）の支援を受けた。

導入は、「紹介とグラウンドルール」「ラポールの形成」「出来事の記憶の練習」から成る。これらを行うことは、上記の目的を子どもに伝える上で、たいへん重要である。
ただし、導入で時間をとりすぎると、子どもは疲れてしまう。したがって、7、8分で導入を終わらせるのがよい。

イ 紹介とグラウンドルール

ここでは、自己紹介、カメラの紹介を行い、グラウンドルール（面接での約束事）を示す。グラウンドルールの元の意味は『『球場』ごとに定められたルール』である。個々の球場ごとに約束事ごとがあるように、面接室では、日常生活の会話にはない約束事があることを示す。具体的な文言は、以下の通りである。

【録画する場合は、子どもが来る前に以下の文言を告げておく】

①今日は○年○月○日です。私は__（機関名）__の____です。これから____さんに____で、面接をします。

【子どもが入室したなら、席に座らせ、次のように開始する】

②こんにちは。私の名前は____です。

今日はたくさん話をしてもらいますが、ここでの話は録画します。それは、私が____さんの話を忘れないように、また、____さんが何度も話さなくてもよいようにするためです。この面接は、一番良い方法を考えるために、他の人が見ることもあります。いいですか。

③私の仕事は子どもから何があったか、話を聞くことです。たくさんの子どもと会って、何があったか、本当のことを話してもらいます。お話をしてもらう前に、5つお約束があります。

④今日は本当にあったことを話すのがとても大事です。考えたこととか、人から聞いたのではなく、本当にあったことだけを話してください。【靴課題】そうですね。今日は、本当にあったことだけを話すのが大切です。本当にあったことだけを話してください。

⑤質問が分からなかったら、分からないと言ってください。もしも____さんの話がわからなかったら、私も、もっと説明して、と言います。

⑥質問の答えを知らなければ、知らないと言ってください。【犬の名前】そうですね。知らないときは、知らないと言ってください。

⑦私が間違ったことを言ったら、間違っているよと教えてください。【2歳】そうですね、私が間違ったことを言ったら、間違っているよと教えてください。

⑧私はそこにいなかったんで、どんなことがあったのかわかりません。どんなことでも、あったことを全部話してください。

ウ ラポール

一般の会話は、大人が質問し、こどもが応える「一問一答」の形式をとりがちである。しかし、事件においては情報をもっているのは子どもであり、子どもに話してもらうことが重要である。そこで、子どもが話しやすい関係性（ラポール）を築く。ここでいうラポールは、カウンセリングなどで用いられる親密な関係性ではない。

ラポールでは、子どもが話しやすいこと（子どもが好きな活動）を話してもらう。子どもに報告してもらいたいのは知識ではなく、出来事であるので、好きな番組／TV ゲーム／学科などではなく、何をするのが好きかを話してもらう。具体的な文言は以下の通りである。

□ _____さんのことをもう少し教えてください。何をするのが好きか、話してください。

□（サッカーなどの答えが返ってきたら）では、サッカーのことを話してください。

③（答えが少なかったら、子どもが述べたことについて）もっとたくさん話してください。

なお、場合によっては、面接者から、特定の事柄を話してもらう必要があるかもしれない。その場合は、話題にする事柄に関する配慮が必要である。学校でのいじめが問題となっているときに「学校のことを話して」と言う、ペットがいないのに「ペットのことを話して」などということがないようにしなければならない。

エ 出来事の報告の練習

いつも起きることで、いわば「知識」となっていること（例えば、「お父さんはいつも、酔っぱらったらお母さんを叩く」：これを「ルーチン」という）を話すのと、特定の時間、場所に起きた特定の出来事（例えば「お父さんは、おとといの夜、酔っぱらって、お母さんの背中を 2 回叩いた」）を話すのは異なる。知識よりも、特定の出来事を報告する方が、その時の場所やシーンを思い出さなければならず、心理的な努力が必要である。そのために、面接に先駆けて、出来事を思い出して話す練習を行う。この練習を行うことで、子どもは何を求められているのか（特定の出来事）を理解し、また話す練習をすることができる。

面接官は、「出来事の報告の練習」で、面接で行う質問の形式を試し、子どもに練習してもらうとともに、子どもがどの程度答えられるのか、言語レベルはどうか等を査定することもできる。

① それでは、前にあったことを思い出す練習をします。今週、【運動会／誕生日等のイベント】があったでしょう。その日にあったことを、全部話してください。

*これだけで十分な答えが得られない場合は、今週のイベントの代わりに「昨日のこと」または「今日、ここに来るまでのこと」を尋ねてもよい。

② 時間の分割：（子どもが△△したと言ったら）その日朝起きてから△△までにあったことを思い出して、全部話してください。

③ それから質問：それから何がありましたか。そして、あとは、ほかには。

④ 時間の分割：（子どもが□□と言ったら）□□から夜寝るまでにあったことを、全部話してください。

⑤ 手がかり質問：（子どもが述べた活動）について、もっと話してください。

⑥ 手がかり質問：さっき話してくれた△△について、もっと話してください。

⑦ 思い出したことは全部話してください。楽しかったことも嫌だったことも、何でも話ししてください。

誘いかけに対し、うまく応えられなければ、例えば「朝起きましたか？／最初は何がありましたか」等の質問で尋ね、応答を得たあと、「その後は何をしましたか？」「それから」「それから」と誘いかけで尋ねる。

オ 子どもの協力が得られない場合

子どもが話したがらない場合は、出来事の報告の練習までで、その様子が顕著になることが多い。したがって、出来事の練習においてほとんど情報がでない場合（例えば、「話したくない」「話せない」「わからない」「知らない」と言ったり、椅子を降りたりする等）は、ここで中断し、次回、あらためて面接を行う必要があるかもしれない。この場合は、クロージングに向かう。

（２）自由報告の段階

ア 目的

ラポールができ、出来事の報告の練習ができたならば、面接の中核となる、自由報告に移る。オープン質問で開始し、決して「叩かれたことありますか？」や「X があなたのことを叩いたんですか？」など、出来事に関する情報を含めた質問を行ってはならない。一般に、以下の手続きで自由報告を求める。①で情報が出なければ、②、③へと進む。被疑者の名前を入れないように気をつける。

イ 本題への移行

□ _____さんのことが、わかってきました。それでは、今日は_____ どうしてここに来たのか、話してください。

②何かありましたか。あったとしたら、最初から最後まで全部話してください。

③私の仕事は子どもから話を聞くことです。_____さんが、ここにどうして来たか、話してもらうことがとても大切です。今日はどうしてここに来ましたか。

④_____さんが【いつ、どこで】、【医者さん、教師、児相の職員等】に話をしたと聞いています。何かあったか話してください。

⑤（傷等があれば）【傷等】について、何かあったか全部話してください。

⑥誰かのことで、困っていることはありますか。

⑦【申し立てられた出来事の場所、時間】に何かありましたか。

⑧嫌なことをされましたか。

＊以下の質問に進む前にブレイクをとること。下記の質問で得た情報は、証拠としての価値は低くなります。

⑨【申し立てられている活動の一部】されたことはありますか。（触られたことはありますか等）

⑩【知り得ている事実の一部を】と聞きました。それで、何かがあったのか、知りたいのです。（人を特定することなく）【知り得ている事実の一部】されたことはありますか（学校の先生から、あなたが描いた絵を見せてもらいました。それで、何かがあったのか、知りたいのです。誰かにおちんちんを触られたことはありますか。）

ウ 回数の確認

ここで、子どもが事件に言及したならば、必要に応じて次の問いかけをする。1 回だけであれば、そのことを話してもらうことになる。複数回ある場合は、一番最近のこと、または一番よく覚えていること、あるいは一番最初のことなどを尋ねる。

□ それは 1 回だけですか、1 回よりも多いですか。

□ (答えが「たくさんある」などの場合) では、一番最後のときのことを話してください。

□ (思い出せなければ) では、一番よく覚えているときのことを話してください。

エ 自由報告

① 誘いかけ：(子どもが述べたこと) について、最初から最後まで、全部話してください。

② それから質問：それから何がありましたか。そして、あとは、ほかには。

③ あいづち

④ エコーイング (子どもによる「触った」などについて、「触った、それから？」等)

あいづちは、あくまでも「聞いていますよ」の合図であり、「肯定」となるような大きなあいづちを打たないように心がける。また、頻繁なあいづちは、話しを急かす印象を与えるので、注意する。

(3) 質問の段階

ア 目的

研究によれば、自由報告において、もっとも多く情報が産出される。よって、まずは出来事の全体を聞き取る努力をし、質問に入るのは、その後としなければならない。例えば、「おじさんが私の服を脱がせて写真をとった」という自由報告で終わりだと判断し、質問をしていくうちに、後に「セックスもさせられた」という報告が出てくるかもしれない。できるだけ短い時間で、できるだけ多くの、重要な情報を得るためにも、まずはすべてのことがらを聞いて、その後、最も重要だと思われる出来事について質問を行うのがよい。

質問は、じょうご型 (最初は広く、だんだんと細かく) に行う。すなわち、オープン質問から入り、次に WH 質問を行う。できれば、クローズド質問に入る前にモニターと相談し (これを「ブレイク」という)、クローズド質問やその他の暗示的な質問は必要最小限にとどめなければならない。

イ オープン質問

オープン質問は、文字通りオープンな (開放された)、被面接者の言葉に制約をつけない誘いかけである。オープン質問はもっとも多く子どもからの情報を引き出し、また (面接者からの情報が含まれないので) 誘導となりにくいことが知られている。

WH 質問 (いつ、どこ等) をオープン質問と呼ぶ研究者もいるが、WH 質問の場合、質問で求められる答え (いつには時間、どこには場所) しか得られないのに対し、オープン質問では、様々なことがらが、被面接者の言葉で語られる。また、オープン質問は自由報告を求めるが、WH 質問は、一問一答 (質問をして、答えを得るという会話形式) になりやすい

オープン質問の具体的な文言は以下の通りである。

- ① 誘いかけ：(子どもが述べたこと) について、最初から最後まで、全部話してください。
- ② それから質問：それから何がありましたか。そして、あとは、ほかには。
- ③ 手がかり質問：さっき言っていた〇〇について、もっと話してください。
- ④ 時間の分割：さっき、〇〇してから、△△したと話してくれましたが、〇〇してから△△までにあったことをもっと話してください。
- ⑤ あいづち：うん、うん
- ⑥ エコーイング：子どもによる「触った」などについて、「触った、それから？」等

なお、エコーイングにおいては、子どもの言葉を言い換えないように注意が必要である（「触った」を「触られた」など）。よって、記憶力に自信がなければ、あまり用いない方がよい。また、「のね」などで確認することは割ける（「触った」「触ったのね」等）。

ウ WH 質問

WH 質問は、いわゆる六価の質問と同等であり、いつ、どこで、誰が、何を、どうした、どのように、などである。WH 質問については以下の注意が必要である。

- ・ WH 質問の理解には、発達的な順序がある。「何、どうした、誰」は4歳児でもある程度説明できる。「どこ」は5歳児であればある程度説明できる。しかし、「いつ」「なぜ」「どのように」は難しく、7, 8歳、あるいはそれ以降でしか説明できない。よって、低年齢児を対象とする場合は、場所や時間、理由について、別の尋ね方（クローズ質問を参考のこと）をしなければならないかもしれない（時間、日時については「どんな天気でしたか」「(TVを見たという報告ながされたならば) TVの番組は何でしたか」「明るかったですか、暗かったですか、覚えていませんか」等；理由については、理由を尋ねる代わりに、順に何が起きたのかを尋ねる等）。

- ・ WH 質問は、一問一答になりがちであるので、答えが得られたら、オープン質問でより多くの情報を得るようにしなければならない。以下に例を示す。

面接者「それは誰ですか？」

子ども「おじさん」

面接者「では、そのおじさんについて、もっと話してください」

- ・ WH 質問であっても、子どもが語っていない事柄を前提とするような質問（暗示質問と呼ばれることもある）は、面接の最後にもっていかなければならない。例を示す。

（子どもがまだ他の人のことを話していない場合）「他に誰かいましたか」（他に誰かがいたかのような前提で質問している）

（子どもがまだ犯人の言葉について話していない場合）「その人は、何か言いましたか」（何か言ったかのような前提で質問している）。

（子どもが色について述べていない場合）「その車は何色でしたか」（色を覚えているという前提で質問している。子どもは推測で色を言ってしまうかもしれない）

- ・「なぜ」という質問は、「なぜついていったのか」「なぜお母さんに言わなかったのか」等、被面接者が非難されているように感じることもあるので、用いない。「なぜ」と尋ねるよりは、「どのようにして」ついていったのか、「どのような理由で」言わなかったのかを尋ねる方が、被面接者にとっては答えやすい。

エ ブレイク

子どもが十分な情報を提供してくれない場合は、クローズド質問を行う必要がある。しかし、クローズド質問には面接者からの情報が含まれており（例えば、「そこに行ったのは、学校から帰ってきた後ですか」では「そこに行ったのは学校から帰ってきた後」という情報が含まれている）誘導となりやすい。したがって、クローズド質問は最小限にし、注意をもって行わなければならない。

そのため、原則として、クローズド質問に入る前に、モニターとの打ち合わせを行う（2、3 分のブレイク）をとることが望ましい。ブレイクに入る、具体的文言は以下の通りである。

- ① たくさんお話をしてもらったけれど、私が全部聞けたかどうか、向こうの部屋にいる人に確認してきますね。すぐに戻ってきますが、_____さん、ここで待っていてもらえますか。

待てない場合は、ドアを開けておく、C にドアの外にいてもらうなどの工夫をする。

ブレイクでは、モニターが足りない情報をメモ等での確に伝える。その後、面接官は面接室に戻り、次のように伝える。

- ② 待っていてくれて、どうもありがとう。あと何点か尋ねなければならないことがあるので、質問します。

オ クローズド質問

クローズド情報は、子どもの記憶を汚染し、誘導する可能性があるため、以下のような注意が必要である。

- ・争点となるような情報は含めない。例えば、「触られましたか」などと尋ねてはならない。
- ・できるだけ 3 択で尋ねる。具体的には、「それは学校に行く前ですか、帰って来た後ですか、それとも覚えていませんか？」
- ・反応バイアスに気をつける。反応バイアスとは、子どもが選択肢の一方だけを選んでしまう傾向性のことである。例えば、「はい、いいえ質問」で「はい」しか言わない、「A か B か」質問で、最初の選択肢だけを選択する等がそうである。反応バイアスが生じている可能性がある場合は、選択肢の順序を考慮する必要がある。
- ・クローズド質問では、面接者が準備した選択肢という、最小限の答えしか得られない。また、反応バイアスが生じているかもしれない。したがって、クローズド質問で何らかの答えが得られたならば、それについてオープン質問を行うことが重要である。例を示す。

面接者「それは、学校に行く前ですか、帰って来た後ですか、それとも覚えていませんか？」

子ども「後」

面接者「では、学校から帰って来た後のことを、もっと話してください」

子どもが「学校から帰って来た後のことをあまり話せなければ、子どもは単に答えを選んだだけであり（反応バイアスかもしれない）、十分な根拠にもとづいて答えているのではないかもしれない。子どもが、学校から帰って来た後のことを十分に話してくれれば、信憑性の高い情報が得られたということになる。

カ 誘導質問等

誘導質問とは、争点に関する面接者の仮説に沿い（例えば「触られた」）、「はい」という答えが期待される質問である。誘導質問は最小限とし、行う必要がある場合は面接の最後に行う。以下は、誘導質問となり得る質問である。

- ・ 暗示質問：何らかの前提にもとづく質問。例えば「他に誰かいましたか」「犯人は何か言いましたか」。これらの質問は目撃者の存在や、脅しの存在を確認するために必要であるが、暗示ともなり得るので、面接の最後の段階で行う。

- ☐ そこには他に誰かいましたか。（目撃者はいないか）
- ☐ その人は何か言いましたか（脅しや謝罪の言葉はないか）
- ☐ 同じことをされた人はいますか（他の被害者はいないか）
- ☐ _____さんの服はどうなっていましたか（述べられていない場合）
- ☐ その人の服はどうなっていましたか（述べられていない場合）

- ・ 開示に関する質問：「これまでに、このことを誰かに話しましたか」。これまでの開示の状況を把握しておくことは必要であるが、暗示ともなり得るので、面接の最後の段階で行う。

- ☐ このことを知っている人は他にいますか？
- ☐ それは誰ですか。
- ☐ その人は、どうしてこのことを知ったのですか？

- ・ 争点に関する質問（誘導質問）：子どもが開示していないが、争点に関する事柄を聞く必要がある場合は、被疑者名や時間、場所などを入れることなく尋ねる。「触られたことはありますか」等。

- ① 触られたことはありますか？

上記のどの質問においても、回答が得られた場合は、オープン質問により自由報告をもとめる。

面接者：他に誰かいましたか／犯人は何か言いましたか／これまでに、このことを誰かに話しましたか／触られたことはありますか。

子ども：回答

面接者：それでは、そのことについてもっと詳しく話してください。

（６）クロージング（終了の手続き）

ア 目的

つらい体験を詳細に話すことは二次被害をもたらすこともある。また、子どもは「なぜ自分だけが聞かれる

のか」等、疑問をもちながら話しているかもしれない。そこで、子どもをねぎらい、質問を受け、中立の話題に戻すためにクロージングを行う。

イ クロージングの手続き

- ①感謝：たくさん話してくれてどうもありがとう。
- ②確認：この他に、私が知っておいた方がよいことはありますか（子どもが希望を言うこともある）。
- ③質問：〇〇さんから私に質問はありますか。
- ④連絡先：もしもまた話したくなったらここに連絡をください（カード等を渡す）。
- ⑤終了後は、「今は〇時〇分です」とカメラに向かって述べる。

終了後、面接官は部屋の外には出ない。C が子どもを誘い、出口に導く。その際、中立の話題で会話をし、子どもがネガティブな気持ちのまま帰宅することのないよう注意する。

（7）補足

ア 確認について

子どもが話した事を確認する場合は、子どもが用いた言葉を使う。面接者が言い間違いをすると、それが誘導となる可能性があるがあるので注意しなければならない（「触った」を「触られた」とするなど）。子どもの言葉が録音／録画されているのであれば、確認は不要である。確認は、子どもが他者（面接者）の口から自分の話したことを聴くことになるので、誘導となる可能性もあるからである。

イ 性的なことがらに関する定まった質問

いくつかの質問は、定型である。練習しておくことにより、スムーズに尋ねることができる。誘導にならない質問（子どもが話した情報を用い、面接者からの情報が最低限になるような質問）を、あらかじめ考え、練習しておくことが望ましい。

- ①それは服／パンツ／下着の上からですか、下からですか、それとも覚えていませんか。
- ②（子どもがセックス、性器等の言葉を用いた場合）私が思っている意味と、〇〇さんが使っている意味が違うかもしれないので、確認させてください。〇〇さんがいう、セックスというのは、どのようなことですか。／〇〇さんがいう、性器というのは、何をするところですか。
- ③（子どもが触られたという場合）触られたということですが、何で触られましたか。（手という言葉があれば）手はどこにありましたか。手は止まっていたか、動いていましたか、覚えていませんか。（動いていたという応答であれば）どのように動いていたか、話してください。

ウ 答えられない質問と対処法

なお、答えられない質問が子どもからなされる場合がある。例えば、以下のようなものである。

- ① 犯人はどうなるの？

② 他の子は何て言ってた？

③ あなた（面接官）も虐待に遭ったことあるの？」

このような場合、面接官は自分は答える立場にないと告げ、疑問は伝えておく／受け止めておく、と伝える。
例えば、以下のように述べる。

④ 私の仕事は子どもからお話を聞くだけで、私が決めることはできません。でも、〇〇さんがそういう質問をしていたことは、伝えておきますね。

⑤ 私のことを知りたいんですね。でも、今日の私のお仕事は〇〇さんのお話を聞くことで、私のお話をする
ことではないんです。〇〇さんが、そういう疑問をもったということは、覚えておきますね。

エ 否認・撤回

否認とは、「分からない」「知らない」等と答えるだけで、求められる情報を提供しないケースを言う。また、撤回とは、以前は開示していたにも関わらず、引っ込めてしまうことを言う。性虐待においては、加害者からの脅し、家族が壊れるなどの否定的な結果を恐れる、恥や罪悪感、信じてもらえないなどの諦め、無力感などからこのようなことが起きることがある。こういった態度は、家庭内に被疑者がいる場合に多い。また、幼児において多いというデータや（Hershkowitz）、幼児と思春期において多いというデータがある（Sorensen,）。

こういった、否認や撤回に出会うと、面接者は子どもに圧力をかけたり、対立したり、否定的なことを言いがちであるが、これは逆効果である。ラポールに戻り、子どもにとって話しやすい事柄を話してもらったり、やむを得ない場合は日を改めるなども考えなければならない。

オ 感情

被害児のなかには、泣いたり感情的になったりする子どもがいる。面接者も感情を喚起されるが、そのような同情・共感に対し、被害児は「どうして私の気持ちがわかるのか」、「これだけで（面接者が）感情的になるのであれば、これ以上は話せない」などの気持ちになることもある。子どもの感情が高ぶってきても静かに面接を続ける。

また、眠ってしまう等の解離を起こしたりする子どももいる。この場合は、子どもの状態を見極めて面接を続けるか否かを判断する。解離した状態で面接を続けても有用な情報は得られにくい。

5 特別な配慮

（1）概要

研究によれば、幼児であっても自由報告に応えることができ、また自由報告における応答には誤りが少ない。また、知的障害、発達障害、身体障害をもつ子どもであっても、出来事を思い出す練習などをすることで、多くの情報を提供することができる。したがって、子どもの特殊性のために、自由報告を得ることをあきらめることなく、まずは正攻法で向かうことが必要である。しかし、以下のような配慮も行うことも有用である。

(2) 特別な配慮

ア 面接の場所

障害は多様であり、また同じ傷害でも度合いにより、面接に及ぼす影響は異なる。したがって、どのような傷害がどの程度あるのか、コミュニケーションの特徴はどうか等を予め調査しておくことが重要である。例えば、重度の知的障害があっても、ゆっくりと間をとりながら面接を行うことで、自発的な情報を得ることができる場合がある。一般に、以下のようなことに留意する必要がある。

- ・ 幼児、障害者等のニーズに合わせた環境づくりが必要である。例えば、幼児には、控え室におもちゃや絵本を用意しておくといよい。身体障害者に対しては、車いすによるアクセスが可能な場所を準備し、トイレの完備等も必要である。知的障害者には、表示を明確にする等の配慮が必要である。発達障害者のなかには、感覚過敏があり、音が気になる人、蛍光灯のフリッカーが気になる人がある。これらのニーズに配慮した環境を用意する。

イ 面接の時間

- ・ 幼児であればお昼寝、障害者や病気のある人であれば、薬や治療の影響を考えて、面接時間を選ぶ。例えば、面接前に眠くなる薬を服用することで、面接ができなくなってしまうこともある。
- ・ 障害のある人は、定型の人よりも、ものごとに時間がかかることが多い。多めの時間を見越しておく。
- ・ 年齢の低い幼児は、注意力が持続する時間が短い。この場合、塗り絵等を用いることで、いくらか時間を延ばすことは可能である。

ウ コミュニケーション

- ・ 知的障害があっても、年齢が高い人の場合は、幼児に話しかけるように話しかけてはならない。「○○ちゃん」と親しげに呼ぶなどのことのないように気をつける。
- ・ 発達障害がある人は、特定の事物へのこだわりが強かったり、常同行動（手をひらひらさせる等）がある場合がある。これらのこだわりや、常同行動を認めることで、発達障害のある人は落ち着いて話せる事がある。
- ・ 発達障害者においては、視覚的な情報が頼りになることもある。例えば、グラウンドルールを紙に書き、一緒に読み上げるなどで、理解を促進できることがある。
- ・ 障害がある人や、外国人に対し、健常者は「大きな声」で話しかける傾向がある。しかし、大きな声を出す必要はない。発達障害のある人のなかには、感覚過敏があり、音が大きく聞こえたり、耳のなかで鳴り響く人もいるので、注意を要する。
- ・ 外国人には通訳を、聴覚障害者には手話通訳などを準備する。通訳には、面接者の横に座ってもらう。通訳にあたっては、質問等や応答を言い換えることなく、そのまま通訳してもらう。例えば、面接者が「私は」といえば、通訳者も「私は」と言う言葉で訳す（この面接官は、等ではなく）。

(3) グラウンドルールの理解を促進するための課題

就学前の幼児や低学年の児童に対しては、グラウンドルールを理解しているかどうか確認するために、簡単

な課題を行うことがある。しかし、課題を行うことで理解の度合いを確認できる一方で、子どもの注意力が持続する時間が減ってしまうので、注意が必要である。なお、これらの課題のうち、いくつかは、事前ないし、事後に調べることも可能である。

- ・ 本当：「本当のことを話してください」の理解を図るために、以下のような課題を行う。「私の靴が赤だと言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。」
- ・ 知らない：「私の犬の名前を知っていますか」（子どもが「ポチ」など、推測で応えたならば）「〇〇さんは私のうちに来たことがないので、私の犬の名前は知らないでしょう。知らないときは知らないって言ってください」。
- ・ 分からないという：難しい言葉を用い、分からないと言ってもらう「〇〇さんのセイベツはなんですか」等。
- ・ 誤りを正す：（1年生に対し）私が「〇〇さんは5歳ですね、と言ったら、〇〇さんは何と言いますか」
- ・ 色や上下左右中外の区別：マーカーを用いて「これは何色ですか」。箱を用いて「箱の上に手を置いてください」「箱の中に手をいれてください」等。

（4）補助物の使用

補助物は、面接者側からの情報となり、子どもの記憶を汚染したり、誘導したりする可能性がある。また、補助物があると、面接官は補助物に頼り、言葉によって情報を引き出す努力を控えてしまうことがある。そのため、補助物の使用は最小限とし、使用する場合は面接の最後の段階で用いる。幼児や、障害児に対し、大人はクローズド質問や補助物等で手助けをしたくなるものである。しかし、こういった子どもほど誘導されやすいことを忘れてはならない。

代表的な補助物としては、用紙（配置等を描いてもらう）、ジンジャーブレッドマン（大雑把な身体図）、ダイアグラム（性器等が示されている身体図）、アナトミカルドール（性器などを備えた人形）などがあるが、ダイアグラム、アナトミカルドールは原則として使用しない。

ア 用紙

場所や配置について言葉で説明してもらった後に、それを絵で表してもらうことはある程度有用である。犯罪が複数の場所で行われた場合などは、それごとに用紙を分けて説明してもらう等の使用が可能である。なお、ペンは2本用意し、子どもが用いるペン（例えば黒インク）と、面接者が用いるペン（青インク）を区別する。子どもが描き、言葉で注釈をした場合は、それを書いてもらうか、面接者が書き加える。

用紙の使用は最小限とし、書き終わったならば、すぐに片付ける。さらに絵を描き足すなどし、ファンタジーが混入する可能性があるからである。

イ ジンジャーブレッドマン

身体の部位について言葉で説明してもらった後に、それをジンジャーブレッドマンで示してもらう。部位の命名を求め、その用途を尋ねておく。（「ノノさんと言ったけれど、それは何をすることですか」等）

ウ ダイアグラム・アナトミカルドール

ダイアグラム、アナトミカルドールは性器なども備えた絵、人形である。抵抗を示す子どもは多く、また、ダイアグラム／ドールを見る事が、誘導となる可能性もある。特に子どもが人形に対して行ったこと（性器をひっぱる、性器に指を入れる）等を実際に行われたことであると解釈することは危険である。したがって、ダイアグラム、アナトミカルドールは用いない。

6. 実施に際して

司法面接ガイドラインは、適切な研修・訓練を受けずに使用することは難しい。しかし、①約束事、ラポール、エピソード記憶の訓練を行い、②定型的な質問によって問題となる出来事を尋ね、③「誘いかけ」を中心に面接を行えば、面接者に由来する誘導は大幅に減少し、より正確性の高い情報が得られる。最初はガイドラインを面接室に持ち込むかたちでもよいので、その通りに試してみていただきたい。また、そのようにして行った面接を見直し、スーパーバイザーや（被面接者より許可が得られた場合）ピアで確認することにより、面接の技術は大きく改善されるだろう。

第3 司法面接の開発の経緯と諸外国の状況

（1）司法面接の開発

司法面接と呼ばれている面接法は、forensic interview の訳であり、investigative interview（捜査／調査面接）とも呼ばれる。このような面接法が開発されるにいたった経緯としては、大きく2つの源泉があるように思われる。

第一は、子ども証言に端を発する冤罪事件である。1980年代にアメリカで起きたマクマーチン事件では、マクマーチン幼稚園に通う子どもが教師に性虐待を受けたと告発をした。裸の映画スターごっこをした、馬を殺して園庭に埋めた等、様々な供述があったが、物的証拠はなく、最終的には子どもの証言の信用性が否定された。繰り返し行われた誘導的な面接（「あなたの記憶をテストするよ」と言いながら話を聞くなど）に原因があったのだと考えられている。同様の事件がイギリスでも起きた。子どもの被暗示性に関する研究成果を踏まえ、誘導のかからない面接法として、自由報告を主体とする面接法が開発されるようになった。

第二は、司法における子どもの不利益の是正である。イギリスは1990年代初頭まで、7歳未満の子どもの証言は認められなかった。より年齢が高く、証言を許されても、負の体験について繰り返し聴取される、法廷という馴染みのない場所で尋問を受ける等、子どもへの配慮は十分でなかった。英国は最も早い時期に司法面接を法システムに導入した国の一つだが、その大きな目的は司法の利益と子どもの利益とのバランスをとることであった（英国内務省・保健省、2007）。そこでは、子どもが裁判の過程で二次被害を受けることのないよう、様々な特別措置、例えば子どもへの尋問では法曹は法服を脱ぎかつらをかぶらない、立ってではなく座って尋問する、ビデオリンクを用いる、などの措置が取られるようになった。そのような改善の一つとして、子どもへの面接は原則として1度、司法面接を行い、録画は子どもの主尋問とすることができるという決定がなされた。

（2）司法面接の種類と内容

現在では各国で様々な面接法が用いられている。英国のガイドラインで提唱されているフェイズド・アプローチ、カナダで用いられているステップワイズ面接、ドイツで用いられている構造面接、アメリカの心理学者フィッシャー教授らが開発した認知面接法、アメリカの検事であったヴェイス氏らが開発した Finding Words、アメリカの National Institute of Child Health and Human Development（国立子ども健康人間発達研究所）でラム博士らが開発した NICHD プロトコルなどが有名である。

種類は多いが、どのガイドラインにおいても①グラウンドルール（「本当のことを話してください」「分からないければ分からないと言ってください」等、面接での約束事を告げる）、②ラポール（暖かいが、親密すぎることをない関係性を築き、情報をもっているのは子どもであり、子どもが主体的に話すのだということを理解してもらう）、③自由報告（質問をして回答を求めるのではなく、「話してください」「そして」「それから」といったオープン質問や促しにより、子どもに自分の言葉で話してもらう）、④質問は最小限にする、⑤クロージング（終結の手続き）を行うなどは重視されている。

NICHD プロトコルはアメリカのソルトレーク子ども司法センター（子どもの権利擁護機関の一種）、イスラエル、北欧の国々で用いられており、特にイスラエルでは国の標準となっている。NICHD プロトコルはまた、実証研究が多いことでも知られている²。本ガイドラインも、NICHD ガイドラインに沿ったものとなっている。

（3）司法面接の課題と多職種連携

子どもが被害を申し立てても、それがすぐに事件化されるわけではない。疑いはあるものの立件するだけの証拠がそろわなければ、福祉的、あるいは医療的な対応だけが行われることもある。また、司法的な訴追が行われるにしても、福祉、医療的な支援が必要なケースは多い。子どもが、司法、福祉、医療、カウンセリングなどのケアを受けるために諸機関を移動し、そのたびに面接を受けることがないように、近年は多職

² （1）NICHD プロトコルはより情報を引き出す（Orbach, et al., 2000）

プロトコルを用いた面接（以下、プロトコル面接）55 件と、用いていない非プロトコル面接 50 件を比較した。両群とも、子どもの年齢、虐待の種類、加害者のタイプは同等とした。プロトコル面接では、面接者はより多くのオープン質問を行っていること、オープン質問では他の質問よりも、より多くの詳細情報が得られることが示された。

（2）NICHD プロトコルは開示を促す（Sternberg, et al., 2001）

50 人の面接官が行った、プロトコル導入前の面接（非プロトコル面接）と導入後の面接（プロトコル面接）を比較した。非プロトコル面接に比べ、プロトコル面接ではオープン質問がより多く用いられていること、プロトコル面接はより組織化されており、家族に関する情報などが、より多く得られていること等が示された。また、オープン質問に対する開示の率は、プロトコル面接では 89%であったのに対し、非プロトコル面接では 36%であった（オープン質問に対する開示の方がより正確であるとされる）。なお、被面接者の半数は 4-6 歳であったが、オープン質問により得られた情報には年齢差はなかった。

（3）プロトコル面接における質問の効果（Lamb, et al., 2003）

性虐待を受けたとされる 130 人子ども（4-8 歳）にプロトコル面接を行った。「活動」に関するオープン質問（「触られた」ことについて話して）は、時間や出来事その他に関するオープン質問よりも効果的であった。得られる情報量は年齢が高いほど多いが、オープン質問に対する詳細情報の割合についてはほとんど年齢差がなく、4 歳では 43%、6-7 歳では 48%、8 歳では 57%であった。

（4）プロトコルは査定を容易にする（Hershkowitz, et al., 2007）

42 人のイスラエルの熟練した面接官が、以下の 24 の面接について、虐待が実際にあったと思われる可能性を評定した。24 の面接のうち 12 件はプロトコル面接であり、残り 12 件は非プロトコル面接であった。また、それぞれ 12 件のうち半数（6 件）は、外部資料（医学的証拠、被疑者の自白、目撃者証言等）にもとづき、実際に虐待があった可能性の高い面接であり、残り 6 件は可能性の低い面接であった（つまり、プロトコル面接で「蓋然性が高い」面接が 6 件、「蓋然性が低い」面接が 6 件、非プロトコル面接で「蓋然性が高い」面接が 6 件、「蓋然性が低い」面接が 6 件である）。これらの面接について、面接官が面接の内容だけを見て、虐待があったと思われる可能性を評定した。その結果、プロトコル面接では、面接官による評定の 60%が正確であり、特に外部資料により「蓋然性が高い」とされた面接では 95%、「蓋然性が低い」とされた面接では 24%が正確であった。一方、非プロトコル面接では、正確な判断は 29%であり、外部資料により「蓋然性が高い」とされた面接での判断の正確性は 38%、「蓋然性が低い」とされた面接では 12%であった。この他、NICHD プロトコルについては多くの研究がなされており、開示の率、面接官の性別の影響、CBCA（Criteria-Based-Content Analysis：基準にもとづく内容分析）等について、様々な分析が行われている。これらの研究はプロトコル面接と非プロトコル面接に量的、質的差異があることを示している。

種連携アプローチがとられるようになってきた。

一つの理想的なかたちは、一カ所に多職種の専門家が集まり、司法面接での事実確認をモニターで観察し、司法面接の結果をもとに子どもへのサポート体制を組むことである。例えば、アメリカ・オレゴン州のエマニエル子ども病院に付設されているケアズ・ノースウエストという施設では、被害を訴えた子どもに対し、身体検査、司法面接を行い、それを福祉や刑事が観察し対応する。韓国・ソウル市の警察病院に付設されているワンストップ・サポートセンターでは、被害者に身体検査と司法面接を行い、その後必要に応じて心理療法、弁護士によるサービス、警察による司法的な支援を行う。日本でも大阪の阪南病院に設置されたSACHICO（性暴力救援センター）などで、ワンストップの支援が受けられるようになっている。

ワンストップは小さな部屋が3, 4つ、すなわち司法面接室、モニター室、質素だが必要な検査のできる診察室があれば可能である。司法面接、福祉、司法、医療の多職種連携による支援活動ができるようになっていけば、子どもへのケアは大きく前進するであろう。

文献

- アルドリッジ, M. ・ウッド, J. 仲真紀子(編訳)(2004). 子どもの面接法：司法における子どものケア・ガイド. 北大路書房.
- ボーグ, W. ・フラゴー, R. ・アービン, D.L. ・ブロードリック R. ・ケリー, D.M. 藤川洋子・小沢真嗣(訳) (2003). 子どもの面接ガイドブック—虐待を聞く技術. 日本評論社.
- 英国内務省・保健省(編) 仲真紀子・田中周子(訳)(2007). 子どもの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン. 誠信書房. (Home Office/Department of Health (1992). Memorandum of good practice on video recorded interviews with child witnesses for criminal Proceedings. The Stationery Office.)
- Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 753-760.
- 法と心理学会ガイドライン作成委員会(編)(2005). 目撃供述・識別手続に関するガイドライン. 現代人文社.
- Lamb, M. E., & Fauchier, A. (2001). The effects of question type on self-contradictions by children in the course of forensic interviews. *Applied Cognitive Psychology*, 15(5), 483-491.
- Lamb, M. E., Orbach, Y., Sternberg, K. J., Hershkowitz, I., & Horowitz, D. (2000). Accuracy of investigators' verbatim notes of their forensic interviews with alleged child abuse victims. *Law and Human Behavior*, 24(6), 699-708.
- Orbach, Y., Hershkowitz, I., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Esplin, P. W., & Orbach, D. H. (2000). Assessing the value of structured protocols for forensic interviews of alleged child abuse victims. *Child Abuse and Neglect*, 24, 733-752.
- Poole, D. A., & Lamb, M. E. (1998). *Investigative interviews of children: A guide for helping professionals*. Washington, D.C.: American Psychological Association.
- Sternberg, K. J., Lamb, M. E., Orbach, Y., Esplin, P. W., & Sternberg, S. M. (2001). Use of structured investigative protocol enhances young children's responses to free-recall prompts in the course of forensic interviews. *Journal of Applied Psychology*, 86, 997-1005.

- Home Office (2000). *Achieving the best evidence in criminal proceedings: Guidance for vulnerable and intimidated witnesses, including children*. Home Office Communication Directorate.
- Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Orbach, Y., Esplin, P. W., Stewart, H., & Mitchell, S. (2003). Age differences in young children's responses to open-ended invitations in the course of forensic interviews. *Journal of counseling and clinical psychology*, 71, 926-934.
- Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.
- Hershkowitz, et al., (2007). Improving credibility assessment in child sexual abuse allegations: The role of the NICHD Investigative interview protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 99-110.
- 仲真紀子 (2001a). 会話の理解. 森(編)面白言語のラボラトリー. 北大路書房. Pp. 135-154.
- 仲真紀子 (2001b). 子どもの面接-法廷での「弁護士言葉」の分析-. 法と心理, 1, 80-92.
- 仲真紀子 (2009). 司法面接：事実焦点を当てた面接法の概要と背景. ケース研究. 家事事件研究会.

付録 1：質問の種類

自由報告に加えて、さらなる情報を得るための質問を以下に示す。

1. オープン質問

オープン質問は、「誘いかけ」と「促し」に分けられる。

(1) 誘いかけ

- ① 出来事の分割：子どもが話してくれたことを、いくつか区切り、さらに詳細な情報を得る。例えば、子どもが「友達と遊んだ」と言った場合、「それでは朝起きてから友達と遊んだときまでに起きたことを、全部話して」などと尋ね、より多くの情報を求める。
- ② 手がかり質問：子どもが話してくれたことについて、さらなる情報を求める。「さっき友達と遊んだって言っていたけど、そのことについてもっと話して」等。
- ③ それから質問：子どもが話してくれたことの続きを尋ねる。「それから何があったの？」等。

(2) 促し

面接者からの情報提供を含まない応答をさす。以下の2種類がある。

- ① エコーイング（おうむ返し）：子どもの言った言葉を繰り返す。例えば子どもが「遊んだ」と述べ、面接者も「遊んだ」と繰り返す等。
- ② あいづち（特定の情報を含まない返事）：OK、ふむなど、意味を含まない言葉。

2. WH 質問

質問においては、すでに出てきていることのみを対象とする WH 質問を用いるように注意する（出ていきたくないことがらについての WH 質問は、暗示質問という）。WH 質問に応答が得られた場合は、「誘いかけ」でフォローする。

例えば、「さっき〇〇って言っていたけれど、それは何／誰／どこ／いつ／どれ／どのような・・・？」（直接質問）で尋ね、応答が得られたならば、「では、そのことについてもっと話して」と、誘いかけで尋ねる。

なお、「なぜ」は告白口調になる場合があり、また理解、産出も難しいので用いない。「なぜ」ではなく、「どのようにそうなったのか」「そうなった理由」を尋ねる。

3. クローズド質問

「はい、いいえ」で答える質問や「A か B か」で答える質問である。クローズド質問は、ブレイクの後、吟味の上用いるのがよい。用いる場合は直接質問と同様、「誘いかけ」で補う。例えば、「さっき〇〇って言ったけど、それは A ですか？／服の上ですか、下ですか／△△について覚えていますか？」と尋ね、回答が得られたならば、「では、そのことについてもっと話して」と、誘いかけで尋ねる。争点を含むクローズド質問は、行ってはならない。

4. 暗示質問

子どもがそれまでに話していないことについて、特定の答えを仮定、含意する質問を暗示質問という。こ

これらの質問をやむなく使う場合は「誘いかけ」とともに用いる。

例えば、「セックスをしたんですね」（セックスしたことを暗示）；「他には誰かいましたか？」（誰かがいた可能性を暗示）；「他にどこを触られた？」（他にも触られた可能性を暗示）；「その人は、何て言ったの？」（その人が何か言ったことを暗示）等。もしも子どもからの回答が得られたら、「では、そのことについてもっとお話して」と「誘いかけ」で尋ねる。

表 2：質問のまとめ

質問の名称	定義, 例, どこで用いるか
誘いかけ	面接者から情報を提供することなく、子どもから情報を得る。「もっと話して」 ①出来事の分割（朝起きてから、〇〇までのことを、全部話して）、②手がかり質問（さっき〇〇って言うていたけれど、そのことについてもっと話して）、③それから質問（それから？あとは？）がある。ラポールの形成、エピソード記憶の訓練、本題への移行をはじめ、できるだけこの質問を用いる。
促し	面接者からの情報提供を含まない応答。①エコーイング（子どもの言葉の繰り返し）と②あいづちがある（ふむふむ）。「誘いかけ」と同様、ラポールの形成、エピソード記憶の訓練、本題への移行をはじめ、できるだけこの質問を用いる。
直接質問（焦点化質問）	子どもがすでに話したことについての詳細を尋ねる WH 質問（いつ、どこで、誰が、何を、どうした、どのように）。「誘いかけ」とともに用いる。「なぜ」は避ける。（さっき〇〇って言うていたけれど、それはどこで？）
誘導質問（選択質問）	ブレイクの後で、吟味の上用いる。子どもが話していないことについてのクローズ質問。「誘いかけ」とともに用いる。（さっき〇〇って言うてたけれど、それはお家の中かな、外かな？）
暗示質問	ブレイクの後で、吟味の上用いる（できるだけ避ける）。子どもが話していないことについて、特定の答えを仮定、含意する質問。「誘いかけ」とともに用いる。（さっき〇〇って言うてたけれど、それは、□□したってことかな？、他に誰か〇〇した人はいる？）

付録2 最小限度の手続き

以下は最小限の手続きを示す。

【導入】

1. 今日は ____年__月__日で、時刻は__時__分です。私は ____さん【被面接者】に、 ____【場所】で面接をします。

こんにちは、私の名前は ____です。私の仕事は子どもからお話を聞くことです。この会話は録画します。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。他の人が見ることもありますが、○さんに迷惑がかかることはありません。

2. 面接を始める前にお約束があります。

- ① (本当) 今日は、本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを話さなければなりません。
- ② (わからない) もしも私の質問が分からなかったら、『分からない』と言ってください。
- ③ (知らない) もしも私の質問の答えを知らなかったら、『知らない』と言ってください。
- ④ (間違い) もしも私が間違ったことを言ったら、間違ってるよと言ってください。
- ⑤ (その場にいらない) 私はその場にいなかったので、何があったか分かりません。どんなことでも、あったことを話してください。

3. ラポール：○さんのことをもう少し知りたいので聞きます。○さんは何をするのが好きですか。

4. 出来事を思い出す練習：それでは前のことを思い出してお話する練習をしましょう。今日あったことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを全部話してください。

【自由報告】

5. それでは、こんどは○さんがどうしてここにいるか／ここに来たか、話してください。

(出てこなかったら次のような文言を行う)

- ① ○さんが[いつ、どこで]、[お医者さん、先生、児相の先生、その他の専門家]に話をしたと聞いています。その出来事について話してください。
- ② ○さんの ____【体の場所】に[跡、傷、あざ]があるけれど[あると聞いた]けれど、そのことについて、全部話してください。

【質問】

6. それは1回だけですか、それとも1回よりも多かったですか？⇒yes ならば、それでは一番最後について／一番最初について／一番よく覚えているときについて話してください。

7. オープン質問

- ① 何があったか全部話してください。
- ② ○してから△までのことを、全部話してください。
- ③ さっき○○って言っていたけれど、そのことについてもっと話してください。
- ④ それから？ そして？ あとは？
- ⑤ エコーイング（子どもの言葉を繰り返すのみ）
- ⑥ ふん、ふん

8. WH 質問

9. ブレイク

10. クローズド質問

11. 暗示質問・誘導質問・開示に関する質問

- ① その人は何か言いましたか／他に誰かいましたか。
- ② このことを知っている人は他に誰かいますか／その人はどうしてこのことを知っていますか。
- ③ ーされたことはありますか。

【クロージング】

12. たくさんのことを話してくれました。助けてくれて、どうもありがとう。

- ① （知っておいた方がよいこと）他に、私が知っておいた方がよいことは、ありますか。
- ② （話しておきたいこと）他に、○さんが私に話しておきたいことは、ありますか。
- ③ （質問）○さんからは、何か質問はありますか。
- ④ （連絡先）また何か話したくなったら、この電話番号に電話をかけてください。」

13. 今は[時、分]です。これで面接を終わります。

北大司法訪談指引（仲真紀子）2010. 10

第一 孩童供詞之特徵與課題

一、孩童供詞之問題

（一）前言

為能打擊犯罪，防範犯罪於未然，孩童之證詞供述益顯重要。但要從孩童身上詢問出正確的資訊卻非易事。本文將就幾項會使孩童供詞可信度降低的重要因素進行說明，論述內容主要包括：一般認知發展，特別是遭受暗示等孩童方面之問題；訪談開始前經過的時間、訪談者或提問內容的品質等大人方面之問題；此外尚有重複訪談之結構性問題。

（二）供詞可信度之相關問題

甲 孩童之認知發展

要能陳述正確的供詞，所需的是對於事件的正確認知能力、記憶能力與表達能力。比起青少年或兒童，幼兒在這幾項能力表現都較為拙劣。例如，身為成人的我們，只要對該事物有一定理解，便可以確實認知並加以記憶。袖扣的用處為何？一般而言有什麼作用？比起對物品毫無所知時，若具備此物品的相關知識，就容易將此物品認知為袖扣並進行記憶。由於孩童的年紀小，所具備的知識還很少，可用以認知後進行記憶的線索並不多，因此無法有效地認知後進行相關記憶。

表達能力亦是要隨著年齡增長才會有所提升，幼兒雖從一歲過後就會開始說話，但是要可以完整陳述一件事情卻要等到三、四歲左右；但是即使到了四歲，還是可能無法區分幻想與現實的差異，或是將其他事情與這件事情混為一談（上原）。此外，一般發生過的事情內容是由「何時，何處，何人，何事，如何行動」五大要素所組成，而在理解與表述這些資訊上會有一定的發展順序。例如四、五歲的孩童已可充分說明代表「動作」的「何事，如何行動」，雖然還難以自主陳述「何人」「何處」，但只要透過提問即可得到某種程度的回答；不過對於「何時」「為何」「如何」的部分卻很難說明，即使向他們具體提問也多呈現無法回答的情形，特別是要到了七、八歲以後才能確實說出代表時間資訊之「何時」。即使是成人若無確認記事本或筆記也難以回想出正確日期，更遑論孩童。

乙 遭受暗示之問題

再者，孩童認知發展中尚有「遭受暗示」這項明顯特性。遭受暗示係指，孩童自他人與他處獲得資訊後，將之直接視為本身思維與經驗的一種傾向。較容易遭受暗示的原因有以下幾項：（1）認知能力尚未發展完全，無法確實記憶親身經驗過的事情或所見的事情（無法形成情節記憶）；（2）個體尚未發展完全，因此難以區分資訊來自親身經驗或來自他人傳達（容易產生資訊來源混亂）；（3）長時間在成人保護下生活，因此容易遵從大人的言行，或採取大人較喜愛的態度（迎合之特性）（仲，2005；仲與上宮，2005）。

實際亦有許多研究結果指出幼兒與兒童遭受暗示之比率確實較高。例如，菊野（1993）以小學二年級學童與五年級學童為對象，拿出鬱金香綻放的公園等圖片後，向他們提出「向日葵綻放的公園看起來很溫暖嗎」等問題。之後則進行記憶測試，請在場的學童回想剛剛看到的內容，並且針對「回憶內容」讓他們判斷資訊是來自圖片當中，亦或是只出現在問題當中。測試結果發現，二年級與五年級學童都出現資訊來源混亂的情形。

丙 訪談品質與孩童供詞之可信度

雖然孩童的認知能力低於成人，但若能以暗示性較少的方式提問，亦可自孩童身上導出正確的資訊。從前開發出智力測驗的比奈就進行過以下的實驗（Ceci, 1995 介紹），比奈將鈕扣以漿糊黏貼至板子上，並將這塊板子讓孩童們觀看十秒後，進行一連串提問。提問後讓某些孩童自由陳述鈕扣如何附著於板子上（自由重述），另外則向其他孩童提出「鈕扣如何附著在板子上」、「不是用線串起來的嗎」、「線是什麼顏色」等問題。結果答案中以自由重述的孩童回答最為正確，而當問題加入愈多暗示性後孩童的回答卻變得愈不正確，且不論答案正確與否都是充滿自信地回答，此外也顯示出因提問方式不同會讓記憶內容變質，而孩童卻無法進行相關修正等事實。偵訊時影響孩童供詞可信度之重要因素如下：

- 事件發生至偵訊之間經過的時間長短：記憶是以指數函數模式衰退，意指從事件發生後一日所喪失的資訊量，為事件發生一個月後一日喪失量之數倍，甚至數十倍。因此必須儘早進行相關偵訊。
 - 訪談者：一般而言，相較於嚴肅且威權式的訪談者，孩童面對親切的訪談者會提供較多的資訊（Milne 與 Bull；Gudjonsson）。但過度親切的訪談者亦會提高孩童之迎合特性，可能會產生誘導的情形。例如學者 Bruck 等人就曾指出，親和力十足的人偶即是構成誘導之重要因素（Bruck & Ceci）。
 - 提問的類型：孩童面對開放式提問（「請說」、「然後呢？」等）、WH-提問（「何時」、「何處」、「什麼」等）之陳述相對正確；反之，封閉式提問（選擇題類型提問等）、附加疑問句（「～吧，～對吧」）則容易於孩童答覆時產生誘導（Lepore & SESCO, 1994; Hershkowitz, 1999）。這是因為封閉式提問中包含之特定資訊（以「是白，還是黑」的形式傳達黑與白之相關資訊），即是一種暗示性資訊。
- 此外，當提問句子冗長且文法複雜，或提問包含否定形式或指示代名詞（這個、那個等），或使用了艱澀的文字（嫌疑人、狀況、案發現場等），都會促使孩童無法正確進行回答，亦或提高他們的迎合特性（Perry, McAuliff, Tam, Claycomb, Dostal & Flanagan 1995）。例如學者 Waterman 等人即指出，孩童即使面對諸如「蒲公英比桌子親切嗎？」等語意不詳的提問時，還是會進行回答（Waterman, Blades, & Spencer, 2000）。
- 重複提問：倘若重複提問，孩童的供詞將容易改變。重複進行提問對已習慣學校中對話的孩童而言，他們可能會思考「之前的答案是錯的」，而改變回答的內容（Seagal）。
 - 換句話說：訪談者以換句話說的方式（將「碰」換為「摸」，「小雞雞」換為「生殖器」等）亦可能產生誘導的情形。訪談者可能會為了替不懂太多詞彙的孩童進行闡述，為了幫助他們而採用換句話說的方式，然而此舉卻會讓孩童的供詞變得不正確（Ackquil）。
 - 施壓與誘導：（1）按照假設內容提出問題，忽略與假設不同之答案；（2）交易（「告訴我的話就可以去玩喔」）；（3）闡述好處（「告訴我的話就有人會幫你」）；（4）闡述壞處（「不告訴我的話就沒人會幫你」「不告訴我的話事情就會變得很糟糕」）；（5）簡單化（「這不是什麼大事情，所以希望你能告訴我」）；（6）醜化嫌疑人（「他就像會做那種事的人」「我們一起來抓壞人」）；（7）論及加強證據效力（「大家都那樣說」「我有證據」）；（8）提出對立意見（「那你怎麼解釋這個傷從何而來」）；（9）對孩童採行否定言詞（「不好好跟我說的話」「說得更清楚點」）等事項皆具備施壓與誘導之效力（Ceci, Siegal, Hershkowitz）。

丁 重複訪談

孩童只要言行舉止透露遭受傷害，就會使得周遭的大人擔憂不已，進而追問原因。例如，在學校裡，若老師感覺到孩童可能遭受傷害，一般而言導師、校長、心理諮詢師或輔導老師，甚至父母親都會詢問事情始末。倘若

成為刑事案件，除警方將會進行數次偵訊，檢方及院方亦會進行審問。在這樣的過程之下，將會導致下列問題的產生：

- 供詞之變化：孩童的記憶容易模糊，並且容易受到誘導。因此隨著重複訪談次數增多，孩童的記憶將會紊亂，受到誘導的可能性也隨之提高。
- 心理二次傷害：重複要求孩童闡述不願回首的過去，將會加重精神層面的傷害，進而演變成身體的不適。

為避免產生此種問題，期望能採取基本限度（原則上一次）之訪談，並以客觀方式記錄（錄影）訪談內容。2010年6月，聯合國兒童權利委員會因擔憂司法程序中對孩童重複進行訪談之問題，建議日本採納錄影方式進行記錄。

戊 偵訊與心理協助

日本當局在訪談受害者時，一般或許都會貼近受害者心理，以感同身受的心情進行偵訊。但是以療癒精神層面傷口之心理協助，與為了確認事實的侵入行為，此兩種行為目的明顯不同，由同一人同時間進行實為不當。若皆由同一人所為，對受害者而言將會演變成「被一個感同身受的人，要求我說出我不想說的事，非常痛苦」；對訪談者而言將會演變成「為解決案件而想要深入詢問，但是又怕問得太過詳細會傷害到受害者」。

因此最好能由不同人分別進行確認事實與心理協助，時還要能夠明確區分確認事實與心理協助，不將兩種行為混為一談（參閱表一）。

表一：司法訪談與心理諮商之比較（參考 APSAC 美國兒童虐待研究專業協會資料）

項目	司法訪談	心理諮商、一般訪談
目的	確認事實、調查、偵查	心理諮商
時期	盡可能為初期	受訪者做好準備時
訪談室	溫馨簡樸，無玩具等妨礙（導致分散注意力的物品）	溫馨且可使內心平靜，也可放置玩具等物品
訪談者	接受過司法訓練者，社福、心理人員	諮商心理師、臨床心理師
訪談者必備之背景知識	認知心理學、發展心理學（記憶、語言、智能發展）、福利、相關法規	臨床心理學、福利
訪談者與受訪者之關聯性	溫暖，但中立、平淡	親密，時而情感深厚、包容
訪談者之聲音與姿勢	聲音中立、平淡，訪談時不改變姿勢	可配合受訪者音調，時而傾身向前
訪談者表情	中立、不多做變化	可親密、包容、感同身受、表露真實情感
訪談者點頭與否	不點頭	可大力點頭
訪談進行方式	既定程序	自由度高
提問或問話	不提供資訊，不進行誘導，以開放式提問為主軸，使用程序中訂定之問題	可提供資訊或進行誘導，代替孩童闡述內容，亦可拋出問題，將訪談引導至喜好的方向
資訊獲取	事實較為重要	主觀體驗較為重要
幻想	不予理會，僅聚焦於事實	接納幻想，或「看似」、「打算」的敘述
洋娃娃、人物模型、玩具、沙盤模型等	不使用	有時使用
想像	重要的是事實，並非想像	想像也相當重要
訪談次數	原則上一次	數次～多次
記錄方式	訪談全程錄影、錄音	可於訪談結束後，進行書面紀錄
報告	書寫完整資料，評估判斷是否有案件發生	有時也書寫簡略式報告，評估判斷內心是否有創傷

二、司法訪談概要

鑒於上述原因，由孩童身上獲取資訊時，期望盡可能於初期以無誘導之方式訪談，並以錄音、錄影加以紀錄。針對此方式所設計的制度就是司法訪談，除美國、英國、以色列、加拿大、德國（Aldridge 與 Wood，2004；Bourg 等作者，2003；英國內政部，2007；法與心理學會，2005；Poole & Lamb，1998；Lamb, et al. 2007；仲，2001a，2001b，2009）已施行此制，其他如韓國與挪威也都以此套司法訪談制度當作由受害者或目擊者孩童身上獲取資訊之標準模式。

此訪談方式聚焦聽取「特定事件」與「事實」，因此與臨床訪談存在著明顯差異。此外，為極力排除誘導相關之可能性，訪談者皆採取溫和但平淡的態度進行訪談，並謹守下列溝通模式（參閱表一）。

- 訪談者盡可能不釋放資訊，仔細聆聽孩童闡述的內容。
- 不進行評論。
- 不進行封閉式提問。
- 不隨便回答，也不將孩童的答案另行重述、替換說法。
- 表情與態度保持中立。

具體之訪談程序，將在下一節說明。

第二、偵訊受害孩童之程序

一、客觀偵訊之技巧概要

司法訪談中，要盡可能於初期，以無誘導的方式（開放式提問或 WH-提問）進行單次偵訊，期間全程錄影。此種模式除可確保取得正確資訊，孩童亦可不用接受多次訪談。

訪談地點為安靜的房間，由訪談官與孩童一對一進行。訪談原則上以錄影機與錄音筆進行紀錄。訪談程序為：（1）前導（自我介紹、訪談守則（訪談約定事項）、建立關係、練習回想發生過的事情）；（2）自由闡述；（3）提問（開放式提問、WH-提問、封閉式提問、暗示性提問）；（4）最後以總結結束訪談。以下先就偵訊準備進行論述，之後則就訪談過程進行討論。

二、偵訊準備

（一）訪談時期

甲 訪談時期

事件的記憶是以指數函數模式衰退，因此必須儘早進行有效的訪談。

原則上期望能在通知後三日內，架構訪談體制，訂定訪談計畫，於一週以內進行訪談。但依受訪者身心狀況，有時也須被迫展延訪談時間。基本上訪談時須以孩童的最大利益為優先考量。

乙 與其他相關措施的配合時機

依據案件不同，當中也會與醫療、社會福利、心理治療等範疇有所關連。司法訪談原則上期望與社會福利機構共同並行，於醫療檢查後，進行心理治療前執行。由於喪失身體跡證的情形眾多，因此最優先採集；心理治療則由於為精神層面的療癒，會採用許多誘導技巧，因此不應早於司法訪談前進行。

丙 訪談次數

司法訪談之目的在於防止孩童記憶的變化，同時也防止多次偵訊導致孩童心理上的二次傷害。因此訪談原則上以一次為限，若遇多次進行也希望能控制於兩次以內。訪談間隔最長以一週為限。

丁 訪談時間

孩童可集中注意力的時間，就一般經驗而言為 5 分鐘×年齡。因此訪談的時間長短大概為以下的參考標準。

- 4-5 歲：20-25 分鐘
- 6-7 歲：30-35 分鐘
- 8-9 歲：40-45 分鐘
- 10-11 歲：50-60 分鐘

若為國中生以上，訪談時間雖可至 1 小時半，但必須事先擬定計畫規定最長 1 小時半即要結束訪談。無論如何，在訪談期間必須觀察孩童整體情況，不讓孩童產生極度疲勞、游離狀態（出現打哈欠、打瞌睡）等現象。

（三）訪談地點

甲 設施

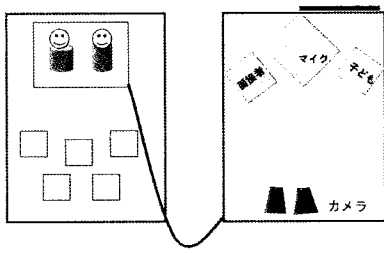
期望是可確認孩童受害情形之個別設施。考量出入口位置，選擇距離出入口較近，但安靜且不顯眼的房間等，多些心思準備一個孩童可安然前來的地方。

乙 訪談室

訪談時準備一間安靜且舒適的小房間即可。有時會準備透過單向鏡由隔壁進行觀察的房間，但此時將難以直接聽取訪談內容，雖可透過麥克風將對話內容於隔壁房間撥放，播放的聲音卻可能讓訪談室的人也聽到。因此必須如圖所繪設置訪談室與監控室（使用一般房間進行設置即可），使用錄影器材將訪談室影像傳送至其他房間，進行監控。

訪談室詳細規格如下：

- 房間規格：7.5 塊榻榻米（約 3.8 坪）左右的房間即可。房間過於寬敞的話，孩童可能在內四處走動或奔跑。
- 照明亮度：使用亮度適中的房間即可。若如便利商店一般過於明亮的話會無法平靜，稍微昏暗的話則會促使心情低落。
- 牆壁與窗戶：盡量以米白色牆壁，無設置窗戶，備有單向鏡的房間為佳。因為一有窗戶，就會想注意窗外的情形。
- 日常擺設：僅擺設兩張沙發與一張小桌子即可。不要放置玩具、時鐘、月曆等會分散孩童注意力之物品。此外，請不要使用會發出喀拉喀拉等聲響之日常擺設，以免妨礙錄音。
- 其他：直接穿鞋進入房間，或將鞋脫掉後進入房間。由於拖鞋也可能被當成「玩具」，因此不使用。
- 由於期間孩童也有可能哭泣，因此可擺放面紙盒，不會妨礙訪談進行。



圖一：訪談室

（四）執行體制與訪談者

甲 執行體制

以孩童為對象之司法訪談與孩童之心理照護必須分開進行。因此，司法訪談由訪談官（A）進行，監督人（或指導人）（B）協助，並由其他專責人員（C）負責孩童之心理協助較佳。

A 為接受過司法訪談專業訓練者出任。期望 A 為專門人員，負責進行各種案件相關之司法訪談。

B、C 由各案件負責人出任即可。不得已的情況下，也可能由 B 兼任 C。但必須要注意當孩童得知負責心理協助的人員，同時擔任監督人的角色時，將可能導致孩童順應 B 的想法進行訪談，或是有所顧慮反而不容易說出事情。

乙 訪談者

資格：由接受過司法訪談專業訓練者進行訪談。原則上只要經過充分訓練，並且孩童無特別要求、或拒絕的情況，無論男女皆可擔任訪談者。但為減輕孩童的負擔，訪談者性別應盡可能不與嫌疑人相同，也避免選用長相類似之訪談者。其餘個別考量如下：

- 服裝：穿著款式簡單，色調明亮（米白色、水藍色、淡綠色等）便服進行訪談即可。此外，務必穿著無字母樣式、人物圖案，或顯眼配件之服裝。因為孩童可能會被這些服裝吸引而分散注意力。

丙 第三人可否在場

不允許第三人在場。由於若有幾位大人進入訪談室，可能導致孩童注意力分散，或可能讓孩童產生顧慮，擔心與其中一位說的事情，會讓在場其他人做何感想等複雜的心理轉折。

但幼兒（大概四歲左右）之前的孩童，由於極度不安、靜不下來等原因，無法一個人好好說話時，就必須讓孩童信任的人站在中立立場，一同接受訪談。此時，此中立人物必須秉持中立表情，靜靜不動地站在孩童身後。受害兒童的父母或親戚等人並不屬於「中立立場」，因此不可在場參與。

（五）記錄

甲 記錄

孩童並不只單靠言語，另會運用表情或動作等許多方式進行陳述。這些資訊難以運用筆記全部記錄（也有研究指出筆記可記取的資訊為原資訊之 4-5 成左右）（Lamb, Orbach, Sternberg, Hershkowitz, & Horowitz, 2000）。透過觀看訪談錄影，時常可獲取訪談中疏漏之資訊。因此環境許可下，藉由錄影保存的訪談記錄定可派上用場。此時誠如器材說明一般，同時使用無線或有線麥克風與錄音筆較佳。

乙 器材

原則上使用攝影機。若有兩台攝影機，一台拍攝近物（以孩童或訪談官為中心），另一台拍攝遠景（房間內部完全入鏡）。若室內原已設有攝影機的話就直接使用，若無請架設三腳架進行拍攝。近物的拍攝以有線方式傳送至監控室。

由於單靠攝影機難以完整收音，此時建議使用無線麥克風，並同時使用錄音筆錄音，以下為使用物品列表，提供參考。

- SONY 攝影機
- SONY 無線麥克風（另行添購）
- 三腳架
- 電線
- 螢幕（監控室用）
- 錄音筆

監控室若緊鄰訪談室時，監控室的聲響可能傳至訪談室。為防止此種情況發生，觀看螢幕時可戴上耳機。

丙 筆記

筆記由監督人書寫，訪談官原則上不書寫筆記。這是由於書寫筆記可能會分散訪談官之注意力，且孩童也可能會認為訪談官所記錄的是「重要內容」。但若是孩童所告知的人名過多時，訪談官只要告訴孩童「這邊出現了好多人名，我怕會忘記，所以抄在這裡」，這種筆記並不會妨礙訪談進行。

丁 錄音與錄影資料之保存

錄音與錄影必須同時錄製成兩捲錄音帶或兩張 DVD／CD，一方封存，存放在上鎖之處。這是若產生竄改等問題時，為檢證有無竄改事實所作之預防措施。若產生竄改等問題，將於法庭上解除封存資料，進行相關檢證。另一份則為平常工作時使用。

（六）訪談計畫與加強證據效力

甲 訪談計畫

每當進行訪談前，必須擬定訪談計畫。與訪談相關的內容有：

- 時間地點之預定（以孩童情況為最優先考量）
- 建立關係之方式
- 練習回想已發生過事情之方法
- 要求自由闡述時使用之言詞
- 孩童不配合時之應對措施

此外，條列出可疑事件之組成要件，事先決定每一種資訊之相關掌握程度，並預先設定若無法獲得相關資訊時必須採取何種應對措施。（參閱附件三：強姦（強制猥褻）受害者之筆錄製作要點）。

乙 加強證據效力

孩童單方面之供詞尚未稱得上有力證據。由孩童身上盡可能獲取資訊的同時，亦須藉由下列資訊加強證據效力。

- 醫療證據：但性侵害的傷痕癒合快速，性器官也存在很大的個人差異，因此必須注意無法獲得太多醫療證據。性侵害相關醫療檢查主要都是「無感染性病」「無懷孕」「性器官無異常」「將來仍可順利生產」等讓受害者安心的程序居多。
- 來自嫌疑人之資訊：為不讓嫌疑人（若他就是犯人的話）湮滅證據，盡可能於初期就取得資訊。即使嫌疑人未進行自白，或許亦可由他處加強孩童供詞之效力。
- 生物跡證與物理跡證：精液或體毛等。
- 立場中立的目擊者提供之資訊：孩童的言行舉止或情況等。
- （如為虐待）非身為加害者的父母提供之資訊：孩童的言行舉止或嫌疑人對非身為加害者的父母採取之行動等。
- 環境證據：學校成績（或許自特定時期開始成績表現一落千丈）、出席狀況、醫院就診經歷（或許因不明腹痛等原因多次往返醫院）、日記、手機、電子郵件等情形，或在外遊蕩與違法紀錄（因不喜歡待在家裡，就有可能開始在外遊蕩）。
- 與性相關之行爲：服裝、與性相關之行爲與運作。

三、偵訊程序與注意要點¹

司法訪談程序為：（1）前導（自我介紹、訪談守則（訪談約定事項）、建立關係、練習回想發生過的事情）；（2）自由闡述；（3）提問（開放式提問、WH-提問、封閉式提問、暗示性提問）；（4）最後以總結結束訪談。以下將就標準訪談程序進行闡述。

（1）前導

甲 目的

對話是藉由說話雙方所進行之雙向共同作業，僅一個人說話不能稱為對話；且對話多是說話雙方都能理解的相關內容（學校生活、讀書、朋友），說話雙方普遍具備一定程度之共同認知。此外，大人與孩童的對話目的多為掌控孩童行動（「有沒有認真念書？」），確認訊息（「今天有體育課對吧？」）。

然而司法訪談與日常生活對話則是大相逕庭。訪談主要目的在於讓孩童說出大人所不知道的事。因此必須事先理解訪談中的對話並非日常生活對話，而是必須遵守特定規範，並且重點並非大人提問，而是孩童願意回答。前導部分由「介紹與訪談守則」、「建立關係」、「練習回想發生過的事情」所組成。執行這些部分，是將上述目的確實傳達予孩童所必經的重要程序。

但是若前導時間過長，孩童將會感到疲倦。因此，7、8 分鐘左右結束前導部分尤佳。

¹ 本指引使用之程序為 Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. Child Abuse and Neglect, 31, 1201-1231. 文末之訪談程序，獲 Lamb 本人許可，經仲真紀子（北海道大學）翻譯之內容。此翻譯後之程序，用於北大司法訪談研習課程，內容並已改寫為較易運用的形式。進行翻譯與改寫作業時，JST 研究計畫「開發與訓練保護孩童遠離犯罪之司法訪談」（計畫主持人：仲真紀子）同時提供相關協助。

乙 介紹與訪談守則

此部分主要進行自我介紹、攝影機的介紹，並告知訪談守則(訪談約定事項)。訪談守則的英文寫成 *ground rule*，原意為「每座球場訂定之規則」。就如每座球場各自都有相關約定事項，訪談室中也有不存在日常對話裡之約定事項。具體採用之語句如下：

【錄影時，必須在孩童抵達之前，先告知以下內容】

①今天為○年○月○日。我是__（機關名稱）__的____。現在開始在____（地點）向孩童____進行訪談。

【若孩童已進入室內，讓他就位後，開始以下內容】

②你好。我的名字叫____。

今天會請你告訴我許多事情，我會將這些話錄影下來。這是怕我會忘記你____所說的話，同時也是為了不讓你____一直重複講過的話。為了想出最好的解決方式，其他人也會觀看這次訪談的內容。可以了解嗎。

③我的工作是要問小朋友到底發生過什麼事情。我會跟很多小朋友見面，請他們告訴我實際到底發生過什麼事情。在請你告訴我之前，有五項約定。

④今天最重要的是告訴我實際到底發生過什麼事情。不是憑空想像，也不是聽別人說的事情，只要告訴我實際生過的事情就好。【鞋子課題】沒錯，今天最重要的就是只講實際發生過的事情。只要告訴我實際發生過的事情就好。

⑤聽不懂我的問題時，請告訴我說你聽不懂。假如我聽不懂你____說的內容時，我也會請你說明仔細一點。

⑥不知道問題的答案時，請告訴我說你不知道。【小狗的名字】沒錯，不知道的時候，就請告訴我你不知道。

⑦假如我說的內容不正確，請你告訴我我說的不對。【兩歲】沒錯，假如我說的內容不正確時，請告訴我我說的不對。

⑧由於我當時不在場，所以不知道發生了什麼事情。所以不管當時發生了什麼事情，都請你告訴我。

丙 建立關係

一般對話當中，很容易變成大人提問孩童回答，這種「一問一答」的形式。但在事件當中持有相關資訊的卻是孩童，重要的是讓孩童說出資訊，也因此必須建構一個易與孩童溝通的關係（建立關係）。此處所謂建立關係，並非是用於心理諮商等目的之親密關係。

建立關係當中，是讓孩童告訴我們他們容易說出口的事情（孩童喜好的活動）。重點是要讓孩童闡述發生過的事情而非認知內容，因此並非要讓他們說自己喜歡的節目／電玩遊戲／學校科目等內容，而是喜歡做什麼事情。具體採用之語句如下：

□請你多告訴我一點有關你____的事情。請告訴我你喜歡做什麼。

□（若孩童回答足球的話）那請告訴我一些有關足球的事情。

③（若回答內容過少，就針對孩童敘述過的內容）請再多告訴我一些。

然而因案件內容不同，有時必須由訪談者先提及特定事情，此時就必須考量作為話題的內容是否合宜。例如面對學校中的霸凌問題時，不可提及「說一下學校的事情」，或是受訪者分明沒有飼養寵物，卻提及「說一下你的寵物」。

丁 練習闡述發生過的事情

總是一直發生的事情，也就是已經成為「常識」的事情（例如「爸爸喝醉後總是毆打媽媽」，將之稱為「慣行」），與特定時間地點發生之特定事件（例如「爸爸前天晚上喝醉後，往媽媽背上打了兩次」），此為兩種不同的闡述方式。比起闡述常識，闡述特定事件時，必須回想起當時的地點或場景，因此在心理層面免不了要下一番工夫。所以正式訪談前，必須練習回想、闡述發生過的事情。藉由此種練習，孩童比較容易了解必須闡述的是（特定事件），並且可以練習如何闡述。

訪談官藉由「練習闡述發生過的事情」，可嘗試使用訪談中將採行之提問形式，這樣在讓孩童提前適應提問的同時，也可評估孩童回答的程度，或語言熟練度等事項。

① 接下來我們來練習回想之前發生過的事情。這禮拜有過【運動會／生日等活動】對吧。請把當天發生過的事情全部告訴我。

* 若此種提問無法獲得充分的回答時，亦可將提問內容中這禮拜的活動替換為「昨天的事情」或「今天你到這裡來之前的事情」。

② 時間切割：（若孩童說做過△△）請回想當天起床後到△△之前發生過的事情，並且全部告訴我。

③ 後續相關提問：之後有發生什麼事情嗎？接著、後來、其他。

④ 時間切割：（若孩童說做過□□）請把□□之後到晚上睡覺之前發生過的事情全部告訴我。

⑤ 線索相關提問：請多告訴我一些（孩童敘述之活動）相關的事情。

⑥ 線索相關提問：請多告訴我一些與你剛剛跟我說的△△相關的事情。

⑦ 請把你能夠回想起來的事情全部告訴我。無論是快樂的事情還是難過的事情，請全部都告訴我。

若孩童面對拋出的問題無法順利回答時，採用的方式舉例來說，詢問「早上起床了嗎？／一開始發生了什麼事情」等問題，獲得回答後，以「之後做了什麼事情？」「然後」「接下來」等依時序推進進行提問。

戊 無法獲得孩童配合時

假如孩童不想說話時，其表徵多在練習闡述的階段結束前即已非常明顯。因此當練習闡述中幾乎無法獲得資訊時（例如孩童常講「不想說」「說不出來」「不清楚」「不知道」，或直接從椅子下來），可能必須衡量是否在此中斷，直接安排下次重新訪談。此時則開始進入總結。

（2）自由闡述階段

甲 目的

若完成建立關係與闡述事情的練習，接著就要進入訪談的核心面，自由闡述。此階段以開放式提問切入，絕對

不可提問「有被打嗎？」或「X 打了你嗎？」等包含事件相關資訊之內容。一般要求以下列程序進行自由闡述。若無法以①獲得資訊，則接著使用②、③。注意不可置入嫌疑人姓名。

乙 進入核心問題

□ 我慢慢開始了解你_____的事情了。接著請你_____告訴我為什麼今天會到這裡來。

②是不是發生了什麼事情。如果發生了什麼事情，請將事情從頭到尾全部告訴我。

③我的工作是要問小朋友一些問題。告訴我你_____為什麼來這裡，是一件非常重要的事情。今天為什麼到這裡來呢？

④我聽說你_____在【何時、何處】，有跟【醫生、老師、兒童輔導機構的老師等人員】說過一些事情。請告訴我發生過什麼事情。

⑤（若有傷口等）請告訴我有關你【傷口等】的所有事情。

⑥你有因為誰的事情而感到困擾嗎？

⑦【訪談者提出之事件相關地點與時間】發生過什麼事情嗎？

⑧有人做了讓你感覺不喜歡的事情嗎？

* 進行下列提問前先進入休息時間。由下列提問獲得之資訊，作為證據的價值並不高。

⑨【訪談者提出之活動當中】你有遭遇過哪一些呢？（身體部位有被觸摸過嗎等提問）

⑩我聽說過【訪談者已知之部分事實】。因此我想知道實際上到底發生過什麼事情。你有被誰（未有特定對象）做過這樣的【訪談者已知之部分事實】事情嗎（我請學校的老師讓我看你畫的圖，因此我想知道實際上到底發生過什麼事情。有誰摸過你的小雞雞嗎？）

丙 確認相關次數

若孩童於此論及事件相關內容，則必須進行下列提問。遭遇次數只有一次而已的話，就讓孩童敘述所有相關內容；若遭遇多次時，則詢問孩童最近發生的一次，或印象最深的一次，亦或第一次的情況。

□ 這樣的事情你只遇過一次，還是很多次呢？

□（若孩童的答案是「很多次」時）那請告訴我最後一次的時候發生過什麼事情。

□（想不起來時）那請告訴我印象最深的那一次發生過什麼事情。

丁 自由闡述

① 拋出問題：請告訴我（孩童敘述之內容）從頭到尾發生過的所有事情。

② 後續相關提問：之後有發生什麼事情嗎？接著、後來、其他。

③ 對話中的附和

④ 重複話語（得知孩童「被摸了」等情形後，以「被摸了，然後呢？」等方式重複提問）

對話中的附和，頂多為「我有在聽喔」這種回應式的語句，要多加留意不要使用過於「肯定」之附和形式。此外，要注意附和若過於頻繁，會賦予孩童訪談者急著想把訪談結束的感覺。

(3) 提問階段

甲 目的

據研究指出，於自由闡述中，可獲取最大量之相關資訊。因此，努力拼湊出事件整體概況為首要，進行提問則必須在此之後。例如，自由闡述中判斷以「叔叔把我的衣服脫掉還拍了照片」為一個段落，在之後的問答當中，就有可能出現「我被他強迫發生性行為」此種闡述內容。因此建議要在最短時間內，盡可能取得越多的重要資訊，首先掌握事件整體概要，之後再針對當中最為重要的部分進行提問。

提問過程要像漏斗一般（開頭廣泛，逐漸縮小範疇）。也就是在進行開放式提問後，接著要進入 WH-提問。並盡量在進入封閉式提問之前先與監督人進行相關討論（將這段期間稱為「休息時間」），必須將封閉式提問或其他具有暗示性之提問控制在所需之最小限度範圍內。

乙 開放式提問

所謂開放式提問就如字面解釋一般（無拘束），不針對受訪者的言語進行任何限制之提問。開放式提問可從孩童身上獲取最大量之相關資訊，並且不容易形成（由於訪談者未釋放任何資訊）誘導模式。

雖然有些學者將 WH-提問（何時、何處等問題）亦視為開放式提問的一種，但相對於 WH-提問只能獲取受限於提問方式之答案（何時只能回答時間，何處只能回答地點），開放式提問當中則可透過受訪者回答的內容了解各種相關的情況。並且開放式提問追求以自由闡述的方式回答，但 WH-提問則容易變成一問一答的模式（提問後對方回答之對話形式）

開放式提問當中具體採用之語句如下：

- ① 拋出問題：請告訴我（孩童敘述之內容）從頭到尾到底發生過什麼事情。
- ② 後續相關提問：之後有發生什麼事情嗎？接著、後來、其他。
- ③ 線索相關提問：剛剛你告訴我○○的事情，請多告訴我一些相關的事情。
- ④ 時間切割：剛才你跟我說你在○○之後，又做了△△，請多告訴我一些你在○○之後△△結束之間發生過的事情。
- ⑤ 對話中的附和：嗯嗯
- ⑥ 重複話語（得知孩童「被摸了」等情形後，以「被摸了，然後呢？」等方式重複提問

然而於重複話語時，必須注意不要替換孩童所使用之詞彙（例如將「有人摸我」替換為「被人摸了」等情形）。因此若對本身的記憶力沒把握，建議不要太常使用。此外避免使用「對吧」等語詞進行確認（例如「有人摸我」「有人摸了你吧」等表現方式）。

丙 WH-提問

所謂的 WH-提問就是詢問六項重要問題，分別是何時、何處、何人、何事、如何行動、如何發生等六項。進行 WH-提問時必須注意下列事項。

- 孩童理解 WH-提問有其認知上的發展順序。四歲兒童已能就「何事、做了什麼、何人」這幾項問題進行某種程度的說明，而五歲兒童則能就「何處」進行某種程度的說明，但是「何時」「為何」「如何」這幾項問題相較困難，必須是七、八歲，或是年紀更長的孩童才有辦法進行說明。因此以低齡孩童為訪談對象時，必須藉

由其他方式（參閱封閉式提問相關內容）詢問地點、時間或原因（針對時間或日期可藉由「當時的天氣如何呢」「（若孩童闡述曾看過電視）當時的電視節目是什麼呢」「你記不記得當時外面是亮還是暗呢」等方式提問；若針對原因，可藉由詢問事情發生順序，替代直接詢問原因為何的方式）。

- WH-提問由於容易演變成一問一答的對話模式，因此孩童若無法確實回答時，則必須改以開放式提問以尋求獲得更多相關資訊。下列則為事例。

訪談者說「那位是誰？」

孩童回答「叔叔」

訪談者接著說「那請多告訴我一些有關那位叔叔的事情」

- 即使是 WH-提問，若提問中包含孩童尚未闡述過的內容（亦稱為暗示性提問），則必須將之置於訪談最後階段進行。以下為事例。

（若孩童尚未提及其他人的事情時）「當時還有誰也在嗎」（此即是以當時尚有其他人在場為前提進行提問）

（若孩童尚未提及犯人說過的話時）「那個人有說過什麼嗎」（此即是以有說過什麼為前提進行提問）。

（若孩童尚未提及顏色時）「那輛車子是什麼顏色」（此即是以孩童記得顏色為前提進行提問，然而孩童卻可能以推測的方式回答顏色的種類。）

- 「為什麼你跟過去了呢」「為什麼沒告訴媽媽呢」等，這種「為什麼」的提問方式，會讓受訪者感覺受到指責，因此訪談時不採用此方式。相較於直接尋問「為什麼」，採用你是「怎麼樣」跟過去的呢，或你是因為「什麼樣的理由」沒告訴媽媽呢，之類的尋問方式，就受訪者而言較容易回答。

丁 休息時間

孩童若無法充分提供相關資訊時，即有必要進行封閉式提問。但是封閉式提問當中會包含來自訪談者釋放之資訊（例如問題為「你去那邊，是從學校回來後才去嗎」，這樣的問題就隱含著「從學校回來後才去」的資訊），此種資訊將容易造成誘導的情形。因此，除非必要不使用封閉式提問，若要使用也必須審慎進行。

原則上進行封閉式提問之前必須與監督人討論（此期間視為兩、三分鐘之休息時間）。當要進入休息時間時，具體採用之語句如下：

- ① 你跟我說了好多事情，我去向對面房間的人確認一下我是不是全部都有聽到。我馬上就會回來，你_____可可以在這等我一下。

若孩童無法等待時，可採取把門打開，讓 C 在外面等待的方式。

休息時間當中，監督人可藉由筆記等確實寫下不足的資訊。之後訪談官返回訪談室，並傳達下列事項。

- ② 謝謝你的等候。因為還有幾件事情必須要確認一下，所以等等還會問你問題。

戊 封閉式提問

封閉式資訊由於可能干擾孩童的記憶，造成誘導的情形，因此必須注意下列事項。

- 不置入會成為爭議點之資訊。例如，不能尋問「你被摸了嗎」等問題。
- 盡量以三選項之方式尋問。具體而言即如「那件事是發生在去學校之前，還是回來之後，還是你已經忘記了？」

- 注意反應偏差。所謂反應偏差係指，孩童傾向只選擇單一性質之選項。例如，「以是不是提問之問題」中孩童只回答「是」，「是 A 還是 B」的問題中，只選擇排列在一開頭的選項。若可能產生反應偏差時，即必須考量選項之順序。

- 封閉式提問中，訪談者只能藉由準備好的選項，獲得最小限度的回答。並且當中還可能存在反應偏差。因此若經封閉式提問獲得任何答案時，最重要的是再以開放式提問進行確認。以下為事例。

訪談者問「那件事是發生在去學校之前，還是回來之後，還是你已經忘記了？」

孩童回答「回來之後」

訪談者追問「那請你告訴我多一點從學校回來之後發生的事情」

孩童若無法充分回答從學校回來之後的事情，有可能代表的是孩童只是單純地選擇訪談者給予的選項（有可能是反應偏差），並非是根據充足的事實所進行的回答。若孩童可以確切地闡述從學校回來後的事情，即代表訪談者獲得可信度高的資訊。

己 誘導性提問等方式

所謂的誘導性提問係指，順著訪談者假設之爭議點（例如「你被摸了」），期待孩童會回答「是」之提問方式。訪談中儘量不使用誘導性提問，若有必要務必在訪談最後進行。下列提問方式即可稱為誘導性提問。

- 暗示性提問：以任何事情為前提之提問方式。例如「當時有其他人在嗎」「犯人說了些什麼」。雖然這些問題於確認目擊者存在，或威脅存在時有其必要性，但由於可能構成暗示，因此必須於訪談最後階段才能進行。

- ☐ 當時有其他人在嗎？（是否存在目擊者）
- ☐ 那個人有說了些什麼嗎（是否存在威脅或道歉之言詞）
- ☐ 有其他人遇到跟你一樣的事情嗎（是否存在其他受害者）
- ☐ 你_____的衣服當時呈現什麼樣子（訪談者無法陳述時）
- ☐ 那個人的衣服當時呈現什麼樣子（訪談者無法陳述時）

- 事件公開程度之相關提問：「在這之前，你有跟誰提過這件事情嗎」。雖有必要掌握至今事件公開程度，但由於可能構成暗示，因此必須於訪談最後階段才能進行提問。

- ☐ 有其他人知道這件事情嗎？
- ☐ 那個人是誰？
- ☐ 那個人為什麼會知道這一件事情？

- 爭議點相關之提問（誘導性提問）：孩童雖未公開過事件，但必須尋問相關爭議點內容時，以不置入嫌疑人姓名或時間地點等資訊之方式進行提問。「你有被摸過身體嗎」等提問。

- ① 你有被摸過身體嗎？

上述任一提問孩童若有回答時，必須藉由開放式提問讓孩童進行自由闡述。

訪談者提問：當時有其他人在嗎／犯人說了些什麼／在這之前，你有跟誰說過這件事情嗎／你有被摸過身體嗎？

孩童：進行回答

訪談者接著提問：那請你多告訴我一些有關那件事的事情。

(6) 總結（結束訪談之程序）

甲 目的

過於深入陳述一段痛苦經歷，有時反而會帶來二次傷害，並且孩童在對話時可能會心存質疑，認為「為什麼只問我一個人」。為安撫孩童情緒，接納孩童的問題，並讓話題內容重回中立，此時必須進行結束程序。

乙 結束訪談之程序

- ①感謝：謝謝你告訴我這麼多事情。
- ②確認：其他還有什麼想讓我知道的事情嗎（有時孩童也會說出本身的期望）。
- ③提問：○○你，有什麼想問我的事情嗎？
- ④聯絡方式：如果你還有想到什麼事情要跟我說，可以跟我聯絡（遞上名片等）。
- ⑤訪談結束後面向攝影機說出「現在時刻○時○分」。

訪談結束後訪談官不離開房間。由 C 引導孩童走出房間。此時 C 必須注意要採行中立性對話，不要讓孩童把負面情緒帶回家中。

(7) 補充

甲 確認相關事項

向孩童確認其陳述內容時，務必使用孩童慣用的詞彙。並且必須注意訪談者若有口誤，即有可能造成誘導現象的產生（將「觸摸」說成「被觸摸」等情形）。若有針對孩童的陳述內容進行錄音／錄影則不需要確認。進行確認時，由於孩童必須自他人（訪談者）口中聽到自己說過的內容，因此有可能造成誘導的情形。

乙 與性相關之固定提問方式

有幾項問題的提問方式已經固定，透過事前練習，可自然地進行提問。建議可重新架構不造成誘導之提問方式（使用孩童陳述的內容資訊，將訪談者釋放資訊降至最低之提問方式），並進行事前相關練習。

- ①是從衣服／褲子／內衣褲外面開始，還是從裡面開始，還是你不記得了。
- ②（若孩童使用性行為、生殖器等字眼時）我要跟你確認一下這些用字，因為我想的意思跟你○○用的意思可能會不同。你○○所說的性行為是怎麼樣的事情？／你○○所說的生殖器是用來做什麼的？
- ③（若孩童陳述被摸時）你說你被摸了，是怎麼被摸的呢？（若出現手這個字眼）手的位置在哪裡？你記得當時手是靜止不動，還是有什麼動作嗎，還是你不記得了？（若孩童回答手有在動作）請敘述一下是怎麼樣的動作。

丙 無法回答之提問與應對方式

訪談中有時孩童會提出讓人無法回答的問題。例如下列事項。

- ① 犯人會怎樣？
- ② 其他的小孩都說些什麼？
- ③ 你（訪談官）也遭受過虐待嗎？」

此時訪談官要明確表示自己為不方便回答的立場，並告知孩童會就其疑問進行理解／轉達給專責人員處理。例如下列的敘述方式。

- ④ 我的工作只是聽小朋友說話，我無權作出任何決定。但我會把你○○提出過的這些問題轉達給專責人員處理。
- ⑤ 你想知道我的事情嗎。但是今天我的工作是要聽你○○說話，不是讓你來聽我說我的事情。至於你○○提出過的這些問題，我會牢記在心。

丁 否認與撤銷

所謂否認係指的情形為，只回答「不清楚」「不知道」等內容，完全不提供與提問相關之內容。此外，所謂撤銷係指，無論從前公開與否，全數撤銷公開內容。性虐待案件中，被害人因懼怕來自加害者之威脅，或破壞家庭關係等負面結果，而感到羞恥或產生罪惡感，這些感受再加上無法獲得他人信任進而自暴自棄，或感到茫然無助時就會出現否認與撤銷的行為。孩童採取此種態度時，嫌疑人多為其家中一分子。研究此種情形的相關文獻有兩份，一為較常見於幼兒身上（Hershkowitz），另一則為較常見於幼兒與青春期孩童身上（Sorensen）。

當遭遇否認與撤銷的情況，訪談者容易採取向孩童施加壓力，或產生對立等否定孩童的作法，但這樣卻只會招致反效果。此時應重重建立關係階段，讓孩童陳述一些容易敘述的事情，若依然無法有所進展時，就必須考量改日重新進行訪談。

戊 情緒

受害孩童當中也有容易哭鬧或情緒化的類型。訪談者在訪談過程中不可避免地會有情緒起伏，面對訪談者的同情或感同身受，受害孩童有時會產生「為什麼你會了解我的心情」，「只講了這些你（訪談者）就這麼情緒化，我沒辦法再繼續說下去了」等感受。因此即使孩童的情緒高漲，訪談者依然要冷靜地繼續訪談。

並且有些孩童會出現睡著等游離狀態。此時就必須辨別孩童當下的情況，判斷其是否適合繼續進行訪談。這是因為難以自處於游離狀態下的孩童身上獲得有效的資訊。

五 特殊考量

（一）概要

據研究指出，即使是幼兒也有能力進行自由闡述，並且在進行自由闡述的問答過程中，出現的錯誤情形並不多。此外，即使是智能障礙、發展障礙、身體障礙的孩童也可藉由練習回想發生過的事情，進而提供許多相關資訊。所以不因孩童的特殊性就放棄讓其進行自由闡述的機會，應該以開門見山的方式面對這類孩童。但是下列之特殊考量亦可派上用場。

（二）特殊考量

甲 訪談地點

障礙的類型非常多樣，並且同屬相同的傷害，也會因其程度不同而對訪談產生不同之影響。重要的是必須事先調查傷害類型及其程度，與溝通特徵等事項。例如，即使為重度智能障礙，若可緩慢地採取間隔式訪談，依然可以獲得孩童自發性提供資訊。一般則必須注意下列幾項要點。

- 必須營造符合幼兒或身心障礙者等所需之環境。例如，應在幼兒休息室中事先備置玩具或圖畫書。必須提供身體障礙者的輪椅可通行之地點，此地點亦須配備專用廁所。必須考量智能障礙者的情況，提供明確之相關標示等事項。發展障礙者當中則有人相當敏感，或對聲響，或對燈管閃爍感到在意。規劃環境空間時必須考量這些特別需求。

乙 訪談時間

- 選擇訪談時間時必須考量幼兒的午睡時間，身心障礙者或生病的人則必須考量其吃藥或治療的時段。例如，受訪者可能在訪談前吃了會讓人昏昏欲睡的藥物，導致無法進行訪談的情況。
- 身心障礙者比起健全的人要花費更多時間處理日常生活中的各種事物。應規劃時間較寬裕的訪談行程。
- 年紀小的幼兒，其注意力持續時間較短暫。此時可利用著色畫吸引其注意力拉長訪談時間。

丙 溝通

- 即使受訪者具有智能障礙，也不可以對年紀較長者用對幼兒說話的口吻進行訪談。注意不要使用「小○○」這種親暱口吻稱呼受訪者。
- 發展障礙的人由於可能特別拘泥某一事物，因此有時會出現定型的動作（例如不自覺揮手）。此時藉由認同他們的拘泥行為或定型動作，可讓發展障礙者安心進行闡述。
- 發展障礙者當中，亦有人仰賴視覺資訊。例如，將訪談守則書寫於紙上，藉由與受訪者一同朗讀等動作，可促進其對訪談內容之理解。
- 身心健全的人對身心障礙者或外國人，講話容易比較「大聲」。但是不需要大聲說話。發展障礙的人當中，有些人感覺靈敏，也有些人則是聽到的聲音比一般人大聲，並在耳中久久不散，因此要特別注意。
- 要為外國人準備口譯，為聽覺障礙者準備手語翻譯。翻譯人員的座位安排在訪談者旁邊。翻譯人員針對提問或回答內容，不可替換說法，應依照原意直接翻譯。例如，訪談者使用「我是」一詞，翻譯人員應採用「我是」之相對應譯法（而不用「這位訪談官」等說法）。

（三）為促進理解訪談守則之相關測試

為確認學齡前幼兒與低年級兒童是否理解訪談守則，可做一個簡單的測試。但必須留意，測試雖然可以確認孩童理解的程度，但注意力也會因此隨著時間流逝而減弱。這些測試當中，有幾項可以於事前或事後進行調查。

- 真實性：為讓訪談者理解「請告訴我事實」之目的，將進行下列相關測試。「如果我說我的鞋子是紅色的，請問這是真的，還是假的。」
- 不知道：「你知道我家的狗叫什麼名字嗎」（若孩童推測後回答「波奇」時）「你○○沒來過我家，應該不知道我家的狗叫什麼名字。所以不知道的時候請說不知道就好」。
- 聽不懂：若訪談者使用較艱澀的詞彙，請受訪者回答聽不懂，例如「○○你的性別是」等提問。
- 訂正錯誤：（面對一年級孩童）我說「○○你今年五歲，○○你會說什麼」

- 區分顏色與位置之上下左右裡外：使用麥克筆上色並問「這是什麼顏色」。利用紙箱尋問「請把手放到箱子上面」「請把手伸到箱子裡面」等。

(4) 使用輔助物品

輔助物品可能會成為訪談者釋放的資訊，進而干擾孩童的記憶，或造成誘導的情形。並且若使用輔助物品，訪談官可能過分依賴輔助物品，而不努力藉由言語對談獲取相關資訊。因此盡量不使用輔助物品，若要使用也必須在訪談之最後階段。面對幼兒或身心障礙兒童，不難理解大人會想利用封閉式提問或輔助物品的幫助進行訪談。但是他們其實忘記這些是一群更容易遭受誘導之孩童。

代表性的輔助物有：紙張（讓受訪者繪製場所配置等）、薑餅人（簡略的人體模型），人體構造圖（有繪製生殖器等器官之人體構造圖）、性教育用布偶（具備生殖器等器官之布偶）等物品，原則上不使用人體構造圖與性教育用布偶。

甲 紙張

當受訪者以口頭說明地點或該場所配置後，再讓其以圖畫進行說明將有一定程度之效用。若是在複數地點進行犯罪等，紙張的使用方式可依照每一地點都讓受訪者以圖畫進行說明。並且必須準備兩隻筆，一支為孩童使用（例如黑筆），另一支則為訪談者使用（藍筆），藉此以便進行區別。孩童繪製後若以口頭進行補充敘述時，可由孩童自行寫下內容，或由訪談者書寫。

訪談中盡量不使用紙張，孩童書寫完後立即進行整理。這是因為若繼續讓孩童畫下去的話，極有可能出現混雜幻想成分的圖像。

乙 薑餅人

當受訪者以口頭說明身體部位之後，讓孩童藉由薑餅人指出說明過的部位。要求孩童為該部位命名，並尋問該部位之用途。（例如「你剛說了那個地方叫諾諾，那是做什麼用的地方呢」等）

丙 人體構造圖與性教育用布偶

人體構造圖與性教育用布偶為可辨別生殖器官之圖畫與人偶。很多孩童會對此感到反感，並且由於是圖像／人偶，可能會對孩童造成誘導。特別是對孩童而言，容易將自己對人偶做過的事情（拉扯性器官、將手指插入性器官），解釋為自己實際遭遇的事情，如此可能危及訪談的進行。因此不使用人體構造圖與性教育用布偶。

六、實際執行

若無經過適當的研習與訓練就使用司法訪談指南，會較為困難。但是，（1）約定事項、建立關係、練習情節記憶；（2）藉由固定提問方式探尋問題所在之事件；（3）以「拋出問題」為中心進行訪談，將可大幅度減少來自訪談者之誘導，進而可獲取正確性更高的資訊。訪談開始時也可將此指南攜入訪談室當中，訪談者可嘗試依其內容進行訪談。此外，依照此指南的訪談結束後，可進行相關檢討，透過監督人或（受訪者許可時）其他同樣遭遇的孩童進行確認，應可大幅改善訪談相關技巧。

第三 司法訪談之研發經過與海外各國之現況

(一) 司法訪談之研發

稱爲司法訪談之訪談方式，其英文源語爲 forensic interview，也稱爲 investigative interview(偵查／調查訪談)。此種司法訪談之研發歷程，大致上可追溯至兩大契機。

第一項爲孩童證詞所引發之冤獄事件。1980 年代發生於美國之麥克馬丁幼稚園事件中，幼稚園的孩童告發遭受老師性虐待。孩童雖提供了遊戲中扮演全裸的電影明星，把馬匹殺了埋在幼稚園庭院等各式證詞，但由於沒有任何物證，因此當局最後通盤否認孩童供詞之可信度。一般認爲會導致這樣的結果乃是起因於重複進行之誘導訪談(訪談員邊說著「要檢測一下你的記憶喔」一邊進行訪談)。在英國也發生過類似的事件。經過這些事件後，許多國家開始參考孩童遭受暗示之相關研究成果，研發不進行誘導，以自由闡述爲重心之訪談方式。

第二項爲導正司法當中不利於孩童之規定。英國直至 1990 年代初期爲止，一律不採納未滿七歲孩童之證詞。縱使孩童年紀稍長後當局會採納其證詞，但針對孩童負面經歷進行重複偵訊，並在孩童不熟悉的法庭當中進行訊問等，當時的各項措施可看出當局並未充份考量孩童的相關權益。英國爲最早將司法訪談引進該國司法體系的國家之一，引進此制度的最大目標在於取得司法利益與孩童利益間之平衡點(英國內政部與福衛部，2007)。英國當局爲不讓孩童於審辦過程遭受二次傷害，因而開始採行許多相關特別措施，例如進行孩童偵訊時法官將脫去法袍並且不戴上白髮、以坐姿進行訊問、採用遠距訊問等。在相關改進措施中有一項，就是英國當局決定讓孩童的訪談原則上僅進行一次司法訪談，並可將錄影內容作爲孩童之主要訊問內容。

(二) 司法訪談之種類與內容

現今世界各國採行之訪談方式非常多樣。當中較爲有名的方式爲英國指南中提倡之分階段程序(phased approach)；加拿大使用之步驟式訪談(stepwise interview)；德國使用之結構性訪談；美國心理學家費雪所研發之認知訪談法；美國檢察官貝斯研發之 Finding Words；美國 National Institute of Child Health and Human Development(國家兒童健康和人類發展研究院)蘭姆博士所研發之 NICHD 訪談程序。

雖說訪談方式種類繁多，但無論是何種指南皆重視以下事項：(1) 訪談守則(於訪談中告知約定事項，例如「請告訴我實際的事情」「如果不清楚的話，請告訴我你不清楚」等)；(2) 建立關係(與孩童構築一份溫馨但不親密的關係，並讓訪談者理解持有資訊的是孩童，必須以孩童爲訪談主體)；(3) 自由闡述(並非一問一答，而是藉由「請你闡述」「接著呢」「之後呢」等開放式提問或促使回答之方式，讓孩童以自己的話語進行描述)；(4) 最小量之提問；(5) 總結(結束訪談之程序)。

現今美國鹽湖城孩童司法中心(一種孩童司法權利維護機構)、以色列、北歐各國皆使用 NICHD 訪談程序，當中以色列更將此訪談程序作爲國家相關標準。NICHD 訪談程序的另一項知名特徵是在於豐厚的實證研究數量²。本指南亦是以 NICHD 指南爲藍本。

² (1) 使用 NICHD 訪談程序較能獲取所需資訊(Orbach, et al., 2000)

使用此訪談程序進行訪談之案例(以下簡稱程序訪談)有 55 件，非使用此程序進行訪談之案例有 50 件，以下進行兩者之間的比較。將兩項群組中之孩童年齡、受虐類型、加害人類型皆設定爲相同。比較結果顯示程序訪談中，訪談者使用較多的開放式提問進行訪談，並且相較於其他提問方式，開放式提問可獲取更多相關詳細資訊。

(2) 使用 NICHD 訪談程序較能促使案件明朗化(Sternbeg, et al., 2001)

比較 50 位訪談官進行之使用訪談程序前的訪談(非程序訪談)與使用訪談程序後的訪談(程序訪談)。比較結果顯示相較於非程序訪談，程序訪談採用較多之開放式提問，同時程序訪談架構較嚴謹，並且可獲取較多孩童家人等相關資訊。此外，孩童面對開放式提問公開闡述案件相關資訊之比率，程序訪談中達 89%，但非程序訪談僅有 36%(意即程序訪談中面對開放式提問孩童更能正確地公開闡述案件相關資訊)。而受訪者當中半數爲四至六歲的孩童，由此可見透過開放式提問獲得之資訊並未因年齡不同而有所差異。

(3) 程序訪談中提問之效果(Lamb, et al., 2003)

(三) 司法訪談之課題與跨職種合作

孩童即使申訴自己遭受迫害，但卻也無法立即成案。縱使疑點重重，但若無足以成案之證據，當局有時也僅能提供社福性質或醫療性質的協助。尚且即使當局執行司法訴追程序，多數案件依然需要社福性質或醫療性質的協助。孩童為接受司法、社福、醫療、心理諮商等照護必須奔波於各大機關之間，為不讓孩童於這段期間進行訪談，近年來逐漸開始採行跨職種合作方式。

當中一種理想的形式為，將各領域專家集中至一個場所，透過轉播螢幕確認司法訪談中孩童闡述的相關事實，進而架構起以司法訪談成果為基礎之孩童支援體制。例如，附設於美國奧勒岡州艾曼紐兒童醫院之 CARES Northwest，此機構針對申訴遭受迫害之孩童進行身體檢查與司法訪談，同時社福人員與刑警亦進行觀察分析並採取相關因應措施；附設於韓國首爾市警察醫院之一次式（one-stop）服務中心中，進行受害者的身體檢查與司法訪談，並於結束後因應當下需求提供心理治療、律師服務、警方提供之司法協助；日本亦於大阪阪南醫院設置 SACHICO（性暴力救援中心）等機構，藉此提供一次式服務。

只要準備三、四間小房間，意即只要有司法訪談室、轉播播放室、可行必要檢查之簡易診療室就可提供一次式服務。司法訪談若能更加落實藉由社福、司法、醫療跨職種合作提供之相關協助，必定可大幅提升對於孩童之相關照護品質。

參考文獻

- Michelle Aldridge 與 Joanne Wood 仲真紀子（編譯）（2004），*孩童之訪談方式：司法中孩童之照護指引*，北大路書房。
- Wendy Bourg、Robin Flagor、Diane Lang Ervin、Raymond Broderick、Donna Meeks Kelly、藤川洋子與小澤真嗣（譯）（2003），*孩童訪談說明書——尋問虐待之話術*，日本評論社。
- 英國內政部與福衛部（編）仲真紀子與田中周子（譯）（2007），*孩童之司法訪談：錄影之訪談指南*，誠信書房。
- （Home Office/Department of Health (1992). Memorandum of good practice on video recorded interviews with child witnesses for criminal Proceedings. The Stationery Office.）
- Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 753-760.
- 法與心理學會指南編輯委員會（編）（2005），*目擊供詞與識別程序相關指南*，現代人文社。
- Lamb, M. E., & Fauchier, A. (2001). The effects of question type on self-contradictions by children in the course of

針對 130 位遭受性虐待的孩童（四至八歲）進行程序訪談。相較於時間、發生過的事情與其他事情相關之開放式提問，「動作」相關之開放式提問（針對「有人觸摸」進行訪談）具有較好的效果。孩童年齡越大可獲得之資訊量也越多，而面對開放式提問時，孩童提供詳細資訊的比率幾乎沒有年齡分別，四歲為 43%，六至七歲為 48%，八歲為 57%。

(4) 訪談程序讓案件相關評估更為容易（Hershkowitz, et al., 2007）

42 位熟練的以色列人訪談官，就以下 24 件訪談，評估孩童實際遭遇虐待之可能性。24 件訪談中有 12 件為程序訪談，剩餘 12 件為非程序訪談。並且，雙方各 12 件訪談中的半數（6 件）是根據外部資料（醫學證據、嫌疑人自白、目擊者證言等）顯示為極有可能實際遭受虐待之案件，剩餘 6 件則為可能性較低之案件（意即程序訪談中「蓋然性高」的訪談有 6 件，「蓋然性低」的訪談也有 6 件；非程序訪談中「蓋然性高」的訪談有 6 件，「蓋然性低」的訪談也有 6 件）。針對上述之訪談，訪談官僅就訪談內容評斷孩童是否有遭受虐待之可能性。結果程序訪談中，訪談官評斷之正確率為 60%，特別是根據外部資料進行之「蓋然性高」的訪談中正確率達 95%，而「蓋然性低」的訪談中正確率僅 24%。另一方面，非程序訪談中，評斷之正確率為 29%，根據外部資料進行之「蓋然性高」的訪談中正確率達 38%，而「蓋然性低」的訪談中正確率僅 12%。

其他尚有許多 NICHD 訪談程序之相關研究，例如就事件公開程度、訪談官性別對訪談之影響、CBCA（Criteria-Based-Content Analysis：內容分析判斷標準法）等各式項目進行分析。此些研究顯示出程序訪談與非程序訪談間質與量上之差異。

forensic interviews. *Applied Cognitive Psychology*, 15(5), 483-491.

Lamb, M. E., Orbach, Y., Sternberg, K. J., Hershkowitz, I., & Horowitz, D. (2000). Accuracy of investigators' verbatim notes of their forensic interviews with alleged child abuse victims. *Law and Human Behavior*, 24(6), 699-708.

Orbach, Y., Hershkowitz, I., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Esplin, P. W., & Orbach, D. H. (2000). Assessing the value of structured protocols for forensic interviews of alleged child abuse victims. *Child Abuse and Neglect*, 24, 733-752.

Poole, D. A., & Lamb, M. E. (1998). *Investigative interviews of children: A guide for helping professionals*. Washington, D.C.: American Psychological Association.

Sternberg, K. J., Lamb, M. E., Orbach, Y., Esplin, P. W., & Sternberg, S. M. (2001). Use of structured investigative protocol enhances young children's responses to free-recall prompts in the course of forensic interviews. *Journal of Applied Psychology*, 86, 997-1005.

Home Office (2000). *Achieving the best evidence in criminal proceedings: Guidance for vulnerable and intimidated witnesses, including children*. Home Office Communication Directorate.

Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Orbach, Y., Esplin, P. W., Stewart, H., & Mitchell, S. (2003). Age differences in young children's responses to open-ended invitations in the course of forensic interviews. *Journal of counseling and clinical psychology*, 71, 926-934.

Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.

Hershkowitz, et al., (2007). Improving credibility assessment in child sexual abuse allegations: The role of the NICHD Investigative interview protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 99-110.

仲真紀子 (2001a), 對話之理解, 森 (編) 趣味語言研究室, 北大路書房, Pp. 135-154.。

仲真紀子 (2001b), 訪談孩童-法庭中「律師用詞」之分析-, 法與心理, 1, 80-92.。

仲真紀子 (2009), 司法訪談: 聚焦事實之訪談方式其概要與背景, 案例研究, 家事事件研究會。

附件一：提問的類型

在孩童進行自由闡述之外，訪談者想獲取更進一步之相關資訊時，所採行之提問方式如下：

一、開放式提問

開放式提問可分為「拋出問題」與「促使回答」兩部分。

(1) 拋出問題

- ① **事件切割**：將孩童之談話內容，再進行細部切割，從中可獲取更為詳細之相關資訊。例如，當孩童陳述「剛剛跟朋友一起玩」時，就向孩童尋問「那請你把早上起來後到跟朋友一起玩為止的這段期間內的事情全部告訴我」等問題，藉此尋求更多事件相關的資訊。
- ② **線索相關提問**：就孩童之談話內容，尋求更多事件相關的資訊。「你剛剛說跟朋友一起玩，請你多加說明一下」等提問。
- ③ **後續相關提問**：尋問孩童談話內容之後續發展。「在那之後發生了甚麼事情？」提問。

(2) 促使回答

讓孩童進行回答，並此答案不包含來自訪談者釋放之資訊。有下列兩種方式。

- ① **重複話語（重述）**：重複孩童的話語。例如孩童說了「玩過了」，訪談者也重複說「玩過了」。
- ② **對話中的附和（不含特定資訊之回應）**：OK、嗯等不含任何意義的用詞。

二、WH-提問

務必注意 **WH-提問**只能用於訪談提問中，已經陳述過的內容（針對未出現過的內容使用 **WH-提問**方式，稱之為暗示性提問）。**WH-提問**若獲得孩童回答時，再以「拋出問題」進行追問。

例如，以「剛剛你說○○，那是什麼事情／何人／何處／何時／哪一項／如何行動……？」進行尋問（直接提問），若得到相關回答，則拋出「那請你針對那件事情多加說明一下」，加以尋問。

然而，使用「為什麼」提問時可能會變成自白口氣，並且孩童也難以理解問題重心，更難以進行回答，因此不採用此提問方式。不以「為什麼」，而是以「為何會演變成那樣」「變成那樣的原因為何」的方式提問。

3、封閉式提問

係指以「是、不是」回答之提問或以「是 A 還是 B」回答之提問。封閉式提問，於休息時間結束，審慎評估後使用為佳。使用時與直接提問相同，以「拋出問題」補足欠缺之處。例如，尋問孩童「剛剛你說○○，那是 A 嗎？／是從衣服外面，還是在衣服裡面／你記得△△相關的事情嗎？」，若得到相關回答，則拋出「那請你針對那件事情多加說明一下」，加以尋問。不可進行包含爭議點之封閉式提問。

4、暗示性提問

孩童就尚未陳述過的內容，假設含有特定答案之提問方式，稱之為暗示性提問。不得不使用此提問方式時，必須與「拋出問題」一同使用。

例如，「你當時有發生性行為吧」（暗示發生性行為）；「當時有其他人在場嗎？」（暗示其他人在場之可能性）；「其他還有被摸了哪些地方？」（暗示其他地方被觸摸之可能性）；「那個人說了些甚麼？」（暗示那個人有說過

什麼)等提問方式。若得到孩童之相關回答,則拋出「那請你針對那件事情多加說明一下」,「拋出問題」加以尋問。

表二：提問方式總整理

提問之類型名稱	定義,例如,用於何處
拋出問題	訪談目的並未是由訪談者提供資訊,而是要從孩童身上獲取資訊。「多加說明一下」(1)事件切割(請把早上起床後到○○這段期間發生的事情全部告訴我);(2)線索相關提問(剛剛你說○○,請你多加說明一下);(3)後續相關提問(在那之後呢?之後呢?)。建立關係、訓練情節記憶、進入問題重點時,儘可能使用此提問方式。
促使回答	讓孩童進行回答,並此答案不包含來自訪談者釋放之資訊。①重複話語(重複孩童的話語)與(2)對話中的附和(嗯嗯)。與「拋出問題」相同,建立關係、訓練回憶案件內容、進入問題重點時,儘可能使用此提問方式。
直接提問(聚焦式提問)	採用 WH-提問(何時、何處、何人、何事、如何行動、如何發生)詳細尋問孩童已經陳述過之內容。與「拋出問題」一同使用。避免使用「為什麼」。(剛剛你說○○,那是哪裡?)
誘導性提問(選項式提問)	於休息時間結束,審慎評估後使用。是一種就孩童尚未陳述內容進行之封閉式提問。與「拋出問題」一同使用。(剛剛你說○○,那是在家裡還是在外面?)
暗示性提問	於休息時間結束,審慎評估後使用(儘可能避免使用)。是一種就孩童尚未陳述內容假設特定答案之提問方式。與「拋出問題」一同使用。(剛剛你說○○,那是說你○○了嗎?,當時還有其他人也○○了嗎?)

附件二 最小限度之程序

以下僅是最小限度之訪談程序。

【前導】

1. 今天是 _____ 年 _____ 月 _____ 日，現在時刻 _____ 點 _____ 分。我在 _____ 【地點】進行 _____ 【受訪者】的訪談。

你好，我的名字叫 _____。我的工作負責向小朋友問一些問題。我們的對話會錄影下來。錄影是怕我會忘記你說過的話，如果忘記了我就會看影片想起來。其他的人也會觀看這段錄影，但是不會造成○你的困擾。

2. 訪談開始前先答應我幾件事：

- ① (真正的事情) 今天最重要的是只能講真正的事情。一定只能講真的發生過的事情。
- ② (不懂) 如果你聽不懂我的問題，請你告訴我你「聽不懂」。
- ③ (不知道) 如果你不知道我問你問題的答案，請告訴我你「不知道」。
- ④ (不對) 如果我說的內容不正確，請你告訴我我說的不對。
- ⑤ (不在場) 因為我當時不在場，所以不知道發生了什麼事情。所以不管當時發生了什麼事情，都請你告訴我。

3. 建立關係：我想要多了解○你的事情，所以想問你一些問題。○你喜歡做些什麼事情呢。

4. 練習回想發生過的事情：接下來，我們來練習回想發生過的事情，並且把事情說出來吧。請把你今天發生過的事情告訴我。請把你從今天早上起床後到現在，這段期間發生過的事情全部告訴我。

【自由闡述】

5. 接下來，請○你說一下，為什麼會在這裡／到這裡來／。

(若受訪者無法回答則採下列的提問方式)

- ① 我聽說○你[何時、何地]，跟[醫生、老師、兒童輔導機構的老師、其他專家]說過一些事情。請你也把那些事情告訴我。
- ② ○你的 _____ 【身體部位】上有[聽說有][疤痕、傷口、瘀青]，請把關於這些事情全部告訴我吧。

【提問】

6. 這樣的事情你只遇過一次，還是已經發生過很多次？⇒如果答案是 yes，請你告訴我有關最後一次／第一次／印象最深一次的情況。

7. 開放式提問

- ① 請你告訴我發生過的所有事情。
- ② 請你告訴我從○後到△為止，這段時間發生過的所有事情。

③ 剛剛你說發生過○○，請你再多告訴我一些相關的事情。

④ 然後呢？ 接著呢？ 之後呢？

⑤ 重複話語（僅重複受訪者的話語）

⑥ 嗯、嗯

8・WH-提問

9・休息時間

10・封閉式提問

11・暗示性提問、誘導性提問、關於公開程度的提問

① 那個人說了什麼／當時還有其他人在嗎？

② 有其他人知道這件事情嗎／那個人為什麼知道這件事？

③ 有遭受過～的事情嗎？。

【結束】

12・謝謝你告訴我這麼多事情，非常感謝你的協助。

① （想讓我知道的事情）其他還有什麼想讓我知道的事情嗎？

② （想跟我說的話）○你，還有沒有其他想跟我說的事情呢？

③ （問題）○你，有什麼想問我的事情嗎？

④ （聯絡方式）如果你還有想到什麼事情要跟我說，請打這個號碼跟我聯絡。」

13・現在時刻[點，分]。訪談到此結束。

シナリオ教示



- 【シナリオの使い方】
- シナリオを読み、イメージをつくってください。
 - 出来事はどのように始まり、何があって、そのあとどのように終わったか。
 - どんな家か、どんな部屋か、何がおいてあるか。
 - 誰がどの位置にいるか、立っていたのか、座っていたのか、手を使ったとしたら、どのような動作をしたのか。
 - 周囲の状況はどうか。TV/DVDはどんな内容か。
 - 朝か、夜か、明るいのか、暗いのか、天気はどうか。何時ごろか。
 - シナリオは、見ながら演じるのでもかまいません。
 - 間違えてもかまいません (例えば、子どもの名前を間違えたら、間違えた名前に進めてください)。
 - 「何がありましたか」に対し、一言で全部読んでしまうと、面接が終わってしまいます！「そして？」で1行、「それから」で1行、というように進めてください。しかし、協力的にお願いします。

診察券サイズ用

足(へび)

あなたは、お父さんの家にいきました。 そこには、子ども(6年生のタカシ)とそ の子のお母さんがいました。 居間でテレビを見ていたら、タカシがこっ ちにおいでといいました。ついていったら、 2階のタカシの部屋にいき、そこにあるベッ ドに座ってとタカシが言いました。座ったら、 「かわいいねー」と言って、タカシがスカー トの上からあなたの足を触りました。あなた は怖くなり逃げました。部屋の様子、触り方、 逃げてどうしたか等、イメージしてください。	足 A 
あなたは、お父さんの家にいきました。 そこには、子ども(6年生のタカシ)とそ の子のお母さんがいました。 居間でテレビを見ていたら、タカシがこっ ちにおいでといいました。ついていったら、 2階のタカシの部屋にいき、そこにあるベッ ドに座ってとタカシが言いました。座ったら、 「かわいいねー」と言って、タカシがスカー トの上からあなたの足を触りました。あなた は怖くなり逃げました。部屋の様子、触り方、 逃げてどうしたか等、イメージしてください。	足 A 

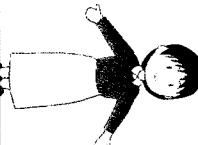
足(へび)

診察券サイズ用

あなたは、お父さんの家にいきました。 そこには、子ども(6年生のタカシ)とその子のお母さんと、その子のおばあさんがいました。 居間でテレビを見ていたら、タカシがこつちにおいでといました。ついていったら、お風呂場にいき、そこにあるガラスのケースからへびをだし、へびの「足」(胴体)をすーつとなでました。きもちわるくて、逃げました。お風呂場の様子、へびの色・形、逃げたあととどうしたか等イメージしてください。	あなたは、お父さんの家にいきました。 そこには、子ども(6年生のタカシ)とその子のお母さんと、その子のおばあさんがいました。 居間でテレビを見ていたら、タカシがこつちにおいでといました。ついていったら、お風呂場にいき、そこにあるガラスのケースからへびをだし、へびの「足」(胴体)をすーつとなでました。きもちわるくて、逃げました。お風呂場の様子、へびの色・形、逃げたあととどうしたか等イメージしてください。
足 B 	足 B 

診察券サイズ用

ケースA

ケースA (子ども) ヨウ子は11歳である。母，義父の3人家族。義父により，暴力を受けている。学校の健康診断で背中にアザがあることから，相談所に。昨日の夜，酒に酔った父親とTVのことで言い争いになり，押されて，柱にぶつかつた。義父の行動，位置関係，柱の場所，どうぶつかつたか，母，義父のその後の行動等イメージしてください。	ケースA (面接者) ヨウ子は11歳である。母，義父の3人家族。学校の健康診断で医者がヨウ子の背中の大きなあざ（ごく最近できたアザ）を発見。教師がヨウ子を相談所に連れてきた。教師によれば，ヨウ子は学校に，ときどきアザをつくってくる。義父は乱暴者だという噂がある。
ケースA (子ども) 	ケースA (面接者) 

ケースE

診察券サイズ用

ケースE (子ども)

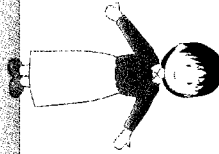
タカシは8歳。父母との3人家族。隣の家に、いとこのサトル (18歳) が住んでいて、よくタカシの家に来る。先週の土曜日、母が買い物に出ている間に、サトルがきて、タカシにHなDVDを見せ、マスタバーションをして、タカシの前で射精した。母帰宅後、タカシは泣いて「サトルから嫌なことをされた、もうサトルを家には来させないで」と訴えたが、理由は恥ずかしくて言えない。



ケースE
(子ども)

ケースE (面接者)

タカシは8歳。父母との3人家族。隣の家に、いとこのサトル (18歳) が住んでいて、よくタカシの家に来る。先週の土曜日、母親が買い物から帰ると、タカシが泣いて「サトルから嫌なことをされた、もうサトルを家には来させないで」と顔を真っ赤にして訴えた。しかし、理由はわからない。



ケースE
(面接者)

シナリオNo. 4: 面接者



シナリオNo. 4: 面接者
あなたが面接するのは7歳の女児です。どのような「出来事」があったかを聞いてください。

学童保育の教員が、児相に通報してきました。保育しているスズキユリカさんがきょうだいから性虐待を受けているかもしれないということでした。教員によれば、女児は学童での友達との遊びのなかで、「タカシにいちやんがノさんをさわった」と言ったことでした。タカシにいちやんというのはユリカさんの兄です。児相は、その女児に被害確認面接を行うことにしました。

父：40歳（会社員）＊父は離婚歴あり。タカシは前妻との子どもかもしれない。
母：37歳（小学校教員）
一子：タカシ15歳
二子：ユリカ 7歳（小学校1年。学校での適応はよく、問題なし）
住所：〇〇市△町1-2-1-301

シナリオNo. 4:
面接者

シナリオNo. 4: 被面接者



シナリオNo. 4: 被面接者

あなたは7歳の女児です。名前はユリカです。

お母さんは働いているので、あなたは学童保育に行っています。お母さんの帰りがもっと遅いときは、お兄ちゃんのカカシと待っています。お兄ちゃん、新しいお父さんの子どもです。お兄ちゃんはときどき嫌なことをします。先週の土曜日、お母さんが遅くなった日、お兄ちゃん嫌なことをしました。暗くなる、お兄ちゃんDVDをつめました(性的な内容のDVDとしてください)。お兄ちゃん、あなたはDVDを見て、あなたと腰掛けていました。お兄ちゃん、あなたに近づいて来て、あなたのノノさんに触りました。触りながら、お兄ちゃん、ここを触って、自分(タカシ)のスボンの上にあなたの手を載せました。あなたが泣き出したら、お兄ちゃんはやめました。お兄ちゃんは「このことは誰にも言っちゃいけない。言ったら悪いことするよ」と言いました。

父: 40歳(会社員)
母: 37歳(小学校教員)

一子: タカシ 15歳

二子: ユリカ 7歳(小学校1年。学校での適応はよく、問題なし)
住所: ○○市△町1-2-1-301

シナリオNo. 4:
被面接者

劇本指示



- 【劇本之使用方式】
- 請唸出劇本，試著想像情境。
 - 事情是如何發生，發生了什麼事，之後又是怎麼結束呢？
 - 房子長怎樣呢，房間長怎樣呢，裡面擺了些什麼呢？
 - 誰位處哪個位置，是站著還是坐著？若有手部動作，動作方式又是如何？
 - 四周情況如何？電視或影片的播放內容為何？
 - 是白天還是晚上，是亮是暗，當下的天氣如何？當時大概幾點鐘。
 - 邊看劇本邊模擬也無妨。
 - 弄錯了也沒關係（例如，弄錯小朋友的名字時，請直接使用錯誤的名字繼續訪談）。
 - 問到「發生了什麼事情」時，若僅用一句話即陳述完畢，便無法繼續進行訪談！請以「接著呢？」為一行，「然後」為一行的方式，進行訪談。尚請多加配合。

腳 (蛇)

診療卡尺寸 (70×100mm) 用

妳去了父親家。

在那裡有位小朋友 (六年級的Takashi) 與他的母親。

在客廳看了一下電視後，Takashi把妳叫了過去。妳跟著Takashi走到他位在二樓的房間後，他叫妳坐在房間裡的床上。當妳坐下後，Takashi一邊說著「妳好可愛啊」，一邊透過裙子碰觸妳的腳。妳感到害怕起身逃走了。請想像房間的擺設、觸摸的方式、逃跑後做了什麼事情等。

腳 A



妳去了父親家。

在那裡有位小朋友 (六年級的Takashi) 與他的母親。

在客廳看了一下電視後，Takashi把妳叫了過去。妳跟著Takashi走到他位在二樓的房間後，他叫妳坐在房間裡的床上。當妳坐下後，Takashi一邊說著「妳好可愛啊」，一邊透過裙子碰觸妳的腳。妳感到害怕起身逃走了。請想像房間的擺設、觸摸的方式、逃跑後做了什麼事情等。

腳 A



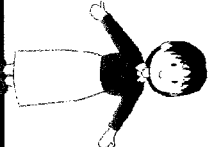
腳（蛇）

診療卡尺寸（70x100mm）用

妳去了父親家。 在那裡有位小朋友（六年級的Takashi）與他的母親以及他的外婆。 在客廳看了一下電視後，Takashi把妳叫了過去。跟著Takashi走到浴室後，他從浴室的玻璃櫃中拿出一條蛇，並用手輕輕撫摸了蛇的「腳」（身體部分）。妳覺得噁心所以逃跑了。請想像浴室的擺設、蛇的顏色與形狀、逃跑後做了什麼事情等。	妳去了父親家。 在那裡有位小朋友（六年級的Takashi）與他的母親以及他的外婆。 在客廳看了一下電視後，Takashi把妳叫了過去。跟著Takashi走到浴室後，他從浴室的玻璃櫃中拿出一條蛇，並用手輕輕撫摸了蛇的「腳」（身體部分）。妳覺得噁心所以逃跑了。請想像浴室的擺設、蛇的顏色與形狀、逃跑後做了什麼事情等。
腳 B 	腳 B 

診療卡尺寸 (70×100mm) 用

案例A

案例A (小朋友) Yoko 11歲。家庭成員尚有母親及繼父，共三人。 繼父對Yoko施暴。學校舉行健康檢查時，在她的背部發現瘀青，因此轉介諮商中心。昨夜，Yoko與酒醉的父親因為電視起了口角，當中父親將她壓住，往柱子撞去。請想像繼父的行動、兩人所處的位置、柱子所在之處、如何撞擊，以及母親與繼父事後所採取的行動等。	案例A (訪談者) Yoko 11歲。家庭成員尚有母親及繼父，共三人。 學校舉行健康檢查時，在Yoko的背部發現大片瘀青（剛產生不久的瘀青）。老師將Yoko帶往諮商中心。據老師所述，在學校偶爾會發現Yoko身上有瘀青。有傳言說她的繼父會家暴。
案例A (小朋友) 	案例A (訪談者) 

案例E

診療卡尺寸 (70 × 100mm) 用

案例E (小朋友) Takashi 8歲。家庭成員尚有父親與母親，共三人。他的表(堂)哥Satoru (18歲)，就住在隔壁，經常進出Takashi家。上週六，當Takashi的母親外出購物時，Satoru來訪，並播放色情影片讓Takashi觀看，且在Takashi面前手淫，直到射精。Takashi母親回家後，他向母親哭訴「Satoru很討厭，不要再讓他到家裡來了」，但事情原因卻讓他難以啓齒。	案例E (訪談者) Takashi 8歲。家庭成員尚有父親與母親，共三人。他的表(堂)哥Satoru (18歲)，就住在隔壁，經常進出Takashi家。上週六，當Takashi母親外出購物返家後，Takashi漲紅著臉向母親哭訴道：「Satoru很討厭，不要再讓他到家裡來了」。但不知原因為何。
案例E (小朋友) 	案例E (訪談者) 

劇本No. 4：訪談者



劇本No. 4：訪談者
你的訪談對象是一位7歲的小女孩。請問她發生了什麼「事情」。
安親班老師向兒童諮詢中心通報。老師表示，安親班的Suzuki Yukan小朋友可能遭到親兄弟性侵犯。據老師所言，小女孩在與朋友一同玩耍時曾提及「Takashi哥哥摸了諾諾」。Takashi哥哥指的是Yukan小朋友的哥哥。兒童諮詢中心決定進行訪談，確認小女孩是否有遭受侵害。
父親：40歲（公司職員）*父親曾經離過婚，Takashi可能是與前妻所生的小孩。
母親：37歲（小學老師）
老大：Takashi 15歲
老二：Yurika 7歲（小學一年級。在學校適應良好，沒有任何問題）
住家地址：〇〇市△△町1-2-1-301

劇本No. 4：訪
談者

劇本No. 4：受訪者



劇本No. 4：受訪者

你是一位7歲的小女孩，名字叫Yunka。

由於母親有工作在身，所以將妳送去參加安親班。當母親回來的比較晚，妳就會和Takashi哥哥一起等。這位哥哥是新爸爸的小孩。哥哥偶爾會做出妳不喜歡的事情。例如上週六，當天是母親晚回家的日子，哥哥做了妳不喜歡的事情。天黑後，哥哥開始播放影片（請想像成色情影片）。哥哥一開始只是跟妳一起坐在沙發上，但是他越坐越靠近，並且開始觸摸妳的諾諾。當哥哥一邊觸摸妳的同時，還對妳說摸一下這裡，隨即將妳的手放到自己（Takashi）的褲襠上。當下妳哭了出來，哥哥才停止動作。哥哥跟妳說「這件事不准對任何人說，說了就有妳好看」。

父親：40歲（公司職員）

母親：37歲（小學老師）

老大：Takashi 15歲

老二：Yunka 7歲（小學一年級。在學校適應良好，沒有任何問題）

住家地址：○○市△町1-2-1-301

2013年度 (2013-2014)

司法面接研修 被害・事実確認面接研修



北海道大学 大学院文学研究科

仲真紀子

<http://child.let.hokudai.ac.jp/>



1

1. 研修の概要

2

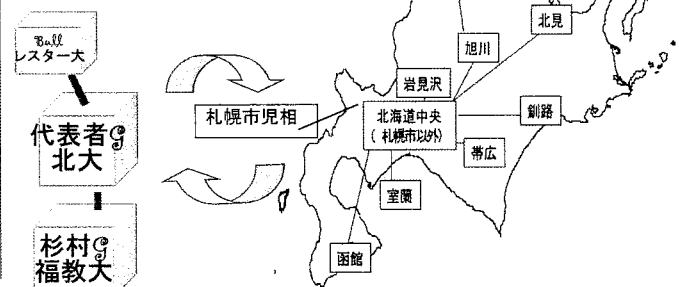
JST：犯罪から子どもを守る 司法面接法の開発と訓練

道8児相と札幌市児相

大岡教育

大スター英国 覬

開発研究と研修 (8日間)



北大研修

義講麴

- » 司法面接の意義
- » 司法面接の概要
- » NICHHDプロトコル
- » 補強証拠
- » 話さない子ども
- » 難しい質問

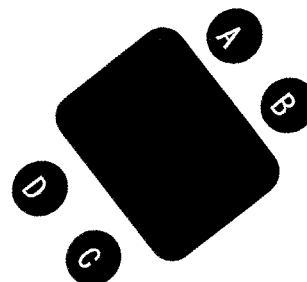
自由報告の練習

観DVDを見ての練習

面接の計画

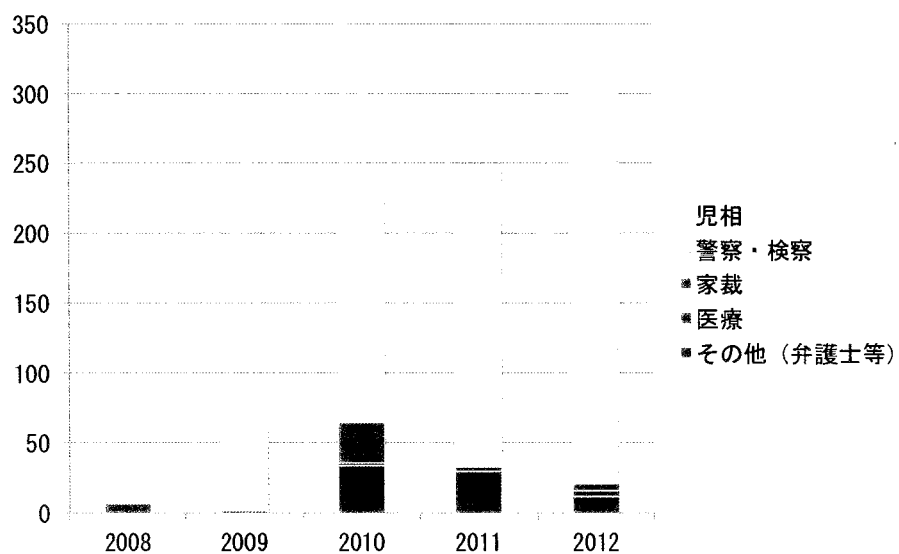
観 見 ロールプレイ

振り返り





2008年以降の研修者（北大NICHHD研修）



研修の手続き

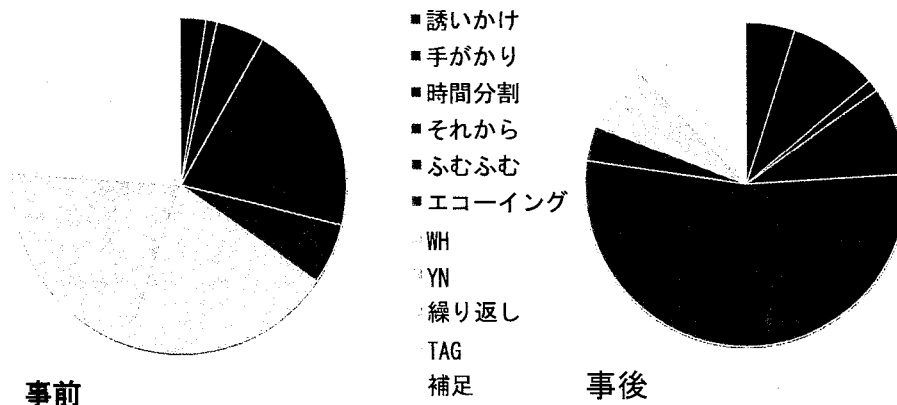
事前面接：お子さんにDVDを見せ（研修者は見ない），その内容を研修者が聞き取る。ICレコーダを送付してもらう。

面接研修

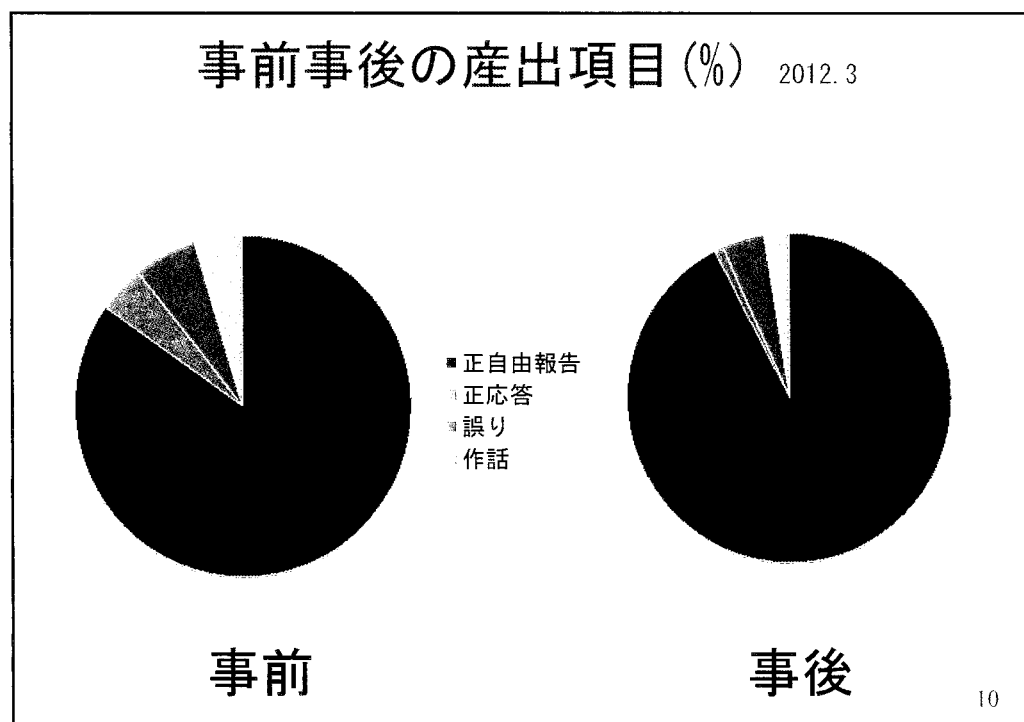
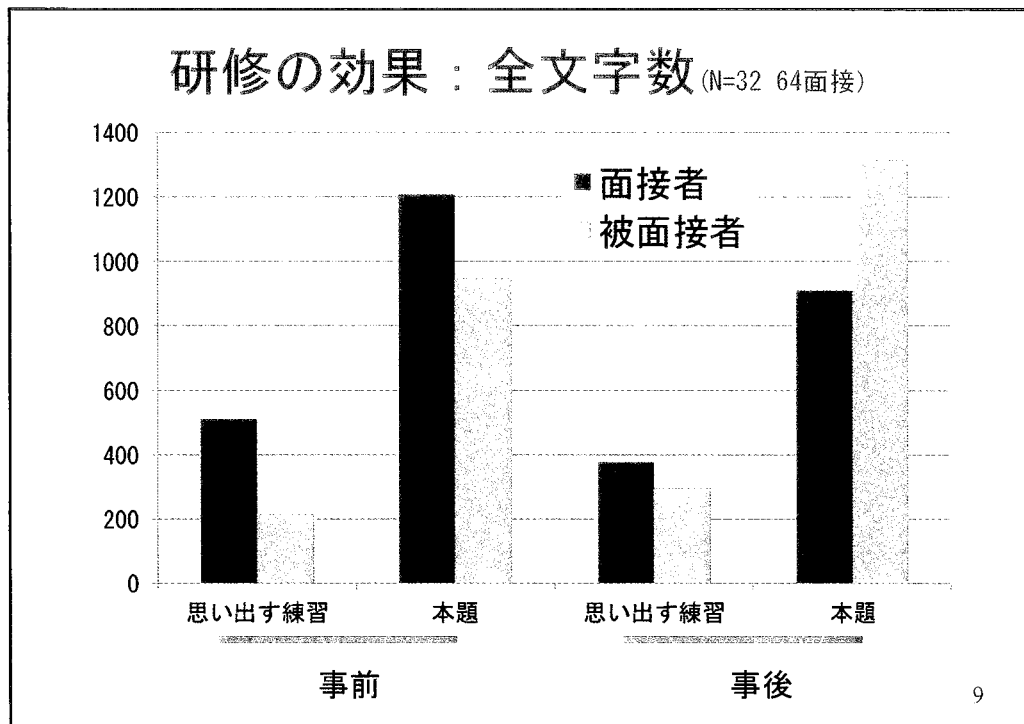
事後面接



事前と事後の変化（平均使用数%）

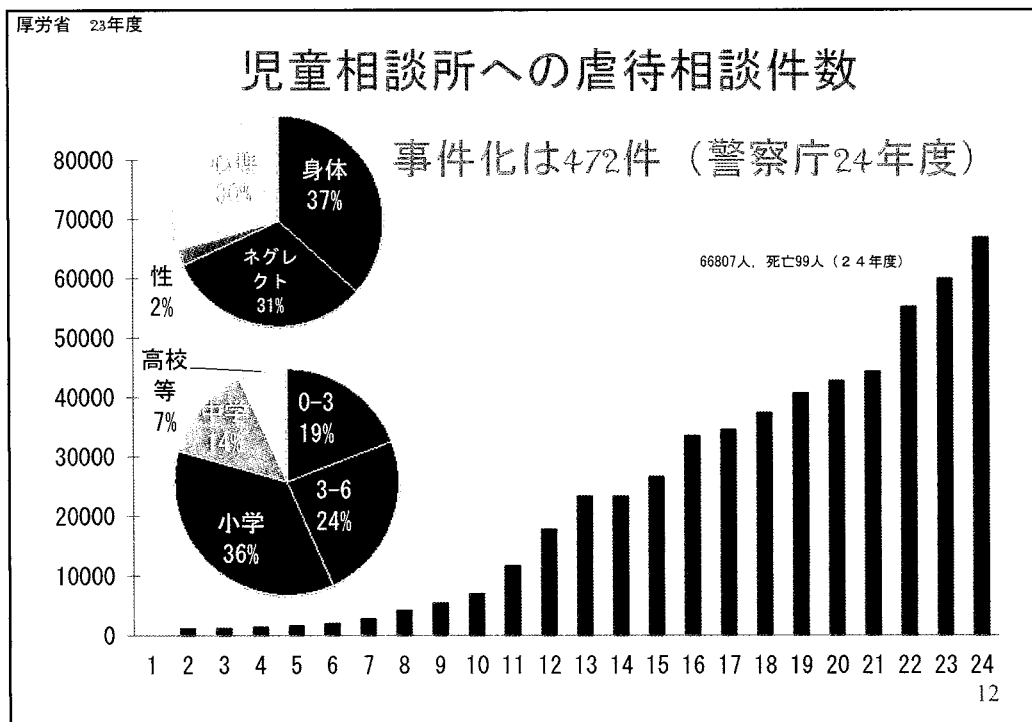


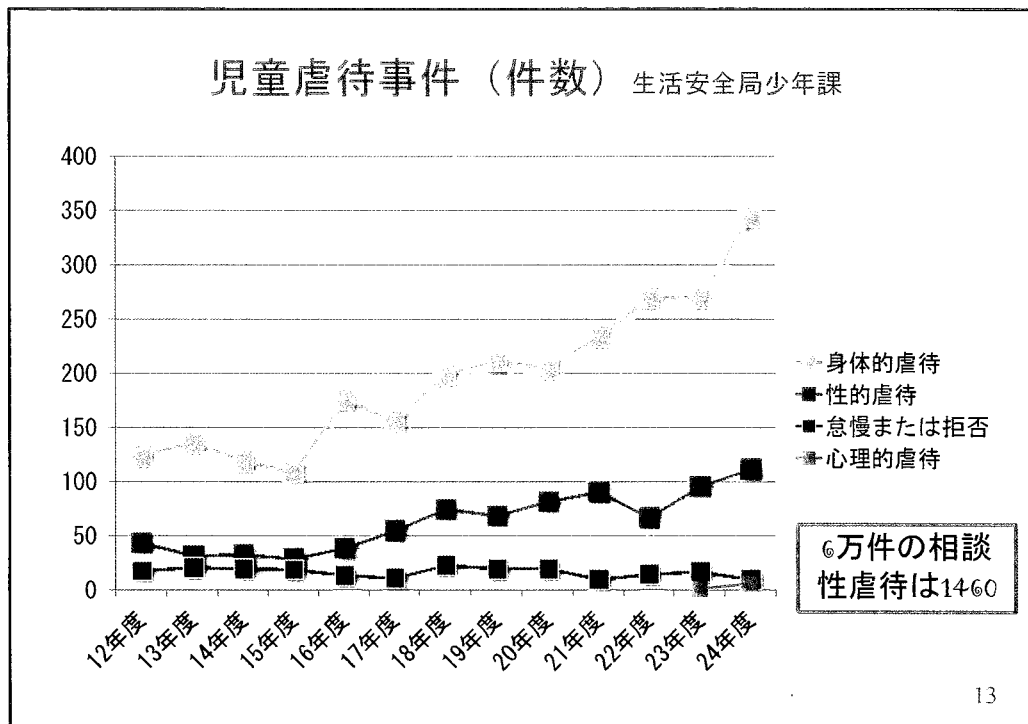
1 面接当たり面=19.8,子=19.2発話)



2. 司法面接の意義

11





13

幼児・児童の目撃供述

- 廻 エビス屋のブーちゃん事件(3歳)有-無罪
- 廻 福岡強制わいせつ事件(6歳)無罪
- 廻 横浜強制わいせつ事件(小2)信憑性に疑問
- 廻 ある強制わいせつ事件(小3, 5人)無罪
- 廻 板橋強制わいせつ事件(小4)無-有-無罪
- 廻 甲山事件(11~17歳の精薄児5人)無-有-無罪
- 廻 窃盗被害事実(6歳前後)
- 廻 殺人現場の状況(8歳)
- 廻 強盗被害事実(9歳)
- 廻 横領被害品を犯人に授受した状況(10歳)
- 廻 強姦被害事実(12歳)

14

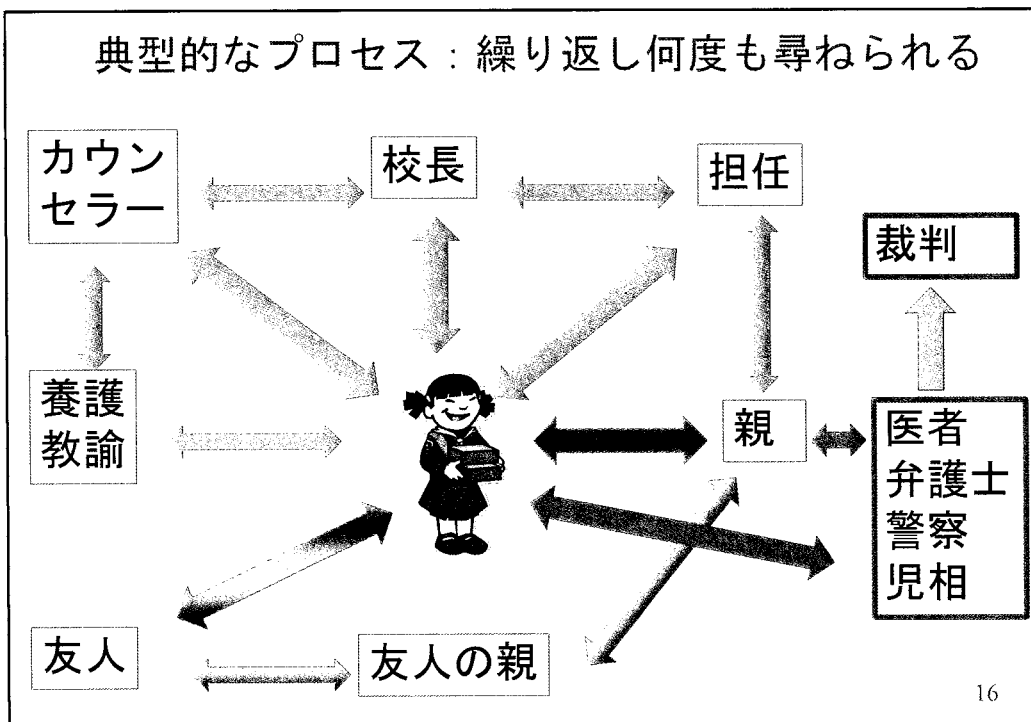
わいせつ行為の被害・目撃：当時6歳

私（母親）が「それはいつのことか」と聞くと「今朝のことだ」と（Kが）言った。私が「今朝はそんなおじちゃん来ていないじゃないか」と言うと（Kは）「私が今朝起きて戸をあけてやったとき来たおじちゃんだ」と言った。それで「それなら今朝じゃなくて昨日の朝だったよ」と私が言った。Kは考えていた様子でしたが「ああそう。昨日の朝やったね」と自分も納得したようであった。

六歳児の加害者識別に関する証言の信憑性に疑問があるとされた事例。
判例時報, 748, 126-131.

15

典型的なプロセス：繰り返し何度も尋ねられる



16

典型的な事例

魏 ××に叩かれたことある？

魏 . . .

魏 ○○さんから聞いたんだけど。怒らないからちゃんとお話して。××，叩くの？

魏 . . .

魏 ××叩くの？

魏 （小さくて聞き取れない）が当たった。

魏 どこ叩かれたの？

魏 肩。

魏 いつ××が叩いたの。

魏 . . .

魏 お話してくれないと，たいへんなことになるから。もう一回聞くよ。××が叩いたのね。

魏 （小さな声で）うん。

問題を導入

クローズド質問

繰り返し

圧力

言い換え

17

被暗示性とその源泉

魏 ビネー (Binet)

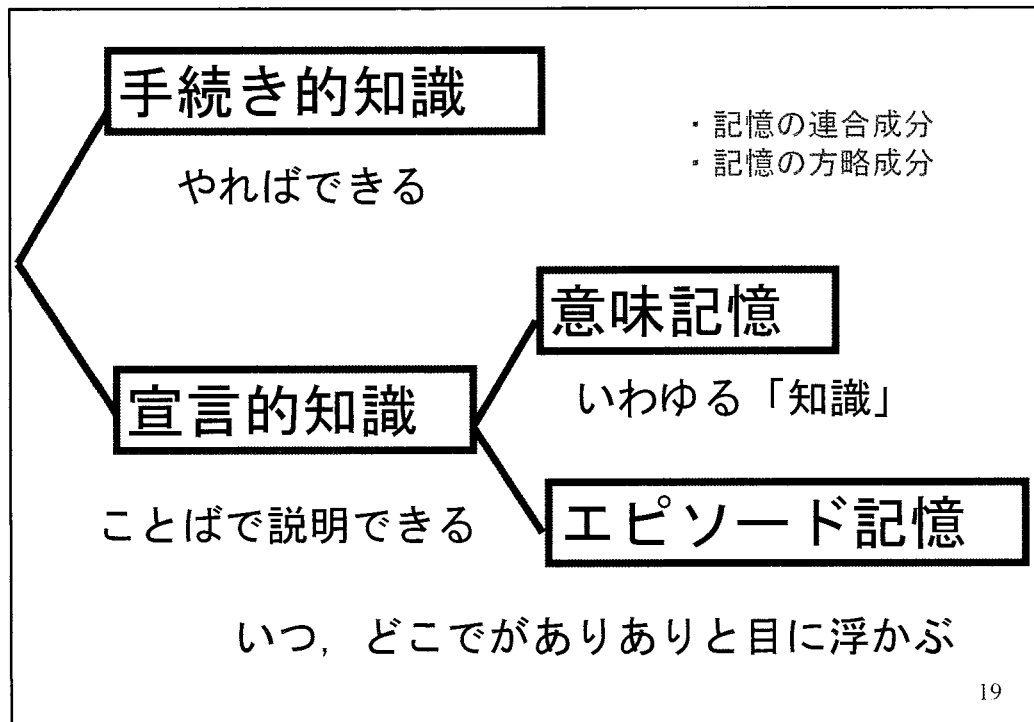
魏 ヴァーレンドンク (Varendonck)

魏 シシ (Ceci)

» おいもほり遠足

» サクランボ狩り遠足

18



中学生と大学生の目撃証言 (仲・杉浦・西田・西尾)

観中学生15人，大学生20人

観「裁判員制度の調査」のために法律事務所に来てもらう。

観調査への回答中に「事件」が起きる。



質問事項

覬	弁護士は何という名前だった？	小石川
覬	弁護士は来たとき何と言ってた？	法律相談
覬	弁護士は来たときはどうだった？	怒ってた
覬	弁護士のネクタイは何色だった？	紺
覬	弁護士のスーツは何色だった？	紺
覬	弁護士はどんな顔だった？	色黒
覬	弁護士は電話で誰を出せと言った？	山田

・ ・ ・

21

小石川	子ども	6時	電話	怒って	赤	灰色	顔	山田	バカ	投げ	叩いた	すみ	下げた
1	覚え	子ど	6時	電話	ふつ	わか	グ	頭し	大島	バカ	なに	カウ	頭は
2	いや	當つ	6時	電話	ふつ	覚え	スー	眼	大島	言っ	落と	して	謝っ
3	小石	子ど	6時	電話	最初	わか	灰色	髪が	えー	バカ	切っ	カウ	すい
4	白川	子ど	6時	受付	ふつ	見え	灰色	眼鏡	あー	バカ	投げ	叩い	謝っ
5	言っ	何の	時間	電話	ふつ	見て	見て	言っ	言っ	電話	机と	言っ	頭下
6	言っ	子ど	6時	受付	来た	見え	紺色	眼鏡	言っ	バカ	電話	カウ	頭下
7	石川	子ど	6時	受付	最初	見て	灰色	見え	あ	バカ	見え	カウ	言っ
8	小泉	子ど	6時	女の	来た	ネク	どん	顔の	山田	バカ	投げ	叩い	頭下
9	小石	子ど	6時	受付	いら	濃い	黒く	身長	名前	バ	カウ	電話	すい
10	い	子ど	6時	受付	来た	色は	たぶ	輪郭	わか	言っ	自分	カウ	すい
11	い	それ	6時	セン	見え	ねず	顔は	30	大島	バ	見て	カウ	すい
12	覚え	なん	6時	電話	いら	見て	黒か	背は	名前	バ	カウ	お前	頭を
13	覚え	何し	6時	受付	きた	ネク	何色	30	相手	バカ	カウ	カウ	頭下
14	言っ	く法	今日	なん	いら	ー	ー	ー	言っ	ばか	それ	カウ	すい
15	こが	相談	8時	他の	いら	ネク	何色	眼鏡	大	バカ	電話	カウ	すい

小石川	子ども	6時	電話	怒って	赤	灰色	顔	山田	バカ	投げ	叩いた	すみ	下げた
1	思い	子ど	5時	セン	はし	見て	濃い	見て	山田	言っ	投げ	叩い	言っ
2	「こ	子ど	5時	セン	ふつ	見て	紺く	見て	「田	言っ	〇〇	叩い	言っ
3	名	子ど	5時	受付	落	見え	黒か	眉毛	こし	言っ	笑話	叩い	言っ
4	名	小早	5時	電話	急ぎ	見え	グ	メガ	小早	言っ	笑話	たた	言っ
5	小石	児童	5時	紙を	ふつ	見え	紺	見え	思い	言っ	笑話	たた	言っ
6	石川	少年	5時	受付	ふつ	見え	上は	顔は	？く	言っ	笑話	たた	言っ
7	小石	児童	5時	升運	ふつ	ーく	黒	細い	(西	言っ	笑話	たた	言っ
8	思い	児童	5時	セン	ふつ	わか	黒く	シャ	(西	言っ	笑話	たた	言っ
9	思い	児童	5時	役ケ	ふつ	見え	黒く	見え	(西	言っ	笑話	たた	言っ
10	覚え	子ど	5時	セン	ふつ	わか	紺く	細	(西	言っ	笑話	たた	言っ
11	小石	時間	急に	普通					山田	ー	笑話	たた	言っ
12	早口	予約	受付						山田	ー	笑話	たた	言っ
13	小石	子ど	連絡	電話	口調				山田	ー	笑話	たた	言っ
14	小石	少年	5時	セン	ふつ				覚え	ー	どん	ー	言っ
15	こし	子ど	5時	セン	声は	見て	黒っ	かつ	(西	言っ	笑話	たた	言っ
16	こし	子ど	5時	役ケ	ふつ	見え	グ	眼	(西	言っ	笑話	たた	言っ
17	石川	子ど	5時	聞い	おだ	記憶	グ	メガ	(西	言っ	おも	たた	言っ
18	こし	いっ	5時	Faxを	ふつ	見て	わか	中肉	(西	バカ	笑話	軽く	言っ
19	こし	いっ	5時	Faxを	ふつ	見て	わか	中肉	(西	バカ	笑話	軽く	言っ
20	小石	子ど	5時	電話	ふつ	見え	黒く	見え	(西	バカ	カウ	たた	言っ

回答の変容

- ・ 中学生 (↑) 22%
- ・ 大学生 (→) 24%

回答の変化

【スーツ】

魏 何色のスーツ着てたっけ→灰色か。

魏 紺ではなかったっけ？→わかんないですけど、あ、紺かな。

魏 紺かもしれない？→はい。

【スーツ】

魏 何色のスーツ着てたっけ→灰色の薄かった。

魏 紺ではなかった？→あ、紺かもしれない

23

【担当の人】

魏 担当の人は？→あー。

魏 山田って言ってたかな？→ああ。

【担当の人】

魏 山田さんて言ってた？→確か山田さん。

【担当の人】

魏 担当の人は？→大島さん

魏 山田って言ってなかった？→あ、山田さんです！

24

中学生の気づき

面接する人の言葉の影響を受けた。

≫ はい：2人 いいえ：11人

誘導されてしまった（相手の言う通りに答えてしまった）。

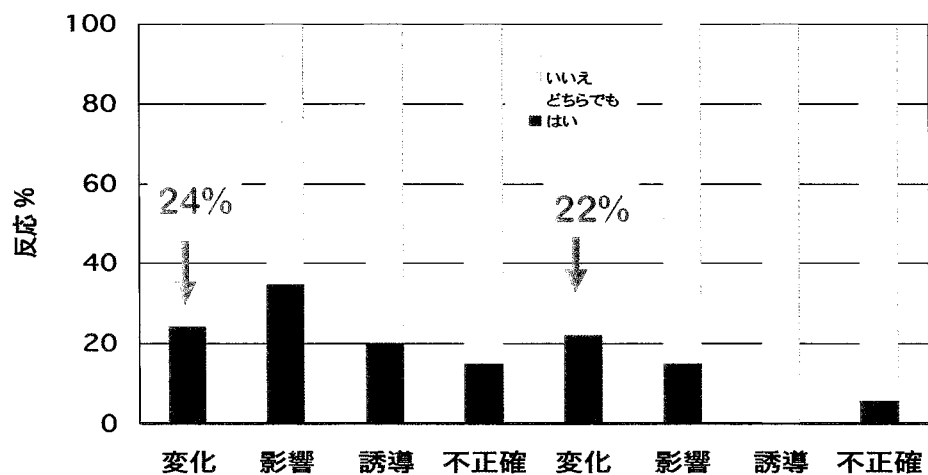
≫ はい：0人 いいえ：13人

実際とは違う内容のことも話してしまった。

≫ はい：1人 いいえ：13人

25

結果



大学生の気づき

中学生の気づき 26

厚生労働省「子ども虐待対応の手引きの改正について」13章p.248

(7) 司法面接技法を用いた司法面接の留意点

[7] 司法面接技法を用いた被害聴取面接の留意点
 虐待者や非虐待者である保護者が「子どもが嘘をついている」等と、
 事実を否認し、子どもが訴える虐待被害の事実関係をめぐって対立する
 ことも少なくなく、虐待事実をできるだけ正確に、客観的に把握するこ
 とは児童福祉の対応として子どもの安全のニーズを守る上で、また適切
 なケアをはかる上でも、大きな鍵となる。

また、近年、性的虐待を理由に児童福祉法第28条による措置の承認を
 求める審判を家庭裁判所に申し立てる事例が増加し、また、刑事事件と
 しての告訴や告発を行う事例も見られるようになってきている。こうし
 た場合には、一定の法的な証拠として活用できるような方法で調査面接
 を行い、それに基づいた説明資料の作成・提出が必要となる。

性的虐待が福祉と刑事司法の両方の裁判所で扱われる欧米においては、
 法的手続きのために用いられる面接法として、司法面接 (forensic
 interview) と呼ばれる方法がある。

欧米の司法面接 (forensic interview) は、性的虐待に関する子どもから
 の聞き取りが子どもに与える負担をできる限り少なくし、子どもから聞
 き取る話の内容が法的に取った調べる結果ではないか等の疑念がもたれ
 る可能性をできるだけ排除し、かつ性的虐待が何らかの行為による虚偽
 の話ではなく真実にあった出来事であるかどうかを検討するための正確
 な情報を得るという、主として3つの目的を持っている。

- 子どもが嘘をついている
として対立する事例、
- 性的虐待を理由に28条に
よる措置を求める事例、
が増加している。
- 法的な証拠として活用で
きる調査面接、証明資料
の作成・提出が必要。
- 司法面接は、子どもの負
担を減らし、誘導の疑念
を排除し、正確な情報を
得ることを目指す。 27

精神的な問題

① 時間や回数：被害が多いと回数も時間も長くな
る。だいじょうぶだと思われるも、回を重ねるご
とに精神的に不安定になる。

② 話を聞かれる事：「被害者がなぜあれこれ聞か
れるのか」「被害を受けていない人には苦しみは
わからない」。

③ 事実確認 v 心理ケア：詳細に聴かなければ解
決できない。しかし、詳細に聴くと被害者は苦し
む。⇒事実確認と心理ケアを分ける事の必要性。

国連勧告にもある司法面接

Ⅳ 被害を受けた子どもの権利及び利益を保護するため
にとられた措置

39. 委員会は締約国が以下の措置をとるように勧告する。

- » (a) 繰り返し証言することによって子どもがさらなるトラウマを受けることがないようにするため、この分野の専門家と協議しながら、証人となる被害者の子どもに支援および援助を提供するための手続きを緊急に見直すとともに、その目的のため、当該手続きにおいて口頭での証言ではなく録画による証言を活用することを検討すること

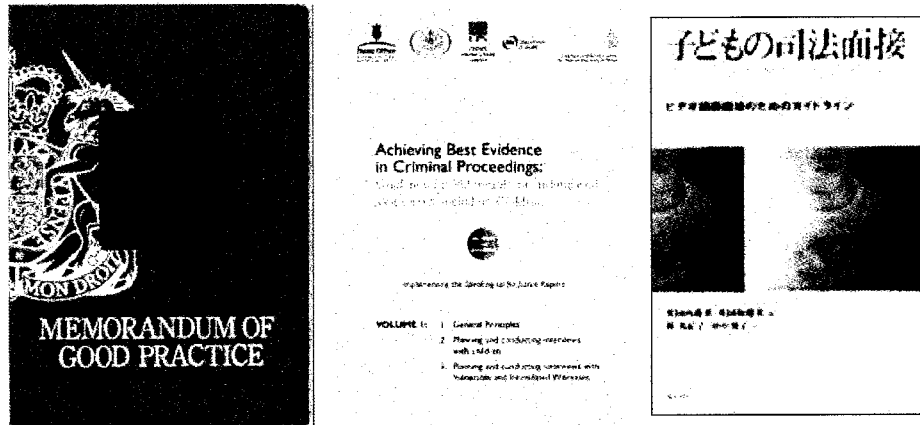
子どもの権利に関する条約子どもの権利委員会第54会期2010年5月25-6月11日「子どもの売買、子ども売春および子どもポルノグラフィーに関する子どもの権利条約の選択議定書第12条第1項にもとづいて締約国が提出した報告書の検討 総括所見：日本」Ⅳ(a) 2010, 6月) (仮訳：子どもの権利条約NGOレポート連絡会議)

29

3. 司法面接の概要

世界の司法面接と自由報告

30



英国の面接法ガイドライン：MOGPとBest Evidence

司法面接の目的

① 早い時期に、自由報告を重視した面接を【原則として】1度だけ行い，【原則として】ビデオで録画する。

② 必要な情報を客観的に聴取する/カウンセリングではない。

③ 供述の変遷と二次被害を防ぐ。

司法面接の要

親 面接者から情報を出さない：子どもの「言葉」で聞く。

親 子どもの言葉を解釈しない：子どもの「言葉」で聞く。

親 コメント，評価しない：特に出来事の内容は。

≫ ①誘いかけ：何があったか話してください

≫ ②時間の分割：最初から終わりまで／A～Bの間にあったことを全部話してください

≫ ③手がかり質問：（さっき言ってた）Aについてもっと話してください

≫ ④それから質問：そして、それで、あとは

33

親 お家には誰がいるの？

親 お母さん

親 お母さんだけ？ ←一般

親 ううん。

親 おじさんもいるの？

親 うん。

親 おじさん，何か嫌なことするのかな

親 うん

親 どんなことするの？

親 触ったりする。

親 そうか。どこ触るの？

親 ・・・

親 そのときお母さんはどこに

親 いない。

親 お家にいる人のことお話しして

親 お母さん ←目標

親 それから

親 おじさん

親 それから

親 それだけ

親 じゃ，おじさんのことお話しして

親 おじさんは，時々嫌なことをする

親 うん，それで

親 叩いたりもする。それから触ったりもする。お母さんがいないときはいつも夜ビデオを見・・・

34



SE3R (E. Shepherd)

Survey, Extract, Read, Review, Respond

37

自由報告の体験/オープン質問の練習

3分間オープン質問をする。「質問をしない」練習, 「自由報告で話す」練習をする。

①「今日家を出てからここに来るまでのことを話してください」

②「最近した買い物について、お話ししてください」

» ①誘いかけ：お話ししてください

» ②時間の分割 (A-Bの間にあったこと)

» ③手がかり質問 (Aについて)

うん, うん
エコーイング

» ④そして・それから

38

ディスカッション（感想）

面接者 質問をしたくなる

質問をし始めると、次を考えるのが難しい

話題がずれたらどうすればよいか

何を、どこまで聞けばよいのか、目的がわからない

被面接者 ふんふんと聞いてくれると、気持ちよく話せる

話しているうちに思い出すことがある

即座にふんふんといわれると、話しにくい

何を、どこまで話せばよいのかわからない

39

項目	司法面接（事実確認）	カウンセリング（ケア）
時間	できるだけ初期に	被面接者の準備ができたときに
面接室	暖かいが、簡素。	暖かく、心をなごませる。
面接者	司法面接の訓練を受けた人	カウンセラー、臨床心理士
背景知識	認知・発達心理学、福祉、法	臨床心理学、福祉
関係性	暖かいが、中立、たんと	親密で、時に濃厚、受容的
態度、表情	中立、たんと、姿勢変えず	親密、受容、共感、感情表出
うなずき	しない	大きくうなずくも
面接の方法	手続きが決まっている	自由度が高い
質問や言葉かけ	情報提供や誘導をしない、オープン質問を主体にプロトコルで決められた質問を用いる	言葉を代弁したり、話しかけたら、好ましい方に誘導も
扱う情報	事実	主観的な体験
ファンタジー	扱わない	受け入れる。ふり、つもりも
道具	使用しない	使用することもある
イメージ	イメージではなく、事実が重要	イメージも重要
面接回数	原則として1回	数回～多数回
記録方法	面接をすべて録画、録音	面接終了後、筆記も可

40

4. 自由報告と構造化

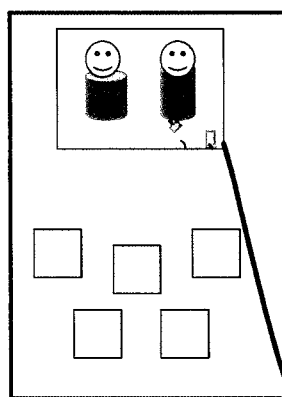
NICHHDガイドライン

被害児童からの客観的聴取について～誘導、暗示を排除した
聴取技法～
その他のガイドライン

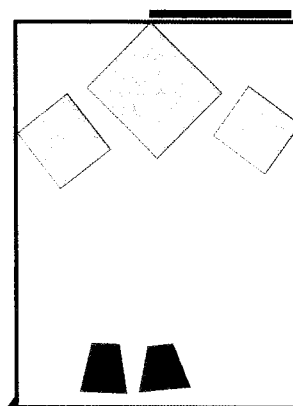
41

面接の実際

- じゃまなものがな
い静かな部屋で
- 1対1で
- 5分×年齢くらい
の時間で
- ノートはバックス
タッフがとる
- 補助物は使わない



バックスタッ
フが観察



ブラインドは閉める
時計は見えない位置に

42



様相アプローチ (MOGP, 1992)



観 第1段階：ラポール

観 第2段階：自由報告（今日は何をお話しにきましたか）

観 第3段階：質問

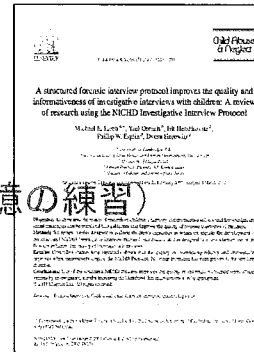
- ≫ A段階：オープン質問（もっとお話ししてください、そして、それから）
- ≫ B段階：WH質問（いつ、どこで、誰が）
- ≫ C段階：クローズ質問（クリスマスよりも前、後、覚えてない？）
- ≫ D段階：誘導質問「叩かれたことありますか」

観 第4段階：クロージング

NICHD プロトコル

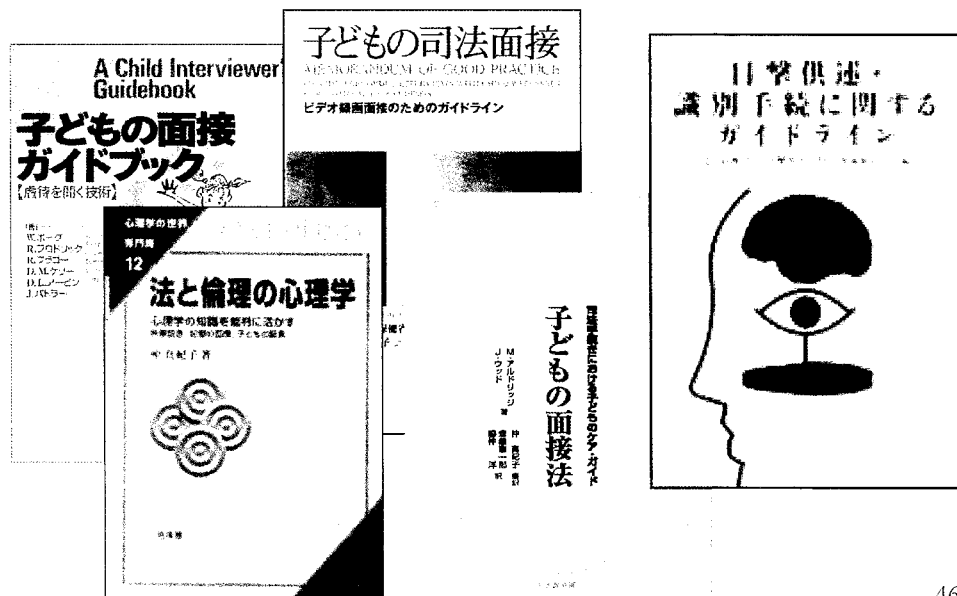
(National Institute of Child Health and Human Development)

1. 導入
2. グラウンドルール
3. ラポール
4. 出来事を思い出す練習 (エピソード記憶の練習)
5. 自由報告 (本題への移行)
6. 回数, 7. オープン質問, 8. WH質問
9. 【ブレイク】
10. クローズド質問
11. 暗示・開示・誘導 (脅し・目撃者, 開示, 問題)
12. クロージング
13. 終了



45

類似のガイドライン・・・



46

警察庁

被害児童からの客観的聴取技法の在り方に関する提言

被害児童からの客観的聴取技法の在り方に関する研究会

平成 22 年 4 月

被害児童からの客観的聴取技法に関する研究会

自由報告！

- ・グラウンドルール
- ・ラポール
- ・練習

被害児童からの客観的聴取

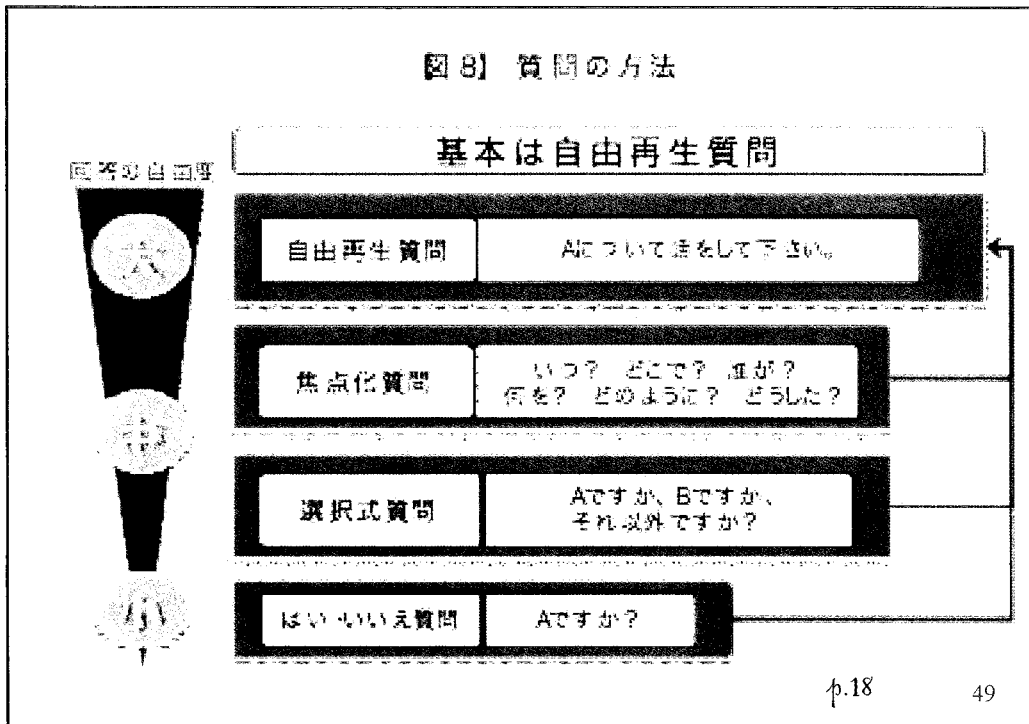
平成23年3月
警察庁少年課

2009年度 警察庁「被害児童からの客観的聴取技法に関する研究会」警察庁生活安全局少年課 保護対策係

座長 仲 真紀子 北海道大学大学院文学研究科教授
委員 橋本 和明 花園大学社会福祉学部臨床心理学科教授
丸山 恭子 アメリカ合衆国カリフォルニア州認定ソーシャルワーカー
小林 寿一 警察庁科学警察研究所犯罪行動科学部少年研究室長
渡邊 和美 警察庁科学警察研究所犯罪行動科学部捜査支援室長
綱笠 誠 警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長

2 取調への計画と準備 12 第2 導入段階 14 1 挨拶と初期の会話 2 取調へにおけるルール 第3 聴取段階 16 1 話し手の感情の受容 2 正確な情報を多く引き出す (1) 質問の種類 ア 自由再生質問 イ 焦点化質問 ウ 選択式質問 エ はい・いいえ質問 (2) 質問方法 (3) 質問方法以外の工夫 ア 記憶を促すための イ 物理的な聴取環境 (4) 要約 (5) 聞き直し ウ 取調者の態度 3 復述事項 (1) 復述の依頼 (2) 多量質問 (3) 繰り返しの質問 (4) 特定の事実の存在を (5) 断片的な質問 第4 聴取のまとめ 18 1 更に詳細な聴取が必要 2 手続上の確認等と手続 3 終了上、確認が必要と (1) 特定の事実の存在を (2) 依頼に基づいた質問 4 聴取事項	目 次 第1章 取調への計画と準備 第1 取調の目的と取調 第2 取調の正確性、完全性 1 取調環境 (1) 体観、目撃の状況 (2) 取調の環境 (3) 体観、目撃の状況 2 保持段階 (1) 保持段階の長さ (2) 保持段階による 第3 聴取段階における 1 聴取への動機を高める (1) 挨拶や取調への (2) 適切な「問」の (3) 自由に話をさせ 2 記憶を喚起させる (1) 状況の (2) 全てに (3) 逆問法 (4) 断片的な 第2章 心証の取調を導くための聴取技法 第1 聴取段階 1 取調へに際しての心構え (1) 話を聞く姿勢 (2) 肉体的距離に基づく取調へ 第2 聴取段階における共通の聴取	取 調 べ (基礎編) 平成24年12月 警察庁刑事局刑事企画課
---	--	--

圖 8] 質問の方法



刑事事件
東奥日報
2010.12.22. 夕刊

無罪主張被告に実刑

青森地裁強制わいせつ判決
女児にわいせつな行
年「の実刑判決を言い
渡した」として強制わ
いせつ罪に問われ、無
罪を主張している横濱
市、無罪を主張する被告
(04)の判決が21日
午前、青森地裁であつ
た。児島裁判官は「
「証拠の弁解に終始し
ている」として、懲役
2年6月(求刑懲役3
年6月)に相対し、公判で
所に相対し事件が発覚
した経緯を挙げ、「被
告を陥れるには回りく
どく不自然」と説明。
「犯行現場を直接目撃
していないが、証言は
具体的かつ詳細で自然
の流に沿っており、
信用できる」と述べた。
児島裁判官は関係者
の証言について、相当
に促されて児童相談
所と認定した。
これに対し、公判で
の被告の供述は「信用
できない」と指摘。そ
の上で「自由調査によ
るまでもなく、告訴人
らの証言や関係証拠を
総合すれば、事実認定
することができると
結論づけた。
児島裁判官は判決理
由で「性欲のはけ口を
求めた破廉恥、卑劣な
犯行。1回限り」と認め
られ、1回限りで認め
られないで起訴。健康
状態や前科がないこ
とを酌んでも実刑は免
れない」と述べた。
判決によると、横中
被告は今年1月16日、
ろ、横濱市の自宅で一
緒に入浴していた当時
4歳の女児に対し、13
歳未満と知りながら、
わいせつな行為に及ん
だ。

「証言は具体的かつ詳細で自然の流れに沿っており、信用できる」・・・児童相談所職員の証言内容についても「学識経験に照らし、筋の通った納得のいく供述」

50

5. 面接キット

51

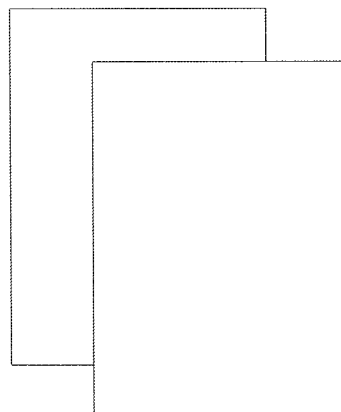
面接キット

面接者

- » 面接計画（接者とバックスタッフが共有）
- » 最小限の手続き
- » A4の白紙
- » 時計
- » ペン（2本）

バックスタッフ

- » A4の白紙（記録）
- » ペン



52

そろそろ ブレイク	あと 3分
あと 5分	あと 1分

53

機材と配置

⦿ マイク本体をカメラに設置，カメラを雲台に設置

⦿ 三脚

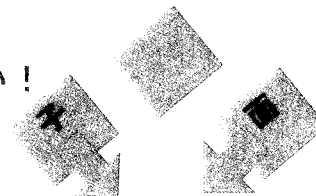
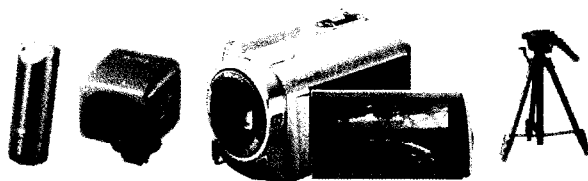
⦿ カメラ（スイッチはカメラ背後，マイク元，マイク）

⦿ 音の確認

⦿ ICレコーダー

* カメラ，ICレコーダは面接中切らない！

⦿ 配置：身体が写っているか。



54

6. DVDを見ての ミニ面接

55

GQM (Griffiths & Milne, 2005)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
① 話して下さい・何が ありましたか																																																		
④ そして・それで ・それから																																																		
②③ A～Bの間・ Aについて話して																																																		
WH いつ・どこ・誰・ど のように																																																		
YN・AB はい/いいえ・A かBか																																																		
暗示 何人・何か言う・ 誰がいる・どんな 服																																																		
誘導 ーね、でしょう。																																																		

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
① 話して下さい・何 がありましたか																																																		
④ そして・それで ・それから																																																		
②③ A～Bの間・ Aについて話して																																																		
WH いつ・どこ・誰・ど のように																																																		
YN・AB はい/いいえ・A かBか																																																		
暗示 何人・何か言う・ 誰がいる・どんな 服																																																		
誘導 ーね、でしょう。																																																		

SE3R (E. Shepherd)

Survey, Extract, Read, Review, Respond

57



58

面接演習1: DVDを見ての演習

廻 4人組になる

A: 面接官: 「どんなDVDだったか話してください」

B: 子ども: 協力的に演じる

C: バックスタッフ: 逐語録: 補足質問

D: バックスタッフ: SE3R・時間チェック・補足質問

椅子
カメラ

廻 面接

- › 子どもは外で説明を受ける。面接者・バックスタッフは面接計画(トピック)を確認
- › 導入(グラウンドルール, ラポール, 出来事を思い出す練習) 2-3分, 聴き取り4-5分。8分頃にはブレイク。ブレイク1-2分。10分たったら終了。

59

Tips: 確認でなく情報収集を!

廻 ゆっくり

廻 間をとって

廻 文を短く

廻 コントロール権を委譲。さえぎらない

廻 続いている間は「そして」「それからどうなった」

廻 「〜してくれる／もらえる？」ではなく「お話しして／教えて」

廻 「少しだけ、もうちょっと」ではなく「全部」「最初から最後まで」「どんなことでも」

廻 全体を話してもらったあとで個別に

廻 主語一述語の順だとわかりやすい: 「〜したのは誰／どこ？」ではなく「誰がした?／どこでした?」

廻 「分からない」が続かないように、分かることを手掛かりに

廻 WHIはオープンでフォローする

60

7. 面接の流れと計画

61

面接の流れと計画

① 情報収集：場所，関係者等からできるだけ多くを

② 日程：できるだけ早く

③ 場所：中立な場所

④ 面接者・バックスタッフ：利害のない人・意志決定者

⑤ 非加害親への説明：事前に聞かない・立ち会わない

⑥ 子への説明：サポートする人から「〇〇先生にたくさん話してね」

⑦ 面接の計画：①面接の目的（仮説と反対仮説），②明らかなこと，明らかにすべきこと（集めるべき情報），③本題に入る質問（「わからない」と言ったらどうするか）

62

「子どもが相手方の家に行き，帰ってきた後『おいでおいでしたからいって見たらあしさわった』と言った。子どもから話を聞いてほしい。」

麴 まきちゃん

麴 活発，普通の言語発達，5歳児，保育所に行っている。年長，来年1年生

麴 好きな事：ぬりえ

麴 父の家に行ったのは土日，当日の服装はスカートとTシャツ

麴 帰って来た日曜の夕食時に少しだけ不安そうに

麴 父親は車で10分，隣町

麴 心配なのは，新しいpartner，誰かいる？

麴 外に1人で出る可能性はない。保育所に送り迎えに行く。

63

「おいでおいでしたから いって見たら
あし さわった」

いつ	どこで	誰が	誰に	何を	どの ように	どうし た	Checkable Facts
土日?	父宅?						人物同定
その前は?							場所同定
何時?	どこ?	誰が?	まきちゃんに?			おいでおいでした	足とは?
何時?	どこ?	まきちゃんが?				行った	
何時?	どこ?	誰が?		まきちゃんの足?	ケア?虐待?犯罪?	さわった	
その後は?						...	

まぎ 1				SE3R (E. Shepherd)
(いつ) どうして土曜とわかるか	(どこ) 居間にある物	(誰) パパの名前 パパはどんな人?	(何を) あしは何するもの 誰の、何の足?	

65

Checkable Facts : 表現=事実と考えず最後に総合評価

⌘ いつ（時間同定）：明るさ，TV，チャイム・・・

⌘ どこで（場所同定）：何があるか，位置関係，配置図

⌘ 誰が（人物同定）：呼び名，顔，衣服，持ち物，関係性，性別・体格・年齢

⌘ どうした（受動態と能動態に注意）：時間軸で

⌘ どのように：何を使って，何に対して，どうしたか

⌘ なぜ・気持：何があって，何があって，何があったか

⌘ 状態・文脈：どのように始まり，どのように終わったか。その前，前，前，後，後，後，知っていること，見えたもの・聞こえたもの，匂い

66

本題に入る質問

親 「何があったか話してください」で答えが得られない場合・・・

親 まきちゃんがお母さんに、お父さんから足さわられたって話したって聞いたけど、ほんと？

親 お父さんに何かされた？

親 お父さんちで何か嫌なことあった？

親 お父さんが足さわったりしたの？

・・・と尋ねて良いだろうか？

67

面接の計画

子：おいでおいでしたから
ら いってみたら あ
しさわった。

面接で

面：今日はどうしてここ
にきましたか？

子：わかんない。

①面接の目的：性虐待の可能性（仮説と反対仮説）

②明らかなこと、明らかにすべきこと：どのような情報を集めればよいか。
いつ、どこで、誰が・・・

③本題に入る際の質問：子どもがすぐに話さない場合、どう聞か。

68

「わからない」と言われたら p24

- 魏 ②「何かありましたか。あったとしたら、最初から最後まで全部話してください。」
- 魏 ③「私の仕事は子どもから、何があったか話を聞くことです。〇さんがどうしてここに来たか、話してもらうことがとても大切です。今日はなぜ[お母さんと]ここに来たんだと思いますか」
- 魏 ④「〇さんが[いつ/どこで][医者/専門家]に話をしたと聞いています。何があったか話してください。」
- 魏 ⑤「[跡, 傷, あざ]について、何があったか全部話してください。」

69

- 魏 ⑥「誰かのことで困っていることはありますか。」
- 魏 ⑦「[申し立てられている場所で/時間に]何かありましたか。」
- 魏 ⑧「誰かが嫌なことをしましたか。」
- ブレイク
- 魏 ⑨「誰かが[人物, 詳細を伝えず, 申し立てられていることを告げる]～しましたか。」
- 魏 ⑩「[先生/医者]が, [〇さんが他の子のおちんちんを触ったことを, 〇さんが描いた絵のことを]話して/見せてくれました。それで私は何かあったのか, 知りたいんです。誰かが[人物, 詳細を伝えず, 申し立てられていることを告げる]～しましたか。」

70

面接演習2:Open Mind

廻 4人組になる

B: 面接官:

C: 子ども: 協力的に演じる

D: バックスタッフ: 逐語録: 補足質問

A: バックスタッフ: SE3R・時間チェック・補足質問

椅子
カメラ

廻 面接

- ≫ 子どもは外で説明を受ける。面接者・バックスタッフは面接計画（トピック）を確認
- ≫ 導入（グラウンドルール，ラポール，出来事を思い出す練習）4-5分，聴き取り10-12分。15-16分頃にはブレイク。ブレイク2-3分。20分たったら終了。

71

面接演習3:Checkable Facts

廻 4人組になる

C: 面接官:

D: 子ども: 協力的に演じる

A: バックスタッフ: 逐語録: 補足質問

B: バックスタッフ: SE3R・時間チェック・補足質問

椅子
カメラ

廻 面接

- ≫ 子どもは外で説明を受ける。面接者・バックスタッフは面接計画（トピック）を確認
- ≫ 導入（グラウンドルール，ラポール，出来事を思い出す練習）4-5分，聴き取り10-12分。15-16分頃にはブレイク。ブレイク2-3分。20分たったら終了。

72

面接演習4:Time Line

観 4人組になる

D: 面接官:

A: 子ども: 協力的に演じる

椅子

B: バックスタッフ: 逐語録: 補足質問

カメラ

C: バックスタッフ: SE3R・時間チェック・補足質問

観 面接

- ▶ 子どもは外で説明を受ける。面接者・バックスタッフは面接計画（トピック）を確認
- ▶ 導入（グラウンドルール，ラポール，出来事を思い出す練習）4-5分，聴き取り10-12分。15-16分頃にはブレイク。ブレイク2-3分。20分たったら終了。

73

面接演習5:Checkable Facts

観 4人組になる

A: 面接官:

B: 子ども: 協力的に演じる

椅子

C: バックスタッフ: 逐語録: 補足質問

カメラ

D: バックスタッフ: SE3R・時間チェック・補足質問

観 面接

- ▶ 子どもは外で説明を受ける。面接者・バックスタッフは面接計画（トピック）を確認
- ▶ 導入（グラウンドルール，ラポール，出来事を思い出す練習）4-5分，聴き取り10-12分。15-16分頃にはブレイク。ブレイク2-3分。20分たったら終了。

74

Tips 1：確認ではなく情報を得る

廻 ルーチンでなく，過去のエピソードを。

廻 全体を聞いてから，より詳しい情報を得る

廻 繰り返して聞いても同じ情報が出てくる。

「もっとお話しして」「詳しくお話しして」も
難しい。「AからBの間について」

廻 Checkable factsを集める。

廻 対立しない「～がよくわからなかったので，
もっと詳しく」。

75

Tips 2：WH質問の功罪

廻 知りたい情報を，情報を出さずに尋ねることができる。
会話のコントロールができる。

廻 ⇨ 一問一答になる。限られた情報しか出てこない。

廻 オープンと組み合わせる！

≫ 何日/何曜日でしたか？⇒どうして（月曜）だと思うか話してください。

≫ 場所はどこですか？⇒（居間）ってどんなところか話してください。

≫ それは誰ですか？⇒（おじさん）について話してください。

≫ 何人いましたか？⇒一人一人について，もっと説明してください。

廻 時間分割，手がかり質問でも会話をコントロール可

76

8. 補強証拠

77

補強証拠

子どもの証言だけでは難しい。

- ≫ 子どもの証言は一貫性がないことが多い
- ≫ 被疑者の証言は「No」で一貫している
- ≫ 起訴できるか否かは（信用性）は補強証拠に依存している

子どもの報告を裏付ける情報

- ≫ 物質的：写真，道具，生物学的証拠
- ≫ 間接的：メール，携帯履歴，日記
- ≫ 状況的：場所，時間（天気，学年・・・）

78

外部情報

- » ①医療的証拠：精液の痕跡，性器の傷，身体的傷
- » ②物質的／物理的証拠：詳細情報が被害者による供述とマッチしている場合
- » ③目撃者情報：第三者（被害者や被疑者とは関連のない人による報告）
- » ④その他：中立的な人（教師，カウンセラー）などに対する，明確な開示）
- » ⑤被疑者の自白

被疑者に疑いを示さずに聞く。

被疑者が認めなくても，詳細に情報を聞く

その他情報

- » ①学校：成績表，出席，日常生活，問題行動（クリスマスまでは問題なかったのに，突然問題行動が・・・等）
- » ②家庭：パートナー等（被疑者に関する情報も）
- » ③医療機関受診：おなかが痛い，

79

医療的証拠

- » ◎医療的な証拠（精液の痕跡，性器の傷，身体的傷）
- » 子どもは，医療の場面で話をすることがある。
- » 検査を受けることでSTI（性感染症），HIV，妊娠などの心配を取り去ることができる。
- » 司法的には「したこと」の方が「しなかった」よりもよい
 - －調べないと，軽く見ていた印象を与える
 - －裁判員は身体的証拠を求める？（DNA，指紋等）
 - －「しなかった」には説明が必要

▶数ヶ月前のケースでも，医療的証拠が必要。

80

感染症 (STI) *は出生児に母親から感染する可能性あり (Frasier and Makoroff, 2006)

感染症	性的接触に関して
㊦ 淋病	決定的*
㊦ クラミジア	決定的*
㊦ 梅毒	決定的*
㊦ トリコモナス	かなりの可能性*
㊦ HIV	他の可能性がなければ決定的*
㊦ パピローマウイルス	可能性あり*
㊦ 2型単純疱疹（ヘルペス）	可能性あり
㊦ 性器のバクテリア	決定できない

81

いくつかの定型

- ㊦ 場所，服装，服の上から，下から
- ㊦ はじめから終わりまで，次は何がある
- ㊦ はじまる前はどうか：声かけ
- ㊦ 終わった後はどうか：ふく，捨てる
- ㊦ 【@#\$/ちんちん】のこと，次はどうなる：
- ㊦ 【@#\$/ちんちん】は何をするものか：
- ㊦ 【@#\$/ちんちん】の記述：
- ㊦ 何かでる：どのような，かたち，色
- ㊦ 入る：どこに，どのように
- ㊦ どのような格好か

82

参考：9. 話さない子ども

83

話してくれない (アルドリッジ・ウッド, 2005より)

観 4 歳女兒

観 面接官：どこで絵を描いたり貼ったりしたの？

観 子ども：言わない

観 面接官：なぜお話ししてくれないの？

観 子ども：言いたくないの

観 面接官：じゃあ幼稚園の先生は誰かな？

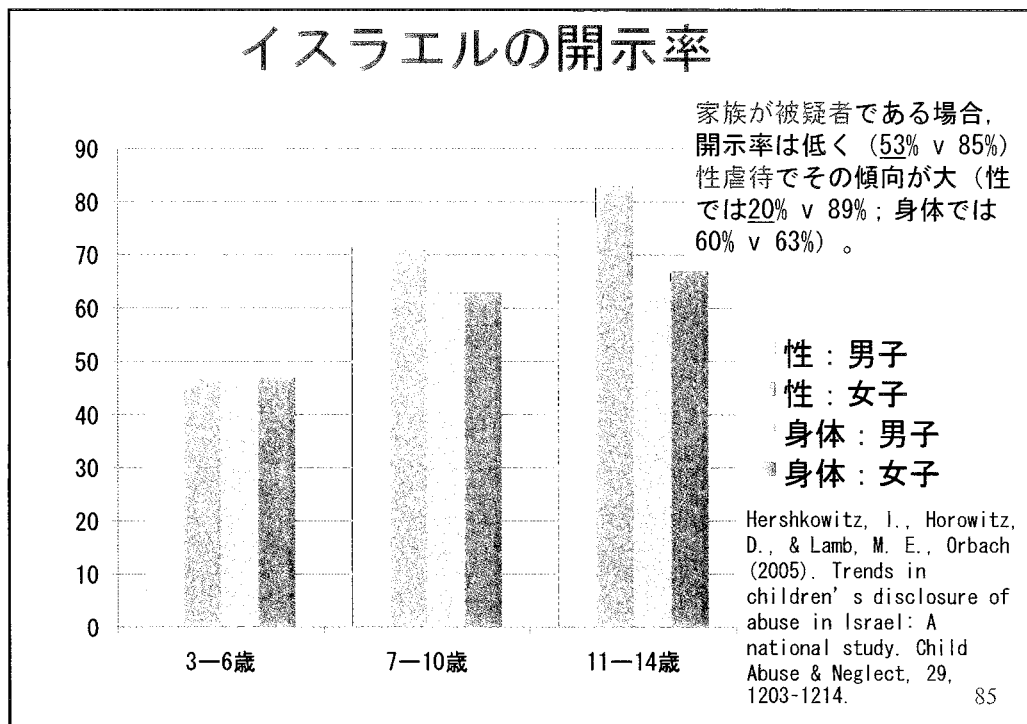
観 子ども：言わない

観 面接官：お友達のお名前は何か？

観 子ども：言わない

観 面接官：何にも話してくれないんじゃ、お話しできないじゃない！

84



話さない理由

親 家族を守る (Paine & Hansen, 2002; Yuille, Tymofievich & Marxsen, 1995)

親 秘密を守るよう要請される (DeYoung, 1988; Goodman-Brown, 1995)

親 責任や罪悪感をもっている (Lyon, 2002; Sjöberg & Lindblad, 2002)

親 恥や恥ずかしいという気持ち (Lyon, 1995; Saywitz, Goodman, Nicholas, & Moan, 1991)

親 恐怖, ネガティブな結果を恐れて (Berliner, & Conte, 1995; DeYoung, 1988; Paine & Hansen, 2002; Palmer, Brown, Rae-Grant, & Loughlin, 1999)

親 性体験の意味がわからない

親 愛情のバーゲニング (Niederberger, 2002)

Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 753-760. 86

話したがらない子ども ((Hershkowitz, et al., 2006).

麴 イスラエルの26000人のサンプルから4-13歳
の子ども100人（平均8.8, 男子57人, 女子
43人；3-5歳20人, 6-9歳42人, 10-13歳38
人）

麴 性虐待=19, 身体的虐待31, 犯人（親33, 非
親17）疑い（強い32, 以前の開示あり18）

麴 面接は25人の面接官が行った。

麴 ラポール, エピソード記憶の訓練, 本題へ
の移行の会話のダイナミクスを調べる。

87

【子どもの反応】

麴 情報を出さない：答えない, 聞き取れない, 話せ
ないと謝る, 「知らない」「覚えてない」「わか
らない」「え, どういう意味？」

麴 脱線・置き換え：

» 面接者「今日は何をお話しに来たのかな」=子「クラス
の子が石を投げた」

» 面接者「診断書があるんだけど」=子「ころんだ」

麴 抵抗：「話したくない」, マイクを引き抜く, 部
屋を出る

麴 否認：問題となる事／開示したことは「なかっ
た」「嘘」だった

88

面接者【サポートのある発話】

𠂔 暗示のない，ポジティブな強化：話の内容に関わらず，「よくお話できてるね」等

𠂔 個人的に呼ぶ：「ダン，そのことについて全部お話しして」等。

𠂔 子どもの感情に言及する：「お話しするのがつらいことはよく分かるわ」等，子どものポジ，ネガ感情について述べる。

𠂔 促し：OK， そうね等。

89

面接者【サポートのない発話】

𠂔 対立：

» 外部情報に言及：「・・・だけど，警察の人は（詳細情報）って言ったわよ」

» 身体的な傷に言及：「何もなかったと言っているけれど，だったらこの手のやけどはどう説明するの？」

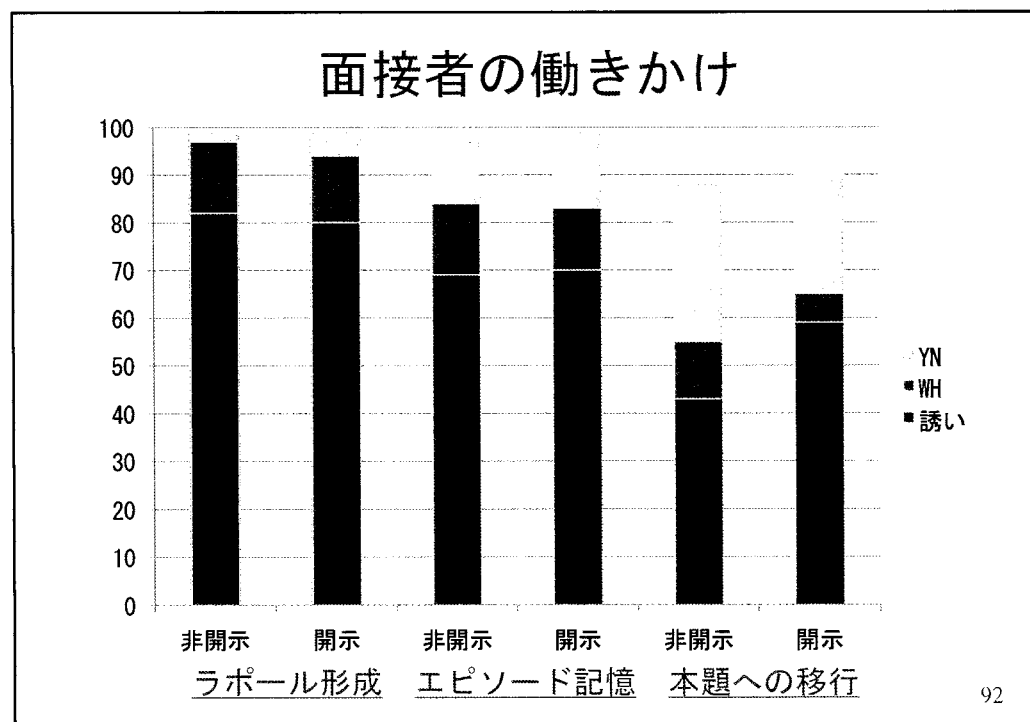
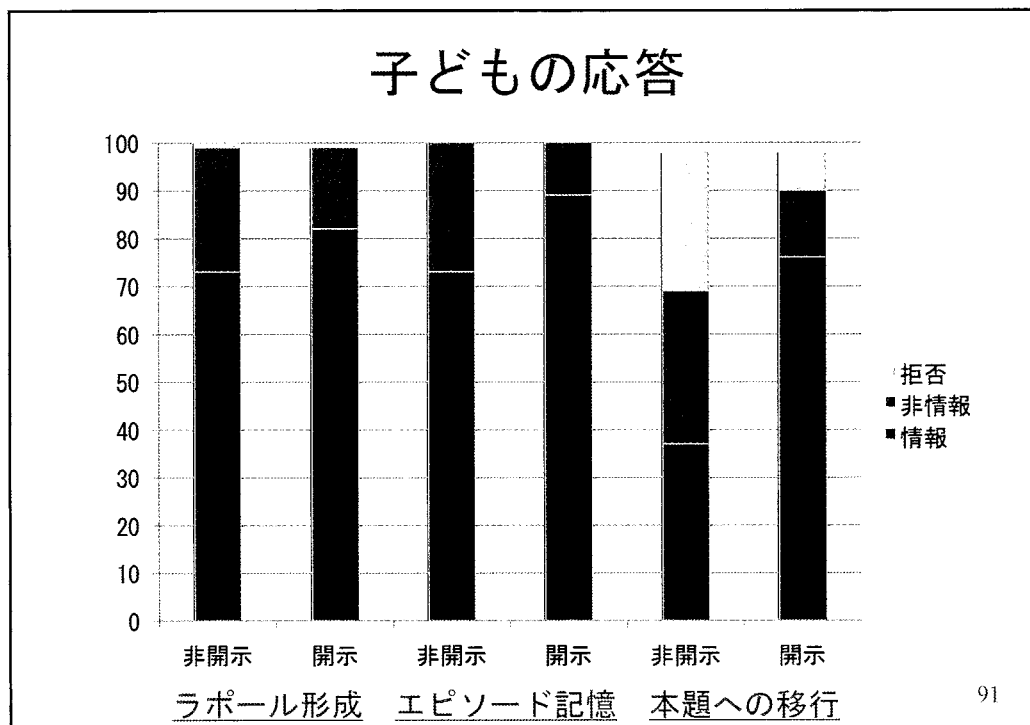
» 矛盾にチャレンジするなど。

𠂔 「よい結果」に言及：「お話ししてくれたらすっきりするわよ」「お話ししてくれたら助けてあげられるわ」

𠂔 「悪い結果」に警告：「お話ししてくれない子は助けてあげられないわ」

𠂔 子どもの態度に対するネガティブな言及：「よそ見してるわね」「テープレコーダーは触らないで」「ちゃんと座って！」「声が小さすぎるわ，聞こえないもの」

90



話したがない子どもへの対応

邇 リラクタントとリカント

邇 対立を避ける。取引しない。圧力をかけない。

- » 「〜と話した」と聞いたけれど、そのことをもっと詳しく話して。「そして」「それで」
- » 忘れたほうがいい理由（今はない/話せない/話さない理由）があったら教えて。
- » この間話したことが本当だったら、どうなるかな。
- » この間話したことが本当でなかったら、どうなるかな。

邇 他のアプローチを考えてみる。

- » 家族：「お父さんは？」「もういない」「どうしていなくなったの話して」
- » ルーチン（いつもすること）：食事，風呂，就寝・・・。

93

話したがない子ども

【ケース】

邇 ヨウ子は12歳である。

邇 義理の父親により，性虐待を受けていたが，最近STIに感染していることが判明した。医者の診断を受け，母親が児相に連れてきた。

94

参考：10. 難しい質問

95

難しい質問

親 「せんせいはせつくするの？」

» ほんとうに自分のことを答える必要はあるのか？

» 子どもはなぜこの質問をしたのか？

» どのように対応すればよいのか？（具体的にどのような発話で返せばよいか？）

親⇒重要なフェーズだと認識する。

96

難しい質問への対処

親 子どもは気になることを言っている（自分のことを話したい）。よって大人は自分のことを話さなくてもよい。

親 受け止めて、一呼吸おく

≫ 繰り返す。「先生がセックスするか？」

親 子どもの言うことに耳を傾ける

≫ 心配なことがあるのかな。

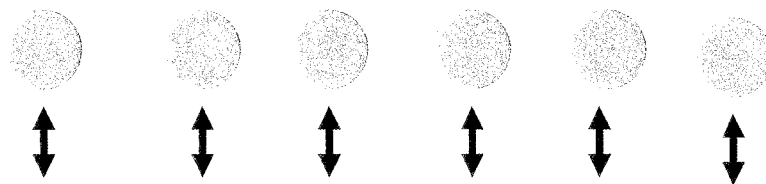
≫ どうしてそう思うのかな。

≫ どうしてそれがわかったのかな。

≫ そうか。そのことをもう少し詳しくお話しして。

97

1分で交替



98

性的な事柄を尋ねられたとき

- 麴 先生はセックスするの？
 麴 お父さんがお風呂でももさんさわる。
 麴 ○○ちゃんね、赤ちゃん産めないかもしれないの。
 麴 先生も子どものおちんちんさわるの？
 麴 おっぱいさわった。
 麴 ○○ちゃんね、結婚できないんだって。
 麴 先生はオナニーするの？
 麴 チューされた。
 麴 ○○ちゃん、おまたにぐりぐりがあるよ。
 麴 クリニングスってなに？
 麴 おちんちん見せた。
 麴 僕、大人の秘密しってるよ。
 麴 フェラチオってなに？
 麴 夜お父さんとお母さんが何するか知ってる？
 麴 おにいちゃんが指いれた。
 麴 お母さんがね、ぼくのちんちん小さいって。

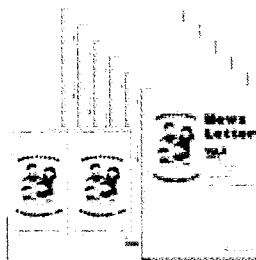
性的被害は、幼児期においては性化行動、性的遊び、性器いじり、思春期にあつては異性への過剰な関心、性的再被害化傾向、性的加害行動などの問題や、社会的不適応、自傷行為をもたらし得る。

99

ニュースレター・通信・面接支援



司法面接支援室



今回の研修は10月、11月です！

麴 支援室通信をご希望の方は、北大司法面接支援室HPメールフォームでお知らせください。

<http://child.let.hokudai.ac.jp/>

麴 NICHDプロトコルはここから(日本語版・ガイドラインもアップしています)。

<http://nichdprotocol.com/the-nichd-protocol/>

麴 法と人間科学プロジェクト・実務家研修もよろしく
 お願いいたします。

<http://law-human.let.hokudai.ac.jp>

支援室通信Vol.6 (2010.8月発行)

支援室通信Vol.5 (2010.7月発行)

支援室通信Vol.4 (2010.4月発行)

支援室通信Vol.3 (2010.2月発行)

支援室通信Vol.2 (2009.12月発行)

支援室通信Vol.1 (2009.10月発行)

100

参考文献

- 題 アルドリッジ・ウッド (著) 仲真紀子 (編訳) (2004). 子どもの面接法: 司法における子どものケア・ガイド. 北大路書房.
- 題 英国内務省・保健省 (編) 仲真紀子・田中周子 (訳) (2007). 子どもの司法面接: ビデオ録画面接ガイドライン. 誠信書房
- 題 ブル, R. 他 (著) 仲真紀子 (監訳) (2010). 犯罪心理学 - ビギナーズガイド: 世界の捜査, 裁判, 矯正の現場から. 有斐閣.
- 題 ボーグ, W.・フラゴ, R.・アービン, D.L.・ブロードリックR.・ケリー, D.M. (著) 藤川洋子・小沢真嗣 (訳) (2003). 子どもの面接ガイドブック-虐待を聞く技術. 日本評論社.
- 題 Fisher, R. P., & Geiselman, R. E. (1992). Memory-enhancing techniques for investigative interviewing: The Cognitive Interview. Springfield: Charles Thomas.
- 題 Frasier, L., D., & Makoroff, K. L. (2006). Medical Evidence and Expert Testimony in Child Sexual Abuse. *Juvenile and Family Court Journal*, 41-50.
- 題 Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 753-760.
- 題 Hershkowitz, I., Horowitz, D., & Lamb, M. E., Orbach (2005). Trends in children's disclosure of abuse in Israel: A national study. *Child Abuse & Neglect*, 29, 1203-1214.
- 題 Hershkowitz, I., Horowitz, D., Lamb, M. E., Orbach, Y., & Sternberg, K. J. (2004). Interviewing youthful suspects in alleged sex crimes: a descriptive analysis. *Child Abuse & Neglect*, 28, 423-438.

101

- 題 Home Office (2000). *Achieving the best evidence in criminal proceedings: Guidance for vulnerable and intimidated witnesses, including children*. Home Office Communication Directorate.
- 題 法と心理学会ガイドライン作成委員会 (編) (2005). 目撃供述・識別手続に関するガイドライン. 現代人文社.
- 題 ミルン, R.・フール, R. 著. 原聡 (編訳) (2003). 取調べの心理学-事実聴取のための捜査面接法. 北大路書房.
- 題 仲真紀子 (2012). 子どもの証言と面接法, 日本発達心理学会 (編) 根ヶ山・仲真紀子 (責任編集) 発達科学ハンドブック4. 発達の基盤: 身体, 認知, 情動. 新曜社 pp. 284-296.
- 題 仲真紀子 (2012). 面接のあり方が目撃した出来事に関する児童の報告と記憶に及ぼす効果. *心理学研究*, 83, 303-313.
- 題 仲真紀子 (2011). 法と倫理の心理学 - 心理学の知識を裁判に活かす: 目撃証言, 記憶の回復, 子どもの証言. 培風館.
- 題 仲真紀子. (2011). NICHDガイドラインにもとづく司法面接研修の効果. 子どもの虐待とネグレクト, 13 (3), 316-325.
- 題 仲真紀子 (2010). 子どもによるポジティブ, ネガティブな気持ちの表現: 安全, 非安全な状況にかかわる感情語の使用. *発達心理学研究*, 21, 365-374.
- 題 仲真紀子 (2009). 司法面接: 事実焦点を当てた面接法の概要と背景. *ケース研究*, 299, 3-34.
- 題 仲真紀子 (2005). 子どもは出来事をどのように記憶し想起するか. 内田伸子 (編) 心理学-こころの不思議を解き明かす. 光生館. Pp. 131-159.
- 題 仲真紀子・上宮愛 (2005). 子どもの証言能力と証言を支える要因. *心理学評論*, 48, 343-361.

- 廻 仲真紀子 (2001). 子どもの面接-法廷での「弁護士言葉」の分析-. 法と心理, 1, 80-92.
- 廻 Niederberger, J. M. (2002). The perpetrator's strategy as a crucial variable: a representative study of sexual abuse of girls and its sequelae in Switzerland. *Child Abuse and Neglect*, 26, 55-71.
- 廻 越智啓太 (1998). 目撃者に対するインタビュー手法-認知インタビュー研究の動向-. 犯罪心理学研究, 36, 49-66.
- 廻 Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.
- 廻 Lamb, E., M., Hershkowitz, I., Orbach, Y., & Esplin, P. W., (2008). *Tell me what happened: Structured investigative interviews of child victims and witnesses*. Chichester: Wiley & Sons.
- 廻 Griffiths, A., & Milne, R. (2005). Will it all end in tiers? In T. Williamson (Ed.), *Investigative interviewing: Research, rights and regulation* (pp. 167-189). Cullompton: Willan.
- 廻 Shepherd, E. (2007). *Investigative interviewing: The conversation management approach*. Oxford University Press: New York.

103

memo

104

memo

105

memo

106

memo

107

memo

108

APPENDIX

The National Institute of Child Health and Human Development (NICHD) Protocol: Interview Guide

I. INTRODUCTION

1. **'Hello, my name is _____ and I am a police officer. [Introduce anyone else in the room; ideally, nobody else will be present.] Today is _____ and it is now _____ o'clock. I am interviewing _____ at _____.'**

'As you can see, we have a video-camera and microphones here. They will record our conversation so I can remember everything you tell me. Sometimes I forget things and the recorder allows me to listen to you without having to write everything down.'

'Part of my job is to talk to children [teenagers] about things that have happened to them. I meet with lots of children [teenagers] so that they can tell me the truth about things that have happened to them. So, before we begin, I want to make sure that you understand how important it is to

Children's Testimony: A Handbook of Psychological Research and Forensic Practice, Second Edition.

Edited by Michael E. Lamb, David J. La Rooy, Lindsay C. Malloy, and Carnit Katz.

© 2011 John Wiley & Sons, Ltd. Published 2011 by John Wiley & Sons, Ltd. ISBN: 978-0-470-68677-5

Children's Testimony

tell the truth.' [For younger children, explain: **'What is true and what is not true'**].

'If I say that my shoes are red (or green) is that true or not true?'

[Wait for an answer, then say:]

2. **'That would not be true, because my shoes are really [black/blue/etc.]. And if I say that I am sitting down now, would that be true or not true [right or not right]?''**

[Wait for an answer.]

3. **'It would be [true/right], because you can see I am really sitting down.'**

'I see that you understand what telling the truth means. It is very important that you only tell me the truth today. You should only tell me about things that really happened to you.'

[Pause.]

4. **'If I ask a question that you don't understand, just say, "I don't understand." Okay?'**

[Pause]

'If I don't understand what *you* say, I'll ask you to explain.'

[Pause.]

5. **'If I ask a question, and you don't know the answer, just tell me, "I don't know".'**

'So, if I ask you, "What is my dog's name?" [Or "my son's name"] what would you say?'

[Wait for an answer.]

[If the child says, 'I don't know', say:]

6. **'Right. You don't know, do you?'**

[If the child offers a GUESS, say:]

'No, you don't know because you don't know me. When you don't know the answer, don't guess – say that you don't know.'

[Pause.]

7. **'And if I say things that are wrong, you should tell me. Okay?'**

[Wait for an answer.]

Appendix: NICHD Protocol

8. **‘So if I said that you are a 2-year-old girl [when interviewing a 5-year-old boy, etc.], what would you say?’**

[If the child denies and does not correct you, say:]

‘What would you say if I made a mistake and called you a 2-year-old girl [when interviewing a 5-year-old boy, etc.]?’

[Wait for an answer.]

9. **‘That’s right. Now you know you should tell me if I make a mistake or say something that is not right.’**

[Pause.]

10. **‘So if I said you were standing up, what would you say?’**

[Wait for an answer.]

‘OK.’

II. RAPPORT BUILDING

‘Now I want to get to know you better.’

1. **‘Tell me about things you like to do.’**

[Wait for child to respond.]

[If the child gives a fairly detailed response, skip to question 3.]

[If the child does not answer, gives a short answer, or gets stuck, you can ask:]

2. **‘I really want to know you better. I need you to tell me about the things you like to do.’**

[Wait for an answer.]

3. **‘Tell me more about [activity the child has mentioned in his/her account. AVOID FOCUSING ON TV, VIDEOS, AND FANTASY].’**

[Wait for an answer.]

III. TRAINING IN EPISODIC MEMORY

Special Event

[NOTE: THIS SECTION CHANGES DEPENDING ON THE INCIDENT.]

Children's Testimony

[BEFORE THE INTERVIEW, IDENTIFY A RECENT EVENT THE CHILD EXPERIENCED – FIRST DAY OF SCHOOL, BIRTHDAY PARTY, HOLIDAY CELEBRATION, ETC. – THEN ASK THESE QUESTIONS ABOUT THAT EVENT. IF POSSIBLE, CHOOSE AN EVENT THAT TOOK PLACE AT ABOUT THE SAME TIME AS THE ALLEGED OR SUSPECTED ABUSE. IF THE ALLEGED ABUSE TOOK PLACE DURING A SPECIFIC DAY OR EVENT, ASK ABOUT A DIFFERENT EVENT.]

'I want to know more about you and the things you do.'

1. **'A few [days/weeks] ago was [holiday/ birthday party/ the first day of school/ other event]. Tell me everything that happened on [your birthday, Easter, etc].'**

[Wait for an answer.]

- 1a. **'Think hard about [activity or event] and tell me what happened on that day from the time you got up that morning until [some portion of the event mentioned by the child in response to the previous question].'**

[Wait for an answer.]

[Note: Use this question as often as needed throughout this section.]

- 1b. **'And then what happened?'**

[Wait for an answer.]

[Note: Use this question as often as needed throughout this section.]

- 1c. **'Tell me everything that happened after [some portion of the event mentioned by the child] until you went to bed that night.'**

[Wait for an answer.]

[Note: Use this question as often as needed throughout this section.]

- 1d. **'Tell me more about [activity mentioned by the child].'**

[Wait for an answer.]

[Note: Use this question as often as needed throughout this section.]

- 1e. **'Earlier you mentioned [activity mentioned by the child]. Tell me everything about that.'**

Appendix: NICHD Protocol

[Wait for an answer.]

[Note: Use this question as often as needed throughout this section.]

[If the child gives a poor description of the event, continue with questions 2–2e.]

[Note: If the child gives a detailed description of the event, say:

‘It is very important that you tell me everything you remember about things that have happened to you. You can tell me both good things and bad things.’

Yesterday

2. **‘I really want to know about things that happen to you. Tell me everything that happened yesterday, from the time you woke up until you went to bed.’**

[Wait for an answer.]

- 2a. **‘I don’t want you to leave anything out. Tell me everything that happened from the time you woke up until [some activity or portion of the event mentioned by the child in response to the previous question].’**

[Wait for an answer.]

- 2b. **‘Then what happened?’**

[Wait for an answer.]

[Note: Use this question *as often as needed* throughout this section.]

- 2c. **‘Tell me everything that happened after [some activity or portion of the event mentioned by the child] until you went to bed.’**

[Wait for an answer.]

- 2d. **‘Tell me more about [activity mentioned by the child].’**

[Wait for an answer.]

[Note: Use this question *as often as needed* throughout this section.]

- 2e. **‘Earlier you mentioned [activity mentioned by the child]. Tell me everything about that.’**

[Wait for an answer.]

Children's Testimony

[Note: Use this question *as often as needed* throughout this section.]

Today

IF THE CHILD DOES NOT PROVIDE AN ADEQUATELY DETAILED NARRATIVE ABOUT YESTERDAY, REPEAT QUESTIONS 2–2E ABOUT TODAY, USING ‘THE TIME YOU CAME HERE’ AS THE CLOSING EVENT.

‘It is very important that you tell me everything about things that have *really* happened to you.’

THE SUBSTANTIVE PART OF THE INTERVIEW

IV. TRANSITION TO SUBSTANTIVE ISSUES

‘Now that I know you a little better, I want to talk about why [you are here] *today*.’

[If the child starts to answer, wait.]

[If the child gives a summary of the allegation (e.g., ‘David touched my wee-pee’, or

‘Daddy hit me’), go to question 10]

[If the child gives a detailed description, go to question 10a]

[If the child does not make an allegation, continue with question 1.]

1. **‘I understand that something may have happened to you. Tell me everything that happened from the beginning to the end.’**

[Wait for an answer.]

[If the child makes an allegation, go to question 10.]

[If the child gives a detailed description go to question 10a.]

[If the child does not make an allegation, continue with question 2.]

2. **‘As I told you, my job is to talk to kids about things that might have happened to them. It is very important that you tell me *why* [you are here/ you came here/ I am here]. Tell me *why* you *think* [your mum, your dad, your grandmother] *brought* you here *today* [or ‘why you think I came to talk to you today’].’**

[Wait for an answer.]

Appendix: NICHD Protocol

[If the child makes an allegation, go to question 10.]

[If the child gives a detailed description, go to question 10a.]

[If the child does not make an allegation and you do not know that there was previous contact with the authorities, go to question 4 or 5.]

[If the child does not make an allegation and you know that there was previous contact with the authorities, go to question 3.]

3. ‘I’ve heard that you talked to [a doctor/a teacher/a social worker/any other professional] at [time/location]. Tell me what you talked about.’

[Wait for an answer.]

[If the child makes an allegation, go to question 10.]

[If the child gives a detailed description, go to question 10a.]

[If the child does not make an allegation and there are no visible marks, proceed to question 5.]

[When marks are visible, the investigator has been shown pictures of or told of marks, or the interview takes place in the hospital or right after the medical examination say:]

4. ‘I see [I heard] that you have [marks/ injuries/ bruises] on your _____. Tell me everything about that.’

[Wait for an answer.]

[If the child makes an allegation, go to question 10.]

[If the child gives a detailed description, go to question 10a.]

[If the child does not make an allegation, proceed with question 5.]

5. ‘Has anybody been bothering you?’

[Wait for an answer.]

[If the child confirms or makes an allegation, go to question 10.]

[If the child gives a detailed description, go to question 10a.]

[If the child does not confirm, and does not make an allegation, proceed with question 6.]

6. ‘Has anything happened to you at [location/time of alleged incident]?’

Children's Testimony

[Note: Do not mention the name of the suspect or any details of the allegation.]

[Wait for an answer.]

[If the child gives a detailed description, go to question 10a.]

[If the child confirms or makes an allegation, go to question 10.]

[If the child does not confirm or does not make an allegation, continue with question 7.]

7. 'Did someone do something to you that you don't think was right.'

[Wait for an answer.]

[If the child confirms, or makes an allegation, go to question 10.]

[If the child gives a detailed description, go to question 10a.]

[If the child does not confirm or does not make an allegation, proceed to question 8.]

PAUSE. ARE YOU READY TO GO ON? WOULD IT BE BETTER TO TAKE A BREAK BEFORE GOING FURTHER?

IN CASE YOU DECIDE TO GO AHEAD, YOU SHOULD HAVE FORMULATED SPECIFIC VERSIONS OF QUESTIONS 8 AND 9, USING THE FACTS AVAILABLE TO YOU, BEFORE THE INTERVIEW. BE SURE THAT THEY SUGGEST AS FEW DETAILS AS POSSIBLE TO THE CHILD. IF YOU HAVE NOT FORMULATED THESE QUESTIONS, TAKE A BREAK NOW TO FORMULATE THEM CAREFULLY BEFORE YOU PROCEED.

8a. 'Did somebody [briefly summarize allegations or suspicions *without* specifying names of alleged perpetrator or providing too many details].' (For example, 'Did somebody hit you?' or 'Did somebody touch your wee-pee [private parts of your body]?')

[Wait for an answer.]

[If the child confirms or makes an allegation, go to question 10.]

[If the child gives a detailed description, go to question 10a.]

[If the child does not confirm or does not make an allegation, proceed to question 9.]

Appendix: NICHD Protocol

- 9a. **‘Your teacher [the doctor/psychologist/neighbour] told me /showed me [“that you touched other children’s wee-pee”/“a picture that you drew”], and I want to find out if something may have happened to you. Did anybody** [briefly summarize allegations or suspicions *without* specifying the name of the alleged perpetrator or providing too many details].’ [For example: ‘Did somebody in your family hit you?’ or ‘Did somebody touch your wee-pee or other private parts of your body?’)]

[Wait for an answer]

[If the child confirms or makes an allegation, go to question 10.]

[If the child gives a detailed description, go to question 10a.]

[If the child does not confirm or does not make an allegation, go to section XI.]

V. INVESTIGATING THE INCIDENTS

Open-Ended Questions

10. [If the child is *under the age of 6*, REPEAT THE ALLEGATION IN THE CHILD’S OWN WORDS without providing details or names that the child has not mentioned.]

[then say:]

‘Tell me everything about that.’

[Wait for an answer.]

[If the child is *over the age of 6* simply say:]

‘Tell me everything about that.’

[Wait for an answer.]

- 10a. **‘Then what happened?’ or ‘Tell me more about that.’**

[Wait for an answer.]

[Use this question as often as needed until you have a complete description of the alleged incident.]

[NOTE: IF THE CHILD’S DESCRIPTION IS GENERIC, GO TO QUESTION 12 (SEPARATION OF INCIDENTS). IF THE CHILD DESCRIBES A SPECIFIC INCIDENT, CONTINUE WITH QUESTION 10b.]

Children's Testimony

- 10b. **'Think back to that [day/night] and tell me everything that happened from [some preceding event mentioned by the child] until [alleged abusive incident as described by the child].'**

[Wait for an answer.]

[Note: Use this question as often as needed to ensure that all parts of the incident are elaborated.]

- 10c. **'Tell me more about [person/object/ activity mentioned by the child].'**

[Wait for an answer.]

[Note: Use this question as often as needed throughout this section.]

- 10d. **'You mentioned [person/ object/ activity mentioned by the child], tell me everything about that.'**

[Wait for an answer.]

[Note: Use this question as often as needed throughout this section.]

[If you are confused about certain details (for example, about the sequence of events), it may help to say:]

'You've told me a lot, and that's really helpful, but I'm a little confused. To be sure I understand, please start at the beginning and tell me [how it all started/exactly what happened/how it all ended/etc].'

Focused Questions Relating to Information Mentioned by the Child

[If some central details of the allegation are still missing or unclear after exhausting the open-ended questions, use direct questions. It is important to pair open 'invitations' with direct questions whenever appropriate.]

[Note: First focus the child's attention on the detail mentioned, and then ask the direct question.]

Following is the General Format of Direct Questions:

11. **'You mentioned [person/object/activity], [Completion of the direct question].'**

Appendix: NICHD Protocol

Examples

1. **'You mentioned you were at the shops. Where exactly were you?'** [Pause for a response] **'Tell me about that shop.'**
2. **'Earlier you mentioned that your mother "hit you with this long thing". Tell me about that thing.'**
3. **'You mentioned a neighbour. Do you know his/her name?'** [Pause for a response] **'Tell me about that neighbour.'** [Do *not* ask for a description.]
4. **'You said that one of your classmates saw that. What was his/her name?'** [Pause for a response] **'Tell me what he/she was doing there.'**

Separation of Incidents

12. **'Did that happen one time or more than one time?'**

[If the incident happened one time, go to the *Break*.]

[If the incident happened more than one time, continue to question 13. REMEMBER TO EXPLORE INDIVIDUAL REPORTED INCIDENTS IN DETAIL AS SHOWN HERE.]

Exploring Specific Incidents When There Were Several

Open-Ended Questioning

13. **'Tell me everything about the last time [the first time / the time in [some location]] / the time [some specified activity] / another time you remember well] something happened.'**

[Wait for an answer.]

- 13a. **'And then what happened?'** Or **'Tell me more about that.'**

[Wait for an answer.]

[Note: Use this question as often as needed throughout this section.]

- 13b. **'Think back to that [day/night] and tell me everything that happened, from [preceding events mentioned by the child] until [alleged abusive incident as described by the child].'**

[Wait for an answer.]

Children's Testimony

[Note: Use variants of this question as often as needed until all parts of the incident are elaborated.]

- 13c. **'Tell me more about [person/object/activity mentioned by the child].'**

[Wait for an answer.]

[Note: Use this question as often as needed throughout this section.]

- 13d. **'You mentioned [person/object/activity mentioned by the child]. Tell me everything about that.'**

[Wait for an answer.]

[Note: Use this question as often as needed throughout this section.]

Focused Questions Relating to Information Mentioned by the Child

[If some central details of the allegation are still missing or unclear after exhausting the open-ended questions, use direct questions. It is important to pair open 'invitations' with direct questions, whenever appropriate.]

[Note: First focus the child's attention on the detail mentioned, and then ask the direct question.]

Following is the general format of direct questions:

14. **'You mentioned [person/object/activity], [how/when/where/who/which/what] [completion of the direct question].'**

Examples

1. **'You mentioned you were watching TV. Where exactly were you?'**

[Wait for a response]

'Tell me everything about that.'

2. **'Earlier you mentioned that your father 'whacked you'. Tell me exactly what he did.'**

3. **'You mentioned a friend was there. What is her/his name?'**

[Wait for a response]

'Tell me what he/she was doing.'

Appendix: NICHD Protocol

4. **‘Earlier you said that your uncle “fingered you” [“French kissed”/“had sex with you”/etc.]. Tell me exactly what he did.’**

REPEAT THE ENTIRE SECTION FOR AS MANY OF THE INCIDENTS MENTIONED BY THE CHILD AS YOU WANT DESCRIBED. UNLESS THE CHILD HAS SPECIFIED ONLY TWO INCIDENTS, ASK ABOUT ‘THE LAST’, THEN ‘THE FIRST’, THEN ‘ANOTHER TIME YOU REMEMBER WELL’.

VI. BREAK

[Tell the child:]

‘Now I want to make sure I understood everything and see if there’s anything else I need to ask. I will just [think about what you told me/go over my notes/go and check with?].’

[During the break time, review the information you received, fill out the Forensic Checklist, see if there is any missing information, and plan the rest of the interview. BE SURE TO FORMULATE FOCUSED QUESTIONS IN WRITING.]

After the Break

[To elicit additional important information that has not been mentioned by the child, ask additional direct and open-ended questions, as described above. Go back to open-ended questions (‘Tell me more about that’) after asking each direct question. After finishing these questions, proceed to section VII.]

VII. ELICITING INFORMATION THAT HAS NOT BEEN MENTIONED BY THE CHILD

[You should ask these focused questions only if you have already tried other approaches and you still feel that some forensically important information is missing. It is very important to *pair* open invitations (‘Tell me all about that’) whenever possible.]

[Note: In case of multiple incidents, you should direct the child to the relevant incidents in the child’s own words, asking focused questions only after giving the child an opportunity to elaborate on central details.]

Children's Testimony

[BEFORE YOU MOVE TO THE NEXT INCIDENT, MAKE SURE YOU HAVE OBTAINED ALL THE MISSING DETAILS ABOUT EACH SPECIFIC INCIDENT.]

The General Format of Questions Focused on Information that has *not* been Mentioned by the Child

‘When you told me about [specific incident identified by time or location] you mentioned [person/object/activity]. Did/was [focused questions]?’

[Wait for an answer.]

[Whenever appropriate, follow with an invitation; say:]

‘Tell me all about that.’

Examples

1. **‘When you told me about the time in the basement, you mentioned that he took off his trousers. Did something happen to your clothes?’**

[Wait for an answer.]

[After the child responds, say:]

‘Tell me all about that.’

[Wait for an answer.]

2. **‘When you told me about the last time, you mentioned that he touched you. Did he touch you over your clothes?’**

[Wait for an answer.]

[After the child responds, say:]

‘Tell me all about that.’

[Wait for an answer.]

3. **‘Did he touch you under your clothes?’**

[Wait for an answer.]

[After the child responds, say:]

‘Tell me all about that.’

4. **‘You told me about something that happened on the playground. Did somebody see what happened?’**

Appendix: NICHD Protocol

[Wait for an answer.]

[When appropriate, say:]

‘Tell me all about that.’

5. **‘Do you know whether something like that happened to other children?’**

[Wait for an answer.]

[When appropriate, say:]

‘Tell me all about that.’

6. **‘You told me about something that happened in the barn. Do you know when that happened?’**

VIII. IF CHILD FAILS TO MENTION INFORMATION YOU EXPECTED

Use only the prompts that are relevant.

If you know of conversations in which the information was mentioned say:

1. **‘I heard that you talked to [] at [time/place]. Tell me what you talked about.’**

[If child does not provide more information, ask question 2; If child does give some more information, say:]

‘Tell me everything about that.’

[Follow up with other open-ended prompts, such as **‘Tell me about that.’** If necessary.]

If you know details about prior disclosures and the information has not been disclosed to you, say:

2. **‘I heard [s/he told me] you said [summarize allegation, specifically but without mentioning incriminating details if possible]. Tell me everything about that.’**

[Follow up with other open-ended prompts, such as **‘Tell me about that.’** If necessary.]

3. If something was observed, say:

a. ‘I heard that someone saw []. Tell me everything about that.’

Children's Testimony

[Follow up with other open-ended prompts, such as **'Tell me about that.'** If necessary.]

If child denies, go to 3b.

b. 'Has anything happened to you at [place/time]? Tell me everything about that.'

[Follow up with other open-ended prompts, such as **'Tell me about that.'** If necessary.]

If child has/had injuries or marks say:

4. **'I see [I heard] that you have [marks/bruises] on your []. Tell me everything about that.'**

[Follow up with other open-ended prompts, such as **'Tell me about that.'** If necessary.]

5. **'Did somebody [summarize without naming the perpetrator (unless child already named her/him) or providing most incriminating details]?''**

If child denies, go to next section.

If child acknowledges something say:

'Tell me everything about that.'

[Follow up with other open-ended prompts, such as **'Tell me about that'** if necessary.]

IX. INFORMATION ABOUT THE DISCLOSURE

'You've told me why you came to talk to me today. You've given me lots of information and that really helps me to understand what happened.'

[If child has mentioned telling someone about the incident(s), go to question 6. If child has not mentioned telling anyone, probe about possible immediate disclosure by saying:]

1. **'Tell me what happened after [the last incident].'**

[Wait for an answer.]

2. **'And then what happened?'**

[Note: Use this question as often as needed throughout this section.]

Appendix: NICHD Protocol

[If the child mentions a disclosure, go to question 6. If not, ask the following questions.]

3. **‘Does anybody else know what happened?’**

[Wait for an answer. If the child identifies someone, go to Question 6.]

[If the child confirms but does not mention the name, ask:]

‘Who?’

[Wait for an answer. If the child identifies someone, go to Question 6.]

4. **‘Now I want to understand how other people found out about [the last incident].’**

[Wait for an answer. If the child identifies someone, go to Question 6.]

[If there is missing information, ask the following questions.]

5. **‘Who was the first person besides you and [the perpetrator] to find out about [alleged abuse as described by the child]?’**

[Wait for an answer.]

6. **‘Tell me everything you can about how [“the first person mentioned by the child”] found out.’**

[Wait for an answer.]

[Then say:]

‘Tell me more about that.’

[Wait for an answer.]

[If the child describes a conversation, say:]

‘Tell me everything you talked about.’

[Wait for an answer.]

7. **‘Does anyone else know about [alleged abuse as described by the child]?’**

[Wait for an answer.]

[Then say:]

‘Tell me more about that.’

[If the child described a conversation, say:]

‘Tell me everything you talked about.’

Children's Testimony

[Wait for an answer.]

[If the child does not mention that he/she told somebody ask:]

REPEAT ENTIRE SECTION AS NECESSARY FOR EACH OF THE INCIDENTS DESCRIBED BY THE CHILD.

X. CLOSING

[Say:]

'You have told me lots of things today, and I want to thank you for helping me.'

1. **'Is there anything else you think I should know?'**

[Wait for an answer.]

2. **'Is there anything you want to tell me?'**

[Wait for an answer.]

3. **'Are there any questions you want to ask me?'**

[Wait for an answer.]

4. **'If you want to talk to me again, you can call me at this phone number.'** [Hand the child a card with your name and phone number.]

XI. NEUTRAL TOPIC

'What are you going to do today after you leave here?'

[Talk to the child for a couple of minutes about a neutral topic.]

'It's [specify time] and this interview is now complete.'

NICHD 訪談程序

[臺灣中文版]

國立臺灣大學中國信託慈善基金會兒少暨家庭研究中心

* 此訪談程序僅供完成 NICHD 訪談程序訓練人士使用

©版權所有 請勿翻印

臺灣中文版審訂者：國立臺灣大學中國信託慈善基金會兒少暨家庭研究中心

英文原版作者：國家兒童健康與人類發展中心

(The National Institute of Child Health and Human Development, NICHD)

NICHD 訪談程序中文版 專家審查名單

NICHD 訪談程序中文版 專家審查名單 個別審查 (依姓名筆劃排序)

何慧貞	臺北市家庭暴力暨性侵害防治中心性侵害保護組督導
杜瑛秋	財團法人勵馨社會福利事業基金會研發處巡迴督導
林宜靜	臺北市大安區仁愛國小輔導室資料組組長
林冠雯	國立臺北教育大學附設實驗國民小學諮輔組組長
金融	證照臨床心理師 / 新北市性侵害加害人評估委員會委員及北安診所臨床心理師
施慧玲	國立中正大學法律學系教授 / 台灣法律資訊中心主任
許辰舟	司法院刑事廳調辦法官
陳淑真	臺北市家庭暴力暨性侵害防治中心性侵害保護組社工員
黃菁瑜	國立臺灣大學中國信託慈善基金會兒少暨家庭研究中心博士後研究員
黃瑞雯	臺北市家庭暴力暨性侵害防治中心性侵害保護組組長
趙儀珊	國立臺灣大學心理學系助理教授
賴芳玉	律州聯合法律事務所律師

NICHD 訪談程序中文版 專家審查名單 會議審查 (依姓名筆劃排序)

杜瑛秋	財團法人勵馨社會福利事業基金會研發處巡迴督導
沈瓊桃	國立臺灣大學中國信託慈善基金會兒少暨家庭研究中心執行長
張凱強	財團法人台北市婦女救援基金會研發部高級專員
許辰舟	司法院刑事廳調辦法官
黃菁瑜	國立臺灣大學中國信託慈善基金會兒少暨家庭研究中心博士後研究員
廖美淑	財團法人勵馨社會福利事業基金會研發處研究專員
趙儀珊	國立臺灣大學心理學系助理教授
賴月蜜	慈濟大學社會工作學系暨碩士班助理教授

目錄

NICHD 訪談程序中文版 專家審查名單	1
一、介紹	3
二、建立關係	4
三、情景記憶訓練	4
特別活動	4
昨天	5
今天	6
訪談的實質部分	6
四、轉換到實質問題	6
五、調查事件	8
開放式問題	8
聚焦在受訪兒童提及的資訊	8
分開每次不同的事件	9
探討特定事件的開放式問題	9
聚焦在受訪兒童提及的資訊	10
六、休息	10
休息結束後：	10
七、取得受訪兒童尚未提到的其他資訊	10
八、若受訪兒童未提及您想要搜集的資訊	11
九、關於透露的資訊	12
十、結語	13
十一、 中性話題(neutral topic)	14

一、 介紹

1. 「你好，我的名字叫做_____，我是警察(檢察官、法官)。」〔介紹房間內的其他人，例如社工；最好沒有其他人在場。可以請受訪兒童自我介紹〕「今天是____月____號，現在_____點鐘。我在_____ (地點)訪談_____ (受訪者)。」

「你可以看到這裡有錄影機和麥克風。這些機器會記錄我們的談話，這樣我就可以記住你說的每件事。我忘記的時候，我只要把錄影帶拿出來看就可以了，不用把每件事都寫下來。」

「我的工作跟像你一樣的小朋友〔青少年〕說一說你的事。我會跟像你這樣的小朋友〔青少年〕聊聊，讓我知道發生在你身上的事。好，在我們開始聊之前，我要確定你知道說實話、說真話是很重要的。」〔對年紀較小的受訪兒童，解釋如下：「小朋友要說實話、說真話，不可以說謊話、假話」〕

「如果我說：我沒有穿鞋子，我說的是不是實話(或"真的")？」

〔等受訪兒童回答，然後說：〕

2. 「我說的不是實話，不是真的，因為我有穿鞋子。」〔此處稍停一下，再繼續發問〕

「如果我說我現在坐著，這是不是實話〔是不是真的／對或不對〕？」

〔等受訪兒童回答。〕

3. 「我说的话是實話，是真的，因為你可以看得到，我現在真的坐著。」

「我想你已經知道什麼叫做說實話，這很重要，因為你跟我說實話、說真話，我才能知道真正發生在你身上的事情。」

〔停頓一下。〕

4. 「如果你聽不懂我問的問題，就說『我聽不懂』，可以嗎？」

〔停頓一下〕

「如果我聽不懂你說的話，我會再問你。」

〔停頓一下。〕

5. 「如果我問的問題，你不知道答案，就說『不知道』。」

「好，如果我問你，『我養的小狗叫什麼名字？』〔或「我兒子叫什麼名字」〕你會怎麼說？」

〔等受訪兒童回答。〕

〔如果受訪兒童回答「我不知道」，就說：〕

6. 「答對了。因為你真的不知道我養的狗叫什麼名字。」

〔如果受訪兒童亂猜，就說：〕

「不對，因為你不知道我養的小狗叫什麼名字，所以你說的不是實話，不是真的。當你不知道答案的時候，不用猜，只要說不知道就好了。」

〔停頓一下。〕

7. 「如果我說錯什麼事，你一定要告訴我，好嗎？」

〔等受訪兒童回答。〕

8. 「所以，如果我說你是 2 歲的小女生〔例如受訪兒童是 5 歲男孩或其他〕，你會怎麼說？〔.提問時請刻

意猜測與受訪者實際狀況差距很大的狀態或是可以詢問年級。〕

〔如果受訪兒童只做否認，但未對於問話提出糾正，請繼續追問：〕

「如果我弄錯了，說你是 2 歲小女生，你會怎麼說〔訪談者是 5 歲男孩或其他〕？」

〔等受訪兒童回答。〕

9. 「這樣說就對了。現在你知道，如果我弄錯或者我說的話不對，你一定要告訴我。」

〔停頓一下。〕

10. 「所以如果我說，你剛剛都是站著的，你會怎麼說？」

〔等受訪兒童回答。〕

「好」

二、 建立關係

「現在我想多認識你。」

1. 「跟我說一說，你喜歡做什麼事？」〔可以用受訪兒童現在的實際狀況(例如穿著)為題材提問，以建立關係〕

〔等受訪兒童回答。〕

〔如果受訪兒童回答相當詳細，請跳至第 3 題。〕

〔若受訪兒童沒回答，或回答簡短，或愣住，請往下問第 2 題〕

2. 「我真的很想多認識你，你可以告訴我你喜歡做的事、喜歡的人、喜歡玩的東西、喜歡唱的歌。」

〔等受訪兒童回答。〕

3. 「你可以多說一點關於〔受訪兒童提到的活動。避免強調電視、影片或幻想事物〕的事。」

〔等受訪兒童回答。〕

三、 情景記憶訓練

特別活動

〔註：本節視事件不同而有變化。〕

〔訪談前應確定受訪兒童最近經歷過的特別活動，例如開學第一天、慶生活動、節日慶典等。然後詢問有關該活動的問題。若可以，請選擇與指稱或疑似虐待事件發生時間相近的活動。若指稱的虐待事件發生於特定日子或特定活動期間，詢問受訪兒童其他不同的活動〕

「我想多知道一些你的事，多了解你一些。」

1. 「前幾〔天／週〕是〔節日／生日／開學第一天／其他〕。告訴我〔你生日、過年，其他活動〕的所有事情」。

〔若不知道受訪兒童最近的經歷或活動，可以先問家長。〕

〔等受訪兒童回答。〕

1a. 「仔細想想〔活動或事件〕，然後告訴我，那一天從你起床開始一直到〔前一題受訪兒童所提事件的某個部分〕發生的每一件事。」〔若受訪兒童反問為何要告訴你每一件事，則回覆：因為想要多了解他、很好奇

，並避免說「因為我是警察」]

[等受訪兒童回答。]

[註：在本節必要時可多使用此問句。]

1b. 「然後呢？」

[等受訪兒童回答。]

[註：在本節必要時可多使用此問句。]

1c. 「想一想，告訴我。那一天的〔特別活動〕結束之後，一直到那天晚上你上床睡覺前，所發生的每一件事。」

[等受訪兒童回答。]

[註：在本節必要時可多使用此問句。]

1d. 「多告訴我關於〔受訪兒童提及的活動〕的事。」

[等受訪兒童回答。]

[註：在本節必要時可多使用此問句。]

1e. 「你之前提到〔受訪兒童提及的活動〕，把〔受訪兒童提及的活動〕的事情都告訴我。」(有提過但是沒有詳述的)

[等受訪兒童回答。]

[註：在本節必要時可多使用此問句。]

[如果受訪兒童無法詳細的描述此活動，繼續 2-2e 的問題。] [註：若受訪兒童詳細描述該活動，就說：「你要把你記得的所有事情都告訴我，這個非常重要，不管是好事或壞事，都可以告訴我。」]

昨天

2. 「我想知道昨天發生什麼事。跟我說，你昨天從早上起床開始，一直到晚上睡覺為止，發生的所有事情。」

[等受訪兒童回答。]

2a. 「我希望你不要漏掉任何事。把每一件事都跟我說，從你早上起床開始，一直到〔受訪兒童回答前一題提到某段事情或某些活動〕之前發生的所有事。」

[等受訪兒童回答。]

2b. 「然後呢？」

[等受訪兒童回答。]

[註：在本節必要時可多使用此問句。]

2c. 「告訴我〔受訪兒童提到某段事情或某些活動〕之後，一直到你晚上睡覺，又發生了哪些事。」

[等受訪兒童回答。]

2d. 「多告訴我一點關於〔受訪兒童提及的活動〕的事。」

[等受訪兒童回答。]

[註：在本節必要時可多使用此問句。]

2e. 「你之前提到〔受訪兒童提及的活動〕，把〔受訪兒童提及的活動〕的事情都告訴我。」

〔等受訪兒童回答。〕

〔註：在本節必要時可多使用此問句。〕

今天

如果受訪兒童無法詳細敘述昨天的事情，重複 2 至 2E 的問題，詢問今天的狀況，以「你到這裡的時候」當作結束活動。

「你要告訴我所有真正發生在你身上的事情，這很重要」

訪談的實質部分

四、轉換到實質問題

「我現在已經稍微認識你，比較知道你的事情了，你知道今天為什麼來這裡？」。

〔如果受訪兒童開始回答，等受訪兒童回答〕

〔若受訪兒童簡單指控，（例如：「林叔叔摸我尿尿的地方」或「爸爸打我」），跳至第 10 題。〕

〔若受訪兒童詳細描述，跳至第 10a 題。〕

〔若受訪兒童不提出任何指控，繼續問題 1。〕

1. 「我知道可能發生了一些事情，你可以把所有的事情從頭到尾都告訴我。」

〔等受訪兒童回答。〕

〔若受訪兒童提出指控，跳至問題 10。〕

〔若受訪兒童詳細描述，跳至第 10a 題。〕

〔若受訪兒童不做任何申述，繼續問題 2。〕

2. 「我剛剛說過，我的工作是要跟小朋友聊聊他們發生的事情。現在很重要的是，你要跟我說為什麼〔你今天會在這裡／你今天會到這裡來／我今天會在這裡〕。跟我說，你覺得為什麼我今天會來跟你聊天？」

〔等受訪兒童回答。〕

〔若受訪兒童提出指控，跳至問題 10。〕

〔若受訪兒童詳細描述，跳至第 10a 題。〕

〔若受訪兒童不提出任何指控，且您不知道先前是否已通報，跳至問題 4 或 5。〕

〔若受訪兒童不提出任何指控，且您知道先前已通報，跳至問題 3。〕

3. 「有人告訴我〔通報的事件〕，這個人很想幫你，我想知道發生了什麼事。」

〔等受訪兒童回答。〕

〔若受訪兒童提出指控，跳至問題 10。〕

〔若受訪兒童詳細描述，跳至第 10a 題。〕

〔若受訪兒童不作任何指控，且無明顯傷痕，進行問題 5〕

〔若傷痕明顯，或調查員已經看過照片或被通知有傷痕，或訪談地點在醫院或剛好在驗傷後，就說：〕

4. 「我看到〔我聽說你的__（身體部位）__〔有傷痕／受傷／瘀傷〕，告訴我你為什麼會受傷？你的傷痕是怎麼來的？」

〔等受訪兒童回答。〕

〔若受訪兒童提出指控，跳至問題 10。〕

〔若受訪兒童詳細描述，跳至第 10a 題。〕

〔若受訪兒童不提出指控，繼續問題 5。〕

5. 「**有沒有人對你做了你不喜歡的事情？**」

〔等受訪兒童回答。〕

〔若受訪兒童確認或提出指控，跳至問題 10。〕

〔若受訪兒童詳細描述，跳至第 10a 題。〕

〔若受訪兒童不確認也不提出指控，進行問題 6。〕

6. 「**你〔在指控事件的地點／時間〕有發生什麼事嗎？**」

〔註：不要提到嫌犯的名字或任何指控的詳情。〕

〔等受訪兒童回答。〕

〔若受訪兒童詳細描述，跳至第 10a 題。〕

〔若受訪兒童確認或提出指控，跳至問題 10。〕

〔若受訪兒童不確認或不提出指控，繼續問題 7。〕

7. 「**有沒有人對你做了不應該做的事情。**」〔若受訪兒童不是很清楚這句話的意思，可以再次解釋「**有沒有人對你做了你不喜歡的事情？**」〕

〔等受訪兒童回答。〕

〔若受訪兒童確認或提出指控，跳至問題 10。〕

〔若受訪兒童詳細描述，跳至第 10a 題。〕

〔若受訪兒童不確認或不提出指控，繼續問題 8。〕

〔停頓一下。您已經準備就緒可以繼續進行嗎？需不需要休息一下再繼續呢？〕

〔若您決定繼續，在訪談前應根據所知的事實，先準備好問題 8 和問題 9 的具體內容。盡量不要暗示受訪兒童任何事件的細節。若您尚未準備好問題，先休息謹慎準備後再繼續。〕

8. 「**有沒有人〔簡單描述指控或疑似的事件，但不要具體提及犯罪行為人的姓名或提供太多細節〕。**」（例如，「**有沒有人打你？**」或「**有沒有人碰你‘尿尿的地方’〔身體私密部位的兒童用語〕？**」）

〔等受訪兒童回答。〕

〔若受訪兒童確認或提出指控，跳至問題 10。〕

〔若受訪兒童詳細描述，跳至第 10a 題。〕

〔若受訪兒童不確認或不提出指控，繼續問題 9。〕

9. 「**有人告訴我／給我看〔‘你碰其他小朋友‘尿尿的地方’／‘你畫的圖’〕，我想知道發生了什麼事。**」
「**有沒有人〔簡單描述指控或疑似的事件，但不要具體提及犯罪行為人的姓名或提供太多細節〕。**」（例如：（「**家人有沒有打你？**」或「**有沒有人碰你‘尿尿的地方’〔或其他身體私密部位的兒童用語〕？**」））

〔等受訪兒童回答。〕

〔若受訪兒童確認或提出指控，跳至問題 10。〕

〔若受訪兒童詳細描述，跳至第 10a 題。〕

〔若受訪兒童不確認或不提出指控，跳至第六節。〕

五、調查事件

開放式問題

10. 〔若受訪兒童小於 6 歲，以受訪兒童自己說的話複述指控事件，但勿提供受訪兒童未提及的細節或姓名。
〕

〔然後說：〕

「把〔受訪兒童提及事件〕都告訴我」

〔等受訪兒童回答。〕

〔若受訪兒童超過 6 歲，就簡單地說：〕

「把〔受訪兒童提及事件〕都告訴我」

〔等受訪兒童回答。〕

10a. 「然後呢？」或「跟我多說一點。」

〔等受訪兒童回答。〕

〔在您獲得指控事件的完整描述前，必要時多使用此問句。〕

〔註：如果受訪兒童的描述很籠統，跳至問題 12（分開每次不同的事件）。若受訪兒童的描述很具體，繼續問題 10b〕

10b. 「你想想那天／晚，把〔受訪兒童提過的前一活動，例如：去對方家〕到〔受訪兒童描述的指控受虐事件，例如：他摸我〕之間發生的事都告訴我。」

〔等受訪兒童回答。〕

〔註：必要時多用此問句，使受訪兒童詳述事件的所有情節。〕

10c. 「多告訴我一點〔受訪兒童提到的人、事、物〕的事。」

〔等受訪兒童回答。〕

〔註：在本節必要時可多使用此問句。〕

10d. 「你剛剛說的〔受訪兒童提到的人、事、物〕，請你再多說一點，把全部的事情都告訴我」。

〔等受訪兒童回答。〕

〔註：在本節必要時可多使用此問句。〕

〔若您對某些細節感到困惑（例如，事件發生順序），可以說：〕

「你已經告訴我很多事，幫了很大的忙，但是我有點不清楚，可不可以請你從頭再告訴我一次〔事情是怎麼開始／到底發生了什麼事／怎麼結束的／其他〕。」

聚焦在受訪兒童提及的資訊

〔若詢問開放式問題後，仍缺少指控事件的關鍵細節或細節不明確，才使用直接問題。最重要的是在適當時機，使用直接問題搭配開放式問題。〕

〔註：首先將受訪兒童的注意力集中於提到的細節，然後詢問直接問題〔如何／何時／何地／誰／何物／什麼〕。〕

以下為直接問題的通用格式：

11. 「你提到〔人、事、物〕，〔進行直接問題。〕

〔以下四個例句都是舉例的問題串，並沒有先後順序〕

例句 1. 「你說當時你在店裡，是在店裡的哪裡？」〔停頓等受訪兒童回答〕「跟我說那間店的事。」

例句 2. 「你剛剛說媽媽『用長長的東西』打你」，那個長長的東西是什麼？」〔如果受訪兒童無法進一步描述，可以請受訪兒童用畫的〕

例句 3. 「你提過一個鄰居。你知道他／她的名字嗎？」〔停頓等受訪兒童回答〕「跟我說那個鄰居的事」〔不要求形容。〕

例句 4. 「你說你的同學看到這件事，他／她叫什麼名字？」〔停頓等受訪兒童回答〕「告訴我同學在那裡做什麼。」

分開每次不同的事件

12. 「這件事只發生一次？還是不只一次？」

〔若事件只發生一次，跳至「休息」〕。

〔若事件發生不只一次，繼續問題 13。請按照以下所示，詳細探討個別事件。每一次的事件都要問〕

探討特定事件的開放式問題

13. 「告訴我最近一次發生的事。」〔儘量以時間、地點、活動、人物去具體化問題〕

〔等受訪兒童回答。〕

13a. 「然後呢？」或「多告訴我一點。」

〔等受訪兒童回答。〕

〔註：在本節必要時可多使用此問句。〕

13b. 「你想想那〔天／晚〕，把〔受訪兒童提及的先前活動〕到〔受訪兒童描述的指控受虐事件〕之間發生的事都告訴我。」

〔等受訪兒童回答。〕

〔註：多變換運用此問句，直到受訪兒童詳細闡述所有有關事件的細節。〕

13c. 多告訴我一點關於〔受訪兒童提到的人、事、物〕的事。」

〔等受訪兒童回答。〕

〔註：在本節必要時可多使用此問句。〕

13d. 「你剛剛提到〔受訪兒童提到的人、事、物〕，跟我說關於〔受訪兒童提到的人、事、物〕的事。」

〔若不只一次，則以同樣的問話方式詢問每一次，由最近一次事件開始〕

〔等受訪兒童回答。〕

〔註：在本節必要時可多使用此問句。〕

聚焦在受訪兒童提及的資訊

〔若詢問開放式問題後，仍缺少指控事件的關鍵細節或細節不明確，使用直接問題(如何／何時／何地／誰／何物／什麼)。最重要的是在任何適當時機，使用直接問題搭配開放式問題。〕

〔註：首先將受訪兒童的注意力集中於提到的細節，然後詢問直接問題。〕

以下為直接問題的通用格式：

14. 「你提過〔人、事、物〕，

〔如何／何時／何地／誰／何物／什麼〕〔詢問直接問題。以下四個例句都是舉例的問題串，並沒有先後順序〕。」

例句 1. 「你剛剛說你在(某個地方)看電視，那個時候發生了什麼事？」

〔等待受訪兒童回答〕

「跟我說關於這個的所有事情。」

例句 2. 「你剛才說爸爸『揍你』，告訴我他做了什麼。」

例句 3. 「你剛剛說，發生事情的時候有一個朋友也在那裏，他叫什麼名字？」

〔等待回答〕

「告訴我他那個時候在做什麼。」

例句 4. 「你之前說你的叔叔『摸你』〔親你／跟你發生性行為／其他〕。告訴我他是怎麼[摸你]的。」

〔依照您希望受訪兒童釐清的事件次數，重複本節全部問題。除非受訪兒童已具體說明只發生兩次，否則應詢問「最近一次」「第一次」，以及「你清楚記得的另外一次」。〕

六、 休息

〔告訴受訪兒童：〕

「謝謝你願意告訴我這些事情，現在我們先休息一下，我們待會再繼續。」

「現在我想確認我已經瞭解每一件事，看看我還有沒有其他需要問你的問題。我會〔想一想你告訴我的事／看一遍我的筆記／查一查？〕，現在先休息 分鐘，我們再繼續談。」

〔休息時間，檢視您取得的資訊，若是性侵害案件則填寫性侵害案件減少被害人重複陳述作業訊問被害人須知(Forensic checklist)，檢查還缺少什麼資訊，規劃接下來的訪談。請務必寫下接下來要問的聚焦問題。〕

休息結束後：

〔為取得受訪兒童尚未提到的其他重要資訊，請按照上述說明詢問其他直接和開放式問題。詢問每一個直接問題後，接著問開放式問題（告訴我更多關於那件事）。完成這些問題後，進行第七節。〕

七、 取得受訪兒童尚未提到的其他資訊

〔只有在您已嘗試過其他方法，但還是覺得缺少某些重要資訊，您才得以詢問封閉式問題(是非題或選擇題)。在可能的情況下，應盡量搭配開放式問題（「告訴我那件事的所有細節」）。〕

〔註：若有多項事件，您應該以受訪兒童自己說的話，讓受訪兒童集中於相關事件，必須讓受訪兒童有機會闡述重要細節後，才能詢問具體的問題。〕

〔詢問下一個事件前，請確保已取得每一個事件尚缺的所有關鍵細節。〕

詢問受訪兒童尚未提及資訊的封閉式問題通用格式

「你之前跟我說〔特定的事件(以時間或地點)〕，你提到〔人、事、物〕。是不是/有沒有〔封閉式問題〕」

〔等受訪兒童回答。〕

〔適當時，詢問開放式問題；說：〕

「把關於〔特定的事件(以時間或地點)〕的所有事情都告訴我。」

範例

1. 「當你告訴我在地下室的那一次時，你說他脫下他的褲子，當時你的衣服呢？」

〔等受訪兒童回答。〕

〔等受訪兒童答覆後，說：〕

「把關於〔特定的事件(以時間或地點)〕的所有事情都告訴我。」

〔等受訪兒童回答。〕

2. 「你告訴我，最近這一次發生的事情是〔他摸你〕，那個時候他是隔著你的衣服摸你？還是伸進衣服裡面摸你？」

〔等受訪兒童回答。〕

〔等受訪兒童答覆後，說：〕

「把關於〔特定的事件(以時間或地點)〕的所有事情都告訴我。」

〔等受訪兒童回答。〕

3. 「當時他是伸進你的衣服裡摸你的嗎？」

〔等受訪兒童回答。〕

〔等受訪兒童答覆後，說：〕

「把關於〔特定的事件(以時間或地點)〕的所有事情都告訴我。」

4. 「你說過發生在遊樂場的事，有人看到那件事嗎？」

〔等受訪兒童回答。〕

〔適當時說：〕

「把關於〔特定的事件(以時間或地點)〕的所有事情都告訴我。」

5. 「你知道還有沒有其他小朋友也發生過像這樣的事情？」

〔等受訪兒童回答。〕

〔適當時說：〕

「把關於〔特定的事件(以時間或地點)〕的所有事情都告訴我。」

6. 「你有跟我說發生在學校的事，你知道那件事是在什麼時候發生的嗎？」

八、 若受訪兒童未提及您想要搜集的資訊

只能使用受訪兒童曾經提及或是通報資料或是卷宗資料有的內容做詢問。

若您知道受訪兒童提及該資訊的那次訪談，可以說：

1. 「我聽說你跟〔人〕在〔時間／地點〕說過一些事情，告訴我，你們說了些什麼」。
〔若受訪兒童未提供更多資訊，詢問問題 2；若受訪兒童多說了一些資訊；您可以說：〕
「把那時發生的所有事情都告訴我。」
〔必要時，接著使用其他開放提示，例如「告訴我關於那件事」。〕
若您已經知道之前透露的細節，但受訪兒童尚未告訴您，您可以說：
2. 「我聽〔她／他說〕你說過〔簡述指控事件，可具體說明但盡可能不要提到犯罪細節(incriminating details)〕。跟我說關於這個的所有事情。」
〔必要時，接著使用其他開放提示，例如「告訴我關於那件事」。〕
3. 若觀察到某些事：
「我聽說有人看到〔事〕。跟我說關於這個的所有事情。」
 - a. 〔必要時，接著使用其他開放提示，例如「告訴我關於那件事」。〕
若受訪兒童否認，跳至 3b.
 - b. 「你〔在地點／時間〕有發生什麼事嗎？把關於〔特定的事件(以時間或地點)〕的所有事情都告訴我。」
〔必要時，接著使用其他開放提示，例如「告訴我關於那件事」。〕
若受訪兒童已經／曾經受傷或有傷痕，可以說：
4. 「我看到〔我聽說〕你的〔某個身體部位〕有〔傷痕／瘀傷〕。「把關於〔特定的事件(以時間或地點)〕的所有事情都告訴我。」」
〔必要時，接著使用其他開放提示，例如「告訴我關於那件事」。〕
5. 「是不是有人〔簡述指控事件但不指名加害人（除非受訪兒童已提到該人名或提供大部分犯罪細節）？〕」
若受訪兒童否認，跳至下節。
若受訪兒童承認某些事情，可以說：
「把那時發生的所有事情都告訴我。」
〔必要時，接著使用其他開放提示，例如「告訴我關於那件事」。〕

九、關於透露的資訊

「你已經跟我說過，你今天為什麼來跟我聊天。你已經告訴我很多事，真的幫了我很大的忙。我現在瞭解發生了什麼事」。

〔若受訪兒童提過已將事件告知他人，請跳至問題 6。若受訪兒童未提及有告知任何人，探詢受訪兒童立即透露的可能性，說：〕

1. 「告訴我〔最後一次事件發生〕後發生了什麼事。」
〔等受訪兒童回答。〕
2. 「然後呢？」
〔註：在本節必要時可多使用此問句。〕

〔若受訪兒童提到告知他人，跳至問題 6。若無，提出下列問題。〕

3. 「有沒有其他人知道發生了什麼事？」

〔等受訪兒童回答。若受訪兒童指出某人，跳至問題 6。〕

〔若受訪兒童確認但未提到姓名，往下再問：〕

「是誰知道？」

〔等受訪兒童回答。若受訪兒童指出某人，跳至問題 6。〕

4. 「我現在想瞭解其他人怎麼知道〔最後一次事件〕。」

〔等受訪兒童回答。若受訪兒童指出某人，跳至問題 6。〕

〔若還缺少資訊，提出下列問題。〕

5. 「除了你和〔犯罪行為人〕外，誰是第一個知道〔受訪兒童描述的指控受虐事件〕？」

〔等受訪兒童回答。〕

6. 「多告訴我〔受訪兒童提及的第一發現人〕怎麼知道這件事。」

〔等受訪兒童回答。〕

〔然後說：〕

「多告訴我一點。」

〔等受訪兒童回答。〕

〔如果受訪兒童描述對話，就說：〕

「告訴我，你們說了什麼」。

〔等受訪兒童回答。〕

7. 「還有其他人知道〔受訪兒童描述的指控受虐事件〕嗎？」

〔等受訪兒童回答。〕

〔然後說：〕

「多告訴我一點。」

〔如果受訪兒童描述對話，就說：〕

「告訴我，你們說了什麼事」。

〔等受訪兒童回答。〕

〔若受訪兒童未提及告知其他人，詢問：你有告訴誰嗎？/你有和誰說嗎？〕

必要時，針對受訪兒童描述的每一事件重複本節全部問題。

十、 結語

〔說：〕

「你今天告訴我很多事，非常感謝你的幫忙。謝謝你告訴我，你非常勇敢。」

1. 「你認為還有什麼事情我應該知道嗎？」

〔等受訪兒童回答。〕

2. 「你還有什麼事情要告訴我？」

〔等受訪兒童回答。〕

3. 「你有沒有問題想問我？」

〔等受訪兒童回答。〕

4. 「如果你還想再跟我說什麼，你可以打這個電話給我。」〔把記載您姓名和電話號碼的小卡片交給受訪兒童。〕

十一、 中性話題(neutral topic)

「待會離開這裡以後，你要做些什麼？」

〔跟受訪兒童聊聊幾分鐘中性話題。〕

「現在是〔明確說出時間〕，我們的訪談結束了。」